

第 5 次大阪府障がい者計画
令和 5 年度における
具体的な取組み・実施状況

令和 7 年 1 月 31 日

< 目 次 >

○共通場面	地域を育む	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○生活場面Ⅰ	地域やまちで暮らす	・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
○生活場面Ⅱ	学ぶ	・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
○生活場面Ⅲ	働く	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 8
○生活場面Ⅳ	心や体、命を大切にする	・・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
○生活場面Ⅴ	楽しむ	・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4
○生活場面Ⅵ	人間（ひと）としての尊厳を持って生きる	・・・・・・	5 7

具体的な取組み	目 標	令和5年度 実施状況
(1)障がい者虐待の防止や差別の禁止(「命と尊厳を守る」地域づくり) ○障がい者差別解消における合理的配慮の義務化等(障がい福祉企画課) 令和2年3月に障がい者差別解消協議会において「事業者による合理的配慮の提供について、法的義務化の検討を進めるべき」と提言されたことを踏まえ、条例改正について検討を行い、「事業者による合理的配慮の提供」が義務化されました。今後は、障害者差別解消法や障がい者差別解消条例の周知に加え、積み重ねた相談事例の紹介や心のバリアフリー推進事業の実施等により、障がい者を理由とする差別の解消についての理解が進むよう取り組みます。		○障がいを理由とする差別の解消についての理解を進めるために、以下の事業を実施しました。 ・心のバリアフリー推進事業として第 20 回共に生きる障がい者展において障がい者サッカーを通じて、「合理的配慮の提供」についての理解を深めていただくことを目的に、フォーラム「Football For All サッカーをもっとみんなのものに 障がい者サッカーを通じて合理的配慮について学ぶ」を開催しました。フォーラムでは障がい者サッカーを通じて法令や合理的配慮の必要性を学び、実際に障がい者スポーツを体験していただくことで、障がいへの理解促進を図りました。その様子は動画撮影し、後日大阪府ホームページにて公開しました。 ・企業等の自主的な取組みを促進する環境の整備に資することを目的に作成した研修資料をホームページで公開し、周知を図りました。 ・障がい者差別解消条例ガイドライン(第3版)やほんま、おおきに!!〜ひろげようこころの輪〜障がい理解ハンドブックなどの啓発物による啓発活動を実施しました。
○障がい者の住まいの場の確保(人権局、障がい福祉企画課、生活基盤推進課、居住企画課、建築振興課、住宅経営室) 「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、人権局ホームページを活用して、府民の障がい者等に対する理解の促進と意識の高揚を図ります。 また、障がい福祉施設等の指定時において、障がい福祉施設等の設置者が地域住民に理解されるよう、地域交流を積極的に進めるよう指導していきます。 また、障害者差別解消法及び条例の啓発に努めます。 さらに、平成29年10月25日付けで「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」が改正され、高齢者や障がい者をはじめとした住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されたことを受け、これまで大阪府が行ってきた「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」を法に基づく登録制度に移行し、今後より一層の住宅が登録されるよう取り組みます。 「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、宅地建物取引業者が、障がい者等であるという理由だけで、民間賃貸住宅の入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としています。宅地建物取引業者には研修等を通じてその周知・啓発を行うとともに、違反業者に対しては、同基準に基づく必要な指導等を行います。 大阪府及び市町村に入居拒否・入居差別に関する相談窓口を設け、幅広く相談に応じるとともに、家主・管理会社・家賃債務保証業者に対して障がい者であることを理由に入居拒否を行わないことを含め、大阪府作成のパンフレットを活用し、障がい者の方が安心して入居できるよう啓発を行います。 「Osaka あんしん住まい推進協議会」ホームページなどによる生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供を行います。また、高齢者等の相談に応じる機会の多い市町村の福祉関係窓口や地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)等において、住まいに関する相談時に「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を活用してもらうなど、住宅部門と福祉部門との連携体制の構築にも取り組みます。	目標値(令和7年度) 宅地建物取引業者が人権に資する指導基準の規制内容について認識している割合:100%	○「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、人権局ホームページを活用して、府民の障がい者等に対する理解の促進と意識の高揚を図るなど、広く啓発に取り組みました。 ○指定時等において、障がい福祉施設等の設置者が、地域住民に理解され、地域交流を進めるよう指導しました。 ○障がい福祉施設等が地域交流を積極的に進めるよう、障がい福祉サービス事業者に対し、指定時研修を実施しました。 ○あんぜん・あんしん賃貸住宅(セーフティネット住宅)登録促進に向け、宅地建物取引業団体等を通じた働きかけを行ったほか、府内各地の不動産店への啓発活動に努めました。また、地図や条件から検索可能な「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」の運用を行いました。 あんぜん・あんしん賃貸住宅(セーフティネット住宅)42,737 戸(令和6年3月31日時点) ○大阪府の住宅相談室を「Osaka あんしん住まい推進協議会」の相談窓口として位置づけ、市町村別の入居拒否・入居差別の相談窓口と併せて同協議会のホームページに掲載し情報提供を行いました。 ○障がい者等の民間賃貸住宅の入居促進のため、家主・不動産事業者向けのパンフレットを、宅地建物取引業団体等を通じて配布・啓発し、「Osaka あんしん住まい推進協議会」のホームページ及び「あんぜん・あんしん賃貸住宅検索システム」において、居住支援情報を提供しました。また、「Osaka あんしん住まい推進協議会」を通じて宅地建物取引業団体等と意見交換を実施しました。そのほか、住まい探しの相談に応じる協力店(不動産事業者)の登録や、相談や情報提供、見守りなどの生活支援等を行う居住支援法人の指定を行いました。また、障がい者等が身近な市町村で住まいに関する相談ができるよう、大阪府居住安定確保計画(令和3年12月策定)に基づき、居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率50%達成(令和12年)に向けて、地域毎の支援者交流会を開催するなどの取組を行いました。 協力店 651 店 居住支援法人 166 法人 府内市区町村居住支援協議会 5 市(豊中市、岸和田市、摂津市、吹田市、守口市)(令和6年3月31日時点)

		○市町村の福祉関係窓口等にパンフレットを配布し、福祉関係者の会議において制度周知を行うことや、市町村において「住まい探し相談会」を実施、前述の交流会を開催するなど、住宅部門と福祉部門との連携を図りました。 ○宅地建物取引業者が人権に関する指導監督基準の規制内容について認識している割合 令和3年度 87.5％(6 年毎に実施する「宅地建物取引業者に関する人権問題実態調査」令和 3 年度調査結果) ○「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子(父子)家庭であるという理由(以下「特定理由」という。)だけで、特定理由該当者からの入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としており、人権啓発パンフレットや府ホームページに同基準を掲載するとともに、研修等を通じて宅地建物取引業者に周知啓発を行いました。
○障がい者虐待の防止(地域福祉室、障がい福祉企画課、生活基盤推進課) 障害者虐待防止法に基づき、大阪府障がい者権利擁護センターにおいて、市町村からの障がい者虐待対応に関する相談への助言・情報提供等の後方支援や、広域的な市町村間の調整等を行います。障がい者虐待の防止や虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、市町村や障がい者虐待防止センター職員の資質向上を目指した虐待防止研修の実施に努めます。 また、障がい者差別や虐待を防止し、障がい理解を進めるため、広く府民とともに、障がい理解を深める取組みを続けるとともに、行政だけでなく、障がい者団体、企業等と連携し、啓発事業を行います。		○大阪府障がい者権利擁護センターの運営 福祉部障がい福祉室同センターにおいて、広域的な市町村間の調整や、情報収集・分析・提供等市町村の後方支援を行いました。 ○障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施 障がい者虐待の防止や対応に携わる職員が、虐待を受けた障がい者等に対する支援を専門的知識をもって適切に行えるよう、市町村・虐待防止センター職員を対象に研修を実施しました。 基礎研修…講義動画配信、集合形式での演習(出席者 81 名) 現任研修(管理職向け)…集合形式での講義、意見交換(出席者 62 名) 現任研修…講義動画配信、集合形式での演習(出席者 77 名) ○専門職派遣事業 障がい者虐待の対応に悩む市町村障がい者虐待担当課に対し、弁護士、社会福祉士の専門職チームを派遣しました(2 件)。 ○啓発事業の実施 ・虐待防止リーフレット「防ごう 障がい者虐待」等の配布 ・障がい者や障がいについての理解の促進に関する啓発動画、イベント案内のため、YouTube チャンネルを開設し、啓発動画を随時公開しています。
○障がい理解の促進による障がい者差別の防止(障がい福祉企画課) 障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別や虐待を防止するため、広く府民とともに、障がい理解を深める取組みを続けます。 また、行政だけでなく、障がい者団体、企業等と連携し、啓発事業を実施し、広く府民、事業者等への啓発に努めます。		○障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別や虐待の防止、障がい理解を深めるため、障がい者週間(12 月 3 日～9 日)を中心として、府政だよりの特集記事掲載の他、市町村・障がい者団体・企業 等と協働し各種啓発事業を実施しました。 ○大阪ふれあいキャンペーン 府内全市町村、当事者団体、地域福祉団体等と連携し、啓発事業を実施。主に、障がいに関する基本的な理解を深めるための「大阪ふれあいおりがみ」を作成し、府内全ての小学校 3 年生に配布の他、社会福祉協議会、市町村に配布するとともに、各種啓発イベント等で幅広く配布。また、障がいのある人に対する配慮や工夫などを学ぶための「大阪ふれあいすごろく」を作成し、府内全ての小学校へ配布しました。さらに、幅広い世代を対象とした啓発物「大阪ふれあいクリアファイル」の作成・配布。あわせて、SNS(X(旧 Twitter)、Instagram)を通し、障がいに関する様々な情報を月 2 回発信しました。

		○心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスター募集、入選作品の表彰、障がい者週間知事表彰の実施(12 月 8 日(金)於:正庁の間) ○第 20 回共に生きる障がい者展(会場開催、Web配信)の開催 障がいのある人、ない人が一堂に会し、相互理解を深めることを目的に毎年開催。令和 5 年度は昨年度と同様に有観客にて会場開催するとともに、その様子の一部を Web にて配信しました。 ○ヘルプマークの普及・啓発 行政機関・関係団体だけでなく、民間事業者へも協力を依頼し、広く啓発活動を行った。公共交通機関へのポスター掲示、チラシ配架等の協力依頼。他にも、医療機関やコンビニ等、あらゆる場所を活用して 啓発活動を実施しました。 ○心のバリアフリー推進事業 第 20 回共に生きる障がい者展において障がい者サッカーを通じて、「合理的配慮の提供」についての理解を深めていただくことを目的に、フォーラム「Football For All サッカーをもっとみんなのものに 障がい者サッカーを通じて合理的配慮について学ぶ」を開催しました。フォーラムでは障がい者サッカーを通じて法令や合理的配慮の必要性を学び、実際に障がい者スポーツを体験していただくことで、障がいへの理解促進を図った。その様子は動画撮影し、後日大阪府ホームページにて公開しました。また、内閣府が改正法を周知するために作成したリーフレットやほんま、おおきに!!～ひろげようこころの輪～障がい理解ハンドブックなどの啓発物による啓発活動を実施しました。
○旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方の救済(地域保健課、障がい福祉企画課) 一時金の支給対象となりうる方に情報が広く行き渡るよう、庁内関係課及び医療・福祉等関係機関と連携・協力し、多様な広報チャネルを通じて積極的に周知を行います。 また、法施行より5年の請求期限の無期限化の法改正とともに対象者の多くが障がい者であることを踏まえ、メディアを活用した継続的な周知を全国的に展開するよう国に対して働きかけます。		○一時金の支給対象となりうる方に情報が広く行き渡るよう、庁内関係課及び医療・福祉等関係機関に周知協力を依頼しました。 ○庁内ラックや情報プラザへのチラシ配架、公共交通機関の駅へのポスター掲示、新聞・テレビ CMを用いた周知を行いました。 ○一時金支給申請期限を無期限とするための法改正、テレビ・新聞・ラジオなどを用いた数次にわたる広報を国に要望しました。
(2)関係機関による強固なネットワークの構築(「支援体制と課題解決力」の強化)		
○引きこもりや社会での孤立等への支援(地域福祉室、生活基盤推進課) 大阪府ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもりの状態にある本人・家族等からの相談に応じるとともに、市町村や関係機関に対し、支援ケースに係るコンサルテーション、研修等を実施します。		○大阪府ひきこもり地域支援センターにおいて、以下のとおり相談対応等を実施しました。 令和 5 年度実績 ○ひきこもりの状態にある本人・家族等からの相談への対応 ・電話相談件数(個別支援) 506 件 ○市町村や関係機関に対するコンサルテーション、研修等の実施 ・相談支援機関支援件数 実数 58 件 延数 295 件(電話 227 件 訪問 68 件) ・支援内容内訳 事例へのコンサルテーション 82 件 研修講師対応 75 件 支援体制の構築 36 件 情報収集・提供 55 件 その他 47 件

○市町村の相談支援体制の充実(地域生活支援課) 障がい児者のニーズの多様化を踏まえ、きめ細かで適切な支援のため、相談支援体制を再構築し、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けた取組みが進められるよう、市町村の実態調査等を行い、その結果や先行事例紹介を情報提供するといった支援を行います。 また、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進します。	目標値(令和5年度) 全ての市町村で基幹相談支援センターを設置	○市町村における相談支援体制の整備が図られるよう、市町村の実態を調査・把握し、課題抽出を行うとともに、各市町村における先行事例の紹介や、市町村や基幹相談支援センター職員等を対象とした情報交換会等を実施しました。 ○都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進しました。 ■基幹相談支援センター 府内 36 市町村設置(令和 5 年 4 月 1 日現在) ■アドバイザーの派遣 5 市町
○地域生活支援拠点等の整備促進(生活基盤推進課) 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、「緊急時の受け入れ・対応の体制づくり」の取組みを進め、地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村に対して地域生活支援拠点等の運営に関する必要な助言等を行います。		○地域生活支援拠点等の運営状況(令和 5 年度末現在) ・整備済:39 市町村 ・未整備:4 市町村 ○未整備の市町村の課題把握及び整備への働きかけや、整備済の市町村の取組状況を把握するため、市町村ヒアリングを実施(令和 5 年 6 月～令和 6 年 3 月)し、運営状況等の把握を行いました。 ・市町村数:10 ○府内市町村・基幹相談支援センター等職員に対して、地域生活支援拠点等の機能の強化・充実のため、既存のサービスを有効に活用し、「緊急時の受入・対応の体制」を整えている市町村の取組事例の紹介や市町村の各機能の取組状況や運用状況の検証・検討方法等について情報共有を図るため意見交換会を実施(令和 5 年 9 月実施)しました。 ・参加市町村数:30 参加者:67 名
○関係部局・機関との連携促進(防災企画課、福祉総務課、高等学校課、支援教育課、市町村教育室) 自宅の災害リスクを把握し、災害時に適切な避難行動がとれるよう、本府及び市町村の防災部局・福祉部局、福祉関係者等が連携し、ハザードマップ等を活用した避難行動要支援者等の避難の理解力向上や避難行動要支援者を支援する人材の育成に取り組みます。 市町村に対する防災研修や意見交換会を共同で実施するなど、関係部局が連携し、一丸となって災害対策に取り組むことができるネットワーク及び支援体制の強化を図ります。 また、府立支援学校のセンター的機能等を活用し、医療・福祉・保健等関係機関との連携を図ります。		○府ホームページや府政だより、エックス（旧ツイッター）等による広報啓発、防災講演により、避難行動要支援者等の避難の理解力向上に取り組みました。 ○避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進に資するため、福祉部局、健康医療部局等と連携して、以下による人材育成を行いました。 ・市町村のマネジメントを行う副首長、部局長等を対象とした個別避難計画作成に係る研修を実施しました。 ・自主防災組織リーダー育成研修において、避難行動要支援者の支援に関する講義を実施しました。 ・個別避難計画を作成するための人材育成研修や先行事例を共有した市町村職員や個別避難計画作成関係者を対象とした研修を実施しました。 ・府内市町村が個別避難計画の効率的な作成の参考にすることを目的に、府内の先進事例をまとめた「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」の事例追加しました。 ○府立支援学校においては、支援学校のセンター的機能を発揮するため、市町村の自立支援協議会等へ参加するなど、市町村教育委員会やその他関係部局、医療・保健・福祉・労働等の関係機関等と連携を図っています。

○自然災害における避難場所の確保・避難支援（防災企画課、災害対策課、福祉総務課） 自宅の災害リスクを把握し、災害時に適切な避難行動がとれるよう、本府及び市町村の防災部局・福祉部局、福祉関係者等が連携し、ハザードマップ等を活用した避難行動要支援者等の避難の理解力向上や避難行動要支援者を支援する人材の育成に取り組めます。 福祉避難所について、障がい者等の障がいの特性に応じた避難所がより一層確保されるよう、関係部局と連携し、市町村や事業所に対して働きかけます。 避難場所の確保や避難支援の取組みについて、関係機関等と連携した検討が図られるよう、防災研修を実施して事例紹介を行うなど、市町村に対して働きかけていきます。		○府ホームページや府政だより、エックス（旧ツイッター）等による広報啓発、防災講演により、避難行動要支援者等の避難の理解力向上に取り組みました。 ○避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進に資するため、自主防災組織リーダー育成研修において、避難行動要支援者の支援に関する講義を実施しました。 ○福祉避難所については、令和 6 年 1 月時点で府内 670 施設の指定があります。令和 5 年度の取組みとしては、令和 5 年 9 月及び 11 月にさらなる福祉避難所確保のため、社会福祉施設や府立支援学校等の指定について、指定権者である市町村に働きかけを行いました。
（3）人材の確保と育成（「担い手」の強化）		
○障がい福祉分野への参入促進による人材確保（地域福祉室、高等学校課、障がい福祉企画課、高齢介護室、雇用推進室） 大阪福祉人材支援センター運営事業（無料職業紹介・就職フェア等）において、医療ニーズや複数の障がいのある方々など、高度化・多様化する支援ニーズに対応したマッチングの実施を検討します。 また、高校生や大学生をターゲットにしたインターンシップを実施し、介護・福祉職場の雰囲気や業務内容を直接知ること、介護職に関する先入観や思い込みを取り除き、就職後のミスマッチの防止を図ります。 福祉部と連携して、教職員対象のセミナーや高校生のための福祉インターンシップなどの周知をとおして福祉・介護のしごとの魅力を発信していきます。		○地域関係機関との連携や一般学生へのアプローチを強化することにより介護業界へのマッチングを図りました。 令和 5 年度 ・就職フェア：参加法人 178 法人（うち障がい者福祉分野 76 法人） 参加者 484 人 ・合同面接会：参加法人 36 法人（うち障がい者福祉分野 6 法人） 参加者 180 人 ・法人・求職者向け就職セミナー 計 20 回 参加者：856 人 ○福祉・介護分野に関心のある方などを対象にした職場体験や、教育関係機関と連携して実施したインターンシップや出前講座により福祉・介護の魅力を発信しました。 令和 5 年度 ・職場体験者数：135 人 ・インターンシップ：97 人 ・出前講座：392 人 ○府立高校においては、各校の実態に応じて将来の進路選択の幅を広げる観点から、インターンシップ等多種多様の体験機会を与えることにより、職業観や勤労観、更には進路を主体的に選択する能力を育成しています。
○障がい福祉サービス従事者の処遇改善・就業環境整備（生活基盤推進課） 福祉サービスを安定的に提供できる体制のために人材の維持・確保は重要な課題であるため、障がい福祉サービス事業所に従事する職員の配置基準や処遇改善加算の見直しについて国に要望していきます。		○福祉サービスを安定的に提供できる体制のための人材の維持・確保に向け、障がい福祉サービス事業所に従事する職員の配置基準や処遇改善加算の見直し等について国に要望しました。
○障がい福祉サービス従業者の資質向上（福祉人材・法人指導課、地域生活支援課、高齢介護室、子ども家庭局） 障がい特性やニーズに応じた適切な支援が行える障がい福祉サービス事業者の養成とさらなる資質の向上のため、障がい者の特性に対する理解と専門的知識・技術を習得させるための各種研修等の機会を確保します。 地域医療介護総合確保基金等を活用し、職員のキャリア形成を支援することを目的とした階層別（新任職員、主任・リーダー、管理職等）の専門的研修を実施します。		○社会福祉施設・事業所の職員を対象に、職員の資質・人権意識等の向上を図り、事業所における福祉人材の職場定着支援を目的とした研修を実施しました。 令和 5 年度補助研修 ・58 講座 3,874 人 【研修内容】 ・障がい児者施設専門ゼミナール ・障がい児者・救護施設課程 ・施設階層別における人権研修 ○介護技術の向上を図り、良質な介護サービスを提供することができる質の高い人材を安定的に確保・育成するため、介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具を活用した研修や介護技術に関する専門相談等を実施しました。

		令和 5 年度 ・市町村職員研修 1 講座 14 人 ・介護・福祉等専門職員研修 39 講座 1031 人
○府立障がい者支援施設を活用した高度人材の育成(地域生活支援課) 府立障がい者支援施設において蓄積した、強度行動障がいの状態を示す方や社会関係障がい(※)の状態を示す方、高次脳機能障がい者に対する、アセスメントの手法、新たな支援方策、専門的な支援技法を蓄積します。 これらの府立障がい者支援施設において蓄積した知見や支援方策について障がい者自立相談支援センターを中心に研修の実施等により民間事業所への普及を図ります。 (※)社会関係障がい:大阪府が暫定的に使用している用語であり、概ね青年期の中軽度の知的障がい者であって、家庭・地域において生活・社会的習慣・対人関係などの習得が困難なために生じる反社会性・非社会性のある言動が顕著で地域での対応が困難な状態		○強度行動障がい支援コーチング事業支援検討会 民間事業所(2カ所)に、感覚の特性や適応行動を評価するための検査を府が実施し、その結果に基づき、府が依頼したスーパーバイザーから民間事業所に専門的な支援方法の助言をしました。また、府からも府立施設において蓄積した知見を用いて、具体的な助言をしました。
○研修・資格取得等における情報保障等(障がい福祉企画課、自立支援課、地域生活支援課) 研修や資格取得等における合理的配慮について、事業者からの相談に対応するとともに、積み重ねた事例に基づいて考え方を示す等、事業者の合理的配慮に関する理解が進むよう取り組みます。 障がいのある方が研修を受講しやすいよう適宜配慮するとともに、障がい特性に応じた研修に必要な情報保障等、障がいのある受講者への合理的配慮の実施に努めます。		○府に広域支援相談員を配置し、市町村の相談機関における相談事案(事業者における差別事象が対象)の解決を支援するとともに、障がい者や事業者からの相談にも対応しました(相談件数 151 件(対応回数 1,348 回))。
(4)障がい理解の促進と合理的配慮の浸透(「支え合う力」の強化)		
○障がい者差別の解消に向けた障がい理解の促進(障がい福祉企画課) 障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別を解消するため、広く府民とともに、障がい理解を深める取り組みを続けます。 また、行政だけでなく障がい者団体や企業等と連携し、差別の解消や合理的配慮の提供など、障がい理解促進のための様々な啓発物を作成、配布し、広く府民、事業者等への啓発に努めます。		○障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別や虐待の防止、障がい理解を深めるため、障がい者週間(12 月 3 日～9 日)を中心として、府政だよりの特集記事掲載の他、市町村・障がい者団体・企業 等と協働し各種啓発事業を実施しました。(再掲) ○大阪ふれあいキャンペーン 府内全市町村、当事者団体、地域福祉団体等と連携し、啓発事業を実施。主に、障がいに関する基本的な理解を深めるための「大阪ふれあいおりがみ」を作成し、府内全ての小学校 3 年生に配布の他、社会福祉協議会、市町村に配布するとともに、各種啓発イベント等で幅広く配布。また、障がいのある人に対する配慮や工夫などを学ぶための「大阪ふれあいすごろく」を作成し、府内全ての小学校へ配布しました。さらに、幅広い世代を対象とした啓発物「大阪ふれあいクリアファイル」の作成・配布。あわせて、SNS(X(旧 Twitter),Instagram)を通し、障がいに関する様々な情報を月 2 回発信しました。 ○心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスター募集、入選作品の表彰、障がい者週間知事表彰の 実施(12 月 8 日(金)於:正庁の間) ○第 20 回共に生きる障がい者展(会場開催、Web配信)の開催 障がいのある人、ない人が一堂に会し、相互理解を深めることを目的に毎年開催。令和 5 年度は昨年度と同様に有観客にて会場開催するとともに、その様子の一部を Web にて配信しました。 ○ヘルプマークの普及・啓発 行政機関・関係団体だけでなく、民間事業者へも協力を依頼し、広く啓発活動を行った。公共交通機関へのポスター掲示、チラシ配架等の協力依頼。他にも、医療機関やコンビニ等、あらゆる場所を活用して 啓発活動を実施しました。 ○心のバリアフリー推進事業

		第 20 回共に生きる障がい者展において障がい者サッカーを通じて、「合理的配慮の提供」についての理解を深めていただくことを目的に、フォーラム「Football For All サッカーをもっとみんなのものに 障がい者サッカーを通じて合理的配慮について学ぶ」を開催しました。フォーラムでは障がい者サッカーを通じて法令や合理的配慮の必要性を学び、実際に障がい者スポーツを体験していただくことで、障がいへの理解促進を図りました。その様子は動画撮影し、後日大阪府ホームページにて公開しました。また、内閣府が改正法を周知するために作成したリーフレットやほんま、おおきに!!～ひろげようこころの輪～障がい理解ハンドブックなどの啓発物による啓発活動を実施しました。
○入所施設の機能のあり方検討(障がい福祉企画課、生活基盤推進課) 地域生活を支える入所施設として果たすべき機能について検討していきます。		○大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会基盤整備促進ワーキンググループにおいて、入所時、入所中等の地域移行に向けた働きかけや障がい者支援施設等の支援環境の整備等についての審議を行いました。 第 1 回(令和 5 年 8 月 21 日) 第 2 回(令和 6 年 2 月 19 日) ○報告書「地域における障がい者等への支援体制について」を作成しました。(令和 5 年 3 月)
○公正採用選考の推進(労働環境課) 企業等が採用選考において、障がいをはじめとした理由によって不平等な取り扱いをすることがないよう、企業等に対し公正採用選考人権啓発推進員の設置を求めるとともに、推進員を対象に実施する新任・基礎研修の講座内容に、「障がい者雇用」を位置づけるほか、啓発冊子「採用と人権」に掲載して、府ホームページにて公表することにより、企業等の公正な採用選考に対する理解の促進に努めます。	目標値 公正採用選考人権啓発推進員を対象とした新任・基礎研修を毎月実施する。	○令和 5 年度開催数:12 回(対面開催 9 回、オンデマンド開催 3 回) ≪参考≫ 令和 4 年度開催数:9 回(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、実施回数を減らし、一部大きな会場で開催)
○災害時における避難行動への支援(防災企画課、福祉総務課、障がい福祉企画課) 自宅の災害リスクを把握し、災害時に適切な避難行動がとれるよう、本府及び市町村の防災部局・福祉部局、福祉関係者等が連携し、ハザードマップ等を活用した避難行動要支援者等の避難の理解力向上や避難行動要支援者を支援する人材の育成に取り組めます。 関係部局と連携を図りながら、市町村防災研修や意見交換会を共同で実施するなど、市町村に対する支援を行うことで、地域における要配慮者・避難行動要支援者に対する取組み等を推進します。		○府ホームページや府政だより、民間事業者との包括連携協定締結により作成した防災に関する啓発情報紙等による広報啓発、防災講演により、避難行動要支援者等の避難の理解力向上に取り組ましました。 ○避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進に資するため、福祉部局、健康医療部局等と連携して、以下による人材育成を行いました。 ・市町村のマネジメントを行う副首長、部局長等を対象とした個別避難計画作成に係る研修を実施しました。 ・自主防災組織リーダー育成研修において、避難行動要支援者の支援に関する講義を実施しました。 ・個別避難計画を作成するための人材育成研修や先行事例を共有した市町村職員や個別避難計画作成関係者を対象とした研修を実施しました。 ・府内市町村が個別避難計画の効率的な作成の参考にすることを目的に、府内の先進事例をまとめた「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」の事例追加しました。
(5)ユニバーサルデザインの推進(「だれもが暮らしやすい」地域づくり)		
○AI・ICT の活用による障がい者のサポート・負担軽減(万博協力室、戦略企画課、地域戦略推進課、行政 DX 推進課、障がい福祉企画課) 大阪スマートシティ戦略において、自治体の窓口に出向くことなく、パソコンやスマートフォン等の携帯端末で自宅から行政手続きが行えるようにする行政手続きのオンライン化の推進や、最寄り駅から自宅までのラストワンマイル問題を解決するための AI オンデマンド交通の導入等、障がい者の負担軽減にも繋がる各種取組みを進めていきます。 大阪・関西万博では、その会場を「People's Living Lab(未来社会の実験場)」として、新たな技術やシステムを実証する場と位置づけ、多様なプレイヤーによるイノベーションを誘発し、それらを社会実装していくための Society5.0 実現型会場をめざします。		○令和 3 年度に実施した電子申請システムの共同調達における参加団体の拡充や、市町村の行政手続きのオンライン化に係る定例会を開催しました。(参加団体数: 令和 4 年度 25 市町村、令和 5 年度 35 市町村) ○AI オンデマンド交通を大阪府内に幅広く横展開するための持続可能な先行モデルづくりとして、令和 6 年度までに交通事業者が運行主体となり社

大阪府においては、「ユニバーサルデザイン社会・大阪」をめざし、様々な取組みを進めており、大阪・関西万博においても、AIやICT等を活用し、例えば会場には来場できない人々であっても擬似的に参加体験できるようにするなど、誰もが万博を経験し、楽しんでもらうための取組みを進めるべく、2025年日本国際博覧会協会とともに、今後も十分に検討していきます。		会実装をめざす、交通事業者と市町村が連携し行う実証事業を対象に補助を実施しました。 ・令和 5 年度 採択エリア… 豊能町、堺市、東大阪市 補助実績額… 26,590 千円
○先進技術の活用による意思疎通支援の充実(障がい福祉企画課、自立支援課) 令和2年6月に運営を開始した「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター」を中核にして、意思疎通支援の必要な障がい者に対して、盲ろう者通訳・介助や手話、要約筆記、点訳・朗読などの意思疎通支援や情報保障を展開します。		○大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターにおいて、意思疎通支援の必要な障がい者に対して、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣を行いました。また、手話言語条例に基づき手話の習得の機会を確保し難聴児への支援を実施しました。
○ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進(府民文化総務課、福祉総務課、障がい福祉企画課、都市計画室、交道路路室、住宅まちづくり総務課、建築環境課、公共建築室) 大阪府ユニバーサルデザイン推進指針に基づき、心のバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりの観点から取組みを進めます。 ■バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例に基づく建築物のバリアフリー化 バリアフリー法や大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化を推進します。 ■基本構想等の作成・見直しの促進 平成 31 年3月作成の大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針を踏まえ、市町村が基本構想等を作成・見直しすることにより、面的・一体的なバリアフリー化を促進します。 ■鉄道駅等のバリアフリー化の促進 令和2年3月に策定した大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針に基づき、バリアフリールートの複数化や乗換えルートのバリアフリー化等更なるバリアフリー化を促進します。		○心のバリアフリー認定推進事業 大阪・関西万博に向けて、障がい者や高齢者等誰もが快適に利用できる宿泊施設や観光・集客施設、飲食店の拡大を図るため、観光庁が実施する「観光施設における心のバリアフリー認定」を、対象施設に取得いただけるよう、認定基準の1つである教育訓練として活用できるセミナーを開催しました。(7 月、9 月、11 月の 3 回実施)(参加者:計 89 名) ○「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」を改訂しました。(令和 5 年 5 月) ○鉄道事業者が行う駅のバリアフリー化(段差解消のためのエレベーター設置)に対して補助を実施しました。(JR 弁天町駅、南海高師浜駅)

(6)大阪府全体の底上げ ○関係機関との連携促進・好事例の情報発信（地域福祉室、保健医療室、生活基盤推進課、高等学校課、支援教育課、小中学校課） 自立支援協議会が、その中核的機能である相談支援を強化し、関係機関との緊密な連携により、地域課題の解決に向けて取り組むことができるよう、地域自立支援協議会の機能強化のためのバックアップを行います。 また、地域自立支援協議会の取組事例や先行事例の紹介や顔の見える関係の構築を目的とした情報発信・情報共有の機会を設けることにより、地域自立支援協議会の運営の活性化に向けた側面的支援を行います。 難病患者・家族支援として、保健所において、訪問等の個別支援の充実、併せて関係機関を対象に研修会等開催し、難病に関する普及啓発を図り、医療・保健・介護・福祉のネットワーク構築に取り組むとともに、医療・保健・介護・福祉のネットワークを活用するなど、難病患者・家族・関係機関に対して、集約した情報の発信に努めます。 また、当事者や家族がこころの問題に関する相談をいつでも安心して受けることができるように相談支援体制の充実に努めるとともに、医療機関や市町村障がい福祉主管課担当者等に対する精神疾患に関する専門研修や関係機関との連携会議等の充実を図り、地域の支援体制の向上に向けた取組みを進めます。 さらに、保健所を拠点として、訪問指導や専門職相談、交流会を実施するとともに、関係機関連絡会議等を開催し、医療的ケア児等への支援や地域関係機関の連携強化に向けて取り組むとともに、医療的ケア児等への支援について、保健所を拠点として訪問指導や専門職相談、交流会を実施するとともに、関係機関連絡会議等を開催し、地域関係機関の連携強化に向けて取り組みます。 府立学校での各種会議やフォーラム等を通して、好事例の発信に努めるとともに、SSW連絡会における研修等を通じて、学校と関係機関が連携した支援のあり方について、好事例を紹介する等、府内への発信を行ってまいります。 政令市・中核市以外の全ての中学校区に、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置できるよう、市町村への補助を行い、障がいのある児童生徒やその保護者に対しても、関係機関等と連携した支援ネットワークの構築に取り組みます。 府立支援学校のセンター的機能については、就学前から卒業後を見据えた関係機関との連携強化を図ります。		○アンケート調査やヒアリング等の実施により地域の実態把握を行い、地域協議会における課題の集約・整理を行うとともに、大阪府障がい者相談支援アドバイザーを派遣することにより、地域協議会に対する助言等後方支援を実施しました。 ○「各地域協議会の設置・運営状況の共有」「地域課題や対応策に関する相互の情報交換による取組みの活性化」「顔の見える関係の構築」等を目的として、地域自立支援協議会情報交換会を開催し、地域課題解決に向けた協議会運営の活性化を図りました。 ○難病患者・家族支援として、保健所、大阪難病相談支援センター・大阪難病医療情報センターにおいて、個別支援の充実、併せて患者・家族や関係機関、府民を対象に講演会を開催し、難病に関する普及啓発を図りました。また、難病患者への理解を促進のため、医療・保健・介護・福祉のネットワーク構築に取り組むとともに、大阪府難病ポータルサイトの充実など、情報発信に努めました。 ○大阪府保健所におけるこころの相談支援状況（令和５年度） <table><tr><td>相談実数</td><td>2,880 件</td><td></td></tr><tr><td>相談延べ数</td><td>23,304 件</td><td></td></tr><tr><td>訪問実数</td><td>808 件</td><td></td></tr><tr><td>訪問延べ数</td><td>25,647 件</td><td>（大阪府 9 保健所）</td></tr></table> ○精神保健福祉関係専門研修、連携会議（令和５年度） <table><tr><td>専門研修</td><td>37 回</td><td></td></tr><tr><td>連携会議</td><td>53 回</td><td>（大阪府 9 保健所）</td></tr></table> ○SSW事業成果報告会を実施し、高等学校における優れた取組みを発信し共有することにより、生徒の社会的自立や社会参加をみずえた取組みの推進を図りました。 ○令和５年度「個別的教育支援計画」作成・活用実践報告会を実施しました。この報告会で、実践報告や講演をとおして、具体的な事例の情報交換を行うとともに、「個別的教育支援計画」作成・活用における今後の課題を共有することで、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・支援学校や各市町村教育委員会において「個別的教育支援計画」作成の促進と効果的な活用、学校間や関係機関との引継ぎ・連携の推進を図っています。 ○福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを政令市・中核市を除く府内すべての中学校区に週 1 回配置できるよう、市町村に府から補助を行い、障がいのある児童生徒やその保護者に対しても必要な支援が届くよう、福祉機関等との連携促進を図りました。	相談実数	2,880 件		相談延べ数	23,304 件		訪問実数	808 件		訪問延べ数	25,647 件	（大阪府 9 保健所）	専門研修	37 回		連携会議	53 回	（大阪府 9 保健所）
相談実数	2,880 件																			
相談延べ数	23,304 件																			
訪問実数	808 件																			
訪問延べ数	25,647 件	（大阪府 9 保健所）																		
専門研修	37 回																			
連携会議	53 回	（大阪府 9 保健所）																		
○障がい福祉サービスの利用による障がい者の自立生活と社会参加の促進(障がい福祉企画課、自立支援課、地域生活支援課) 障がい者施策を推進し、身近な地域で障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できる体制を整備するため、市町村とのワーキングの開催等、連携を図るとともに、市町村に対し必要な助言を行います。 移動支援事業は、障がい者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、利用希望者の心身の状況や利用についての意向等を十分に把握した上で、支給の決定を行うよう市町村に働きかけていきます。		○国の障害保健福祉関係主管課長会議にあわせ市町村説明会を開催しました。 ○障がい者制度の円滑な運営を図るため、平成 17 年 12 月に障がい保健福祉室、市長会及び町村長会の共同で「障がい者自立支援制度ワーキングチーム」を設置（平成 25 年から名称を「障がい者制度ワーキング」と変更）。以後、制度上の課題や新たな法制度に向けた国への提言などについて協議・検討を行っています。																		

		なお、本ワーキングは令和 2 年度以降、重度障がい者等就業支援ワーキングの設置(令和 2～3 年度)に伴い、一時休止していますが、今後、法制度の改正等により、議論すべき内容があれば、再開します。 ○障害者総合支援法のもとで利用者に対し適切なサービスが提供されるよう、障がい者自立支援給付支給事務等市町村指導を実施しました(令和 5 年度は 21 市町／国の指針において 2 年に 1 回以上実施するものとされています)。 ○移動支援事業については、令和 5 年 5 月の市町村担当者説明会等を通じ、事業の利用を希望する者の心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で支給決定を行うよう働きかけました。
○聴覚障がい児への支援(自立支援課) 新生児聴覚スクリーニング検査などにより、聴覚障がいを早期発見し、その後、速やかに、府手話言語条例に基づく施策の中核支援拠点である府立福祉情報コミュニケーションセンターにおける聴覚障がい児支援につながります。 また、関係機関と連携した切れ目ない支援を行うとともに、手話の習得支援を行うことができる環境整備も進めます。		○ネットワークを活用し、関係機関と切れ目のない支援を行うとともに、聴覚に障がいのある子どもとその保護者が手話を育むための人材を育成し、手話言語獲得支援者の養成・派遣を実施しました。 ・手話言語獲得支援者の養成 リーダー31 人、スタッフ 42 人 ・手話言語獲得支援者の派遣 ・相談支援(つなぎ:90 件) ・相談支援ネットワーク会議 4 回(再掲) ・市町村担当者向け説明会 1 回(再掲)
○専門性の高い分野等への支援の確保(自立支援課、地域生活支援課) 医療依存度の高い重症心身障がい児者等を取り巻くさまざまな課題の解決のために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の円滑な連携システムの下、地域生活の維持・継続のための必要な地域ケアシステムの強化に取り組みます。 発達障がい児者が地域で生活していく上で生じる多様なニーズに応えられるよう、保健・医療・福祉・教育・就労等の多分野の関係機関が連携しつつ支援が実施できる体制づくりに努めます。 強度行動障がいの状態を示す方等に対し、適切な障がい特性の評価、支援計画の作成及び適切な支援ができる人材を育成します。 また、高次脳機能障がい者が障がいの特性や障がい受容等の段階に応じて、適切な支援を受けられるよう、地域の先進的な支援手法等を集めた支援事例集や発症からの経過や障がいの状態などを記録するサポートツール、啓発用リーフレットの普及と活用を促し、高次脳機能障がい者の地域生活を支援します。 また、罪を犯した障がい者が適切な支援につながるよう、司法と福祉の連携や地域の支援体制の整備に向けた取組みを進めます。		○大阪府医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児に係る機関支援窓口を設置しました。また市町村における保健・医療・福祉の相談窓口に係る関係機関を地域ごとに分け、情報共有・意見交換を行う連携会議を実施しました。 ○強度行動障がい支援者養成研修の実施 修了者 基礎研修:779 名 実践研修:467 名 ○高次脳機能障がいについて、大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて実施した府内関係機関(市町村・医療機関・福祉サービス事業所等)に対する研修において、支援事例集等を配布しました。 ■研修修了者数(市町村・医療機関・福祉サービス事業所等) 令和 5 年度 市区町村職員向け研修:75 名 医療機関等職員向け研修:76 名 地域支援者養成研修: 58 名 相談支援従事者研修: 60 名 ○大阪府発達障がい者支援センター(アクトおおさか)に配置する「発達障がい者地域支援マネジャー」を派遣し、市町村の多分野における支援体制の整備に向けた相談や助言、困難なケースにかかるコンサルテーション、市町村内の事業所のニーズに応じた研修等を実施するなど、市町村の障がいの分野に留まらない支援体制を構築する取組みを支援しました。
○障がい福祉サービス事業所の職場環境改善(障がい福祉企画課、生活基盤推進課) 障がい者施策を推進し、身近な地域で障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できる体制を整備するため、市町村とのワーキングの開催等、連携を図るとともに、市町村に対し必要な助言を行います。 また、障がいの特性に応じたサービスが提供できるよう障がい福祉サービスを支える職員の報酬改定を国に要望していきます。		○国の障害保健福祉関係主管課長会議にあわせ市町村説明会を開催しました。 ○障がい者制度の円滑な運営を図るため、平成 17 年 12 月に障がい保健福祉室、市長会及び町村長会の共同で「障がい者自立支援制度ワーキングチーム」を設置しました(平成 25 年から名称を「障がい者制度ワーキング」と変更)。以後、制度上の課題や新たな法制度に向けた国への提言などについて協議・検討を行っています。

		なお、本ワーキングは令和 2 年度以降、重度障がい者等就業支援ワーキングの設置(令和 2～3 年度)に伴い、一時休止していますが、今後、法制度の改正等により、議論すべき内容があれば、再開します。 ○障害者総合支援法のもとで利用者に対し適切なサービスが提供されるよう、障がい者自立支援給付支給事務等市町村指導を実施しました(令和 5 年度は 21 市町／国の指針において 2 年に 1 回以上実施するものとされています)。 ○障がいの特性に応じたサービスが提供できるよう障がい福祉サービスを支える職員の報酬改定等について国に要望しました。
--	--	---

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅰ 「地域やまちで暮らす」

具体的な取組み	目 標	令和5年度 実施状況
(1)入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす ①入所施設からの地域生活への移行		
○入所施設利用者の地域移行の推進(地域生活支援課、生活基盤推進課) 自立支援協議会における地域移行の取組みや、基幹相談支援センター等に配置される地域体制整備コーディネーター等による施設入所者の意向確認、地域移行支援・地域定着支援の活用等により、入所施設からの地域移行が推進されるよう、市町村に対して働きかけるとともに、効果的な取組みについて、情報共有を図ります。 施設入所者の削減については、地域移行が進んでも新たに入所を希望する者も見込まれ、施設入所者の減少を大幅に見込むことが困難であるものの、施設入所に至ることなく、地域で暮らし続けることができるよう、支援者のスキルアップなどの支援体制を充実するとともに、地域移行に向けた必要な情報提供や理解促進を行うなど市町村の地域生活支援拠点等の取組みを支援しつつ、グループホームの体験利用や人材育成等、その機能の充実のため、運用状況の検証及び検討を行います。	目標値(令和5年度) - 入所施設利用者の地域移行目標 6.9%(令和元年度末時点の施設入所者数と比較) - 入所施設利用者の減少目標 ▲2.2%(令和元年度末時点の施設入所者数と比較)	○入所施設からの地域移行者数: 令和5年度末現在:388人(令和元年度末比:8.1%) ○入所者数の減少: 令和5年度末現在:205人(令和元年度末比:▲4.3%)
○入所施設利用者への意向調査の実施(生活基盤推進課) 入所施設から地域移行については、施設入所者の意向に基づいて地域移行の支援を実施することが重要であることから、施設入所者の暮らしに関する意向調査を定期的に実施します。調査結果については、市町村に周知し、地域移行の取組みに活用するよう働きかけます。	目標値 障がい福祉計画策定前に実施 次回調査時期:令和4年度末	○市町村における障がい者支援施設からの地域移行に関する取組み状況を把握するため、施設入所者についてサービス等利用計画への地域移行の記載状況等について、調査を実施しました。調査結果については令和4年度第1回大阪府障がい者自立支援協議会の参考資料として活用し、協議会にて報告書「地域における障がい者等への支援体制について」(令和5年3月)をまとめました。令和5年度は上記報告書を踏まえて、協議会等で、新しい施策の方向性を議論しました。
(1)入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす ②精神科病院からの地域生活への移行		
○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(生活基盤推進課) 長期入院精神障がい者に対する地域移行支援を強化するため、専任の「地域精神医療体制広域コーディネーター」を配置し、精神科病院が職員に対し実施する地域移行の理解促進のための研修や、院内茶話会や退院促進ピアサポーターとの連携など地域移行に向けた支援が必要な患者を把握するための取組みを企画・実施し、対象者を市町村が設置する精神障がい者の地域移行について協議する場(自立支援協議会専門部会等)につなぎ、「保健・医療・福祉」による関係者同士の顔の見える関係を作り、地域の課題を話し合うとともに、病院だけで退院支援を行うことが困難な事案について伴走支援を行っていきます。 また、精神科病院と市町村及び相談支援事業所等の地域の関係機関(医療と地域生活)のつながりを構築するため、市町村及び障がい保健福祉圏域(保健所圏域)ごとに設置する保健・医療・福祉関係者による協議の場の運営を支援します。都道府県の協議の場とあわせた重層的な連携により、精神障がい者が医療を継続しながら地域の一員として自分らしい暮らしができるよう支援します。	目標値(令和5年度) ①精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を316日以上とする ②1年以上長期入院者数を8,688人とする ③入院後3ヶ月時点の退院率は69%以上、入院後6ヶ月時点での退院率は86%以上、入院後1年時点での退院率を92%以上とする	①精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数 実績値(国による公表値) 2020年度(令和2年度) 324.3日 ②1年以上長期入院者数 令和5年6月30日現在 8,132人 ③退院率 実績値(国による公表値) 2020年度(令和2年度) 入院後3ヶ月時点での退院率 67.8% 入院後6ヶ月時点での退院率 82.9% 入院後1年時点での退院率 89.6% ※①と③に関して、国が公表する実績値は、計画策定時と異なる分析手法を用いて算出されている。同じ分析手法で算出した場合の目標値は次のとおり。 ①地域平均生活日数 325日以上 ③入院後3ヶ月時点での退院率 69%以上 入院後6ヶ月時点での退院率 84%以上 入院後1年時点での退院率 91%以上 ○精神科病院が職員に対し実施する地域移行の理解促進のための研修の実績 新型コロナウイルス感染症の影響も減り、徐々に対面実施も増えてきましたが、引き続き非接触でのオンラインや動画視聴対応も継続しました。 令和5年度 院内研修 23病院 26回 出席者合計 1,066人(関係機関職員含む) 全体研修 1回 出席者(申込者)合計 363人(動画配信 関係機関職員含む) ○地域移行の可能性のある患者の把握のための取組の実績 上記と同様に病院内での対面の交流が再開されてきましたが、引き続き、非接触媒体作成やオンライン活用も継続して取り組みました。 令和5年度 院内茶話会 対面茶話会 12回 ZOOM等のシステムを活用したオンライン茶話会 1回 作成したビデオレターを上映した院内茶話会 1回 非接触媒体の作成 非接触媒体の作成 壁新聞 23回 動画作成 2回 合計 25回 個別面談 2病院 2ケース対応 従事したピアサポーター 媒体作成・院内茶話会 実人数 21人(延べ34人) 個別面談 実人数2人(延べ12人) ○地域精神医療体制広域コーディネーターによる個別伴走支援の実績 新型コロナウイルス感染症の影響は残存するものの、令和5年度は新規継続共に個別対応件数が増加しました。 令和5年度 46件対応(継続 28件 新規 18件 退院済 13件) ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる圏域・市町村単位の協議の場の運営支援 地域精神医療体制広域コーディネーターの圏域・市町村協議の場への出席 令和5年度 圏域協議の場 22回 17圏域 未開催 1圏域

		市町村協議の場 82 回 31 市町村 未開催 1 市町村 開催されているが広域コーディネーターの参加なし 2 市町村
(2)入所施設の今後の機能のあり方		
○障がい者支援施設における施設入所支援サービスの充実等(生活基盤推進課) 実地指導や集団指導を通じ、施設がより地域に開かれた運営を行うとともに、入所者の社会生活能力を高めるよう個別支援計画に基づいて支援を行うよう助言・指導を行い、利用者サービスの向上を図ります。 また、地域生活支援における入所施設が果たすべき役割について検討していきます。		○利用者サービスの向上等を図るため、事業者に対する指定時研修や集団指導、実地指導等を通じて、地域に開かれた施設運営を行うとともに、個別支援計画に基づいて支援を行うよう助言・指導を行いました。 ・指定時研修と集団指導は、ウェブ形式(ネットによる動画視聴及びアンケートの実施)で開催しました。 集団指導「者対象」事業者向け、「児対象」事業者向け各々年 1 回実施 「者対象」事業所(令和 5 年度: 1,514 事業所 ※サービス別合計) 「児対象」事業所(令和 5 年度: 1,209 事業所 ※サービス別合計) ・実地指導は、個別の事業者に対して適正な支援が実施されているかの確認・助言・指導を現地に赴き実施しました。 「者対象」事業所(令和 5 年度: 80 事業所 ※サービス別合計) 「児対象」事業所(令和 5 年度: 114 事業所 ※サービス別合計)
○府立障がい者支援施設の運営(地域生活支援課) 砂川厚生福祉センターにおいて、強度行動障がいの状態を示す方や社会関係障がい(※)の状態を示す方など民間事業所では対応が困難な障がい者に対して、地域移行に向けたアセスメントと専門的な支援を行うとともに、新たな支援方策の研究や研修の実施など民間事業所の支援力向上に取り組みます。 障がい者自立センターにおいては、高次脳機能障がい者に対して地域移行に向けたアセスメントと自立訓練を行うとともに、専門的な支援技法を蓄積します。 また、これらの府立障がい者支援施設において蓄積した知見や支援方策について、障がい者自立相談支援センターにおいて、研修の実施等により民間事業所への普及を図ります。 (※)社会関係障がい:大阪府が暫定的に使用している用語であり、概ね青年期の中軽度の知的障がい者であって、家庭・地域において生活・社会的習慣・対人関係などの習得が困難なために生じる反社会性・非社会性のある言動が顕著で地域での対応が困難な状態		○砂川厚生福祉センターで、民間事業所に対する研修等を実施しました。 ■教育との連携事業 令和 5 年度 支援学校コンサルテーション 3 校実施 ■難治群支援方法検討会 令和 5 年度 3 回開催 ■司法関係機関との連携会議 令和 5 年度 1 回開催 ■アンガーコントロールトレーニング(ACT)ツールを活用した個別 ACT を学ぶ研修会 令和 5 年度 2 回開催 受講者数 91 名 ■地域定着支援を考える研修会「支援機関・団体交流会」 令和 5 年度 1 回開催 ○障がい者自立センターで高次脳機能障がい者に対して、自立訓練を行うとともに蓄積した支援方策等について民間事業所等に研修を実施しました。 ■障がい者自立センターの延利用者数 令和 5 年度 909 人(入所)、81 人(通所) ■障がい者自立相談支援センターでの研修(市町村・医療機関・福祉サービス事業所向け) 4 回開催 受講者数 269 名
○府立福祉型障がい児入所施設の運営(地域生活支援課) 府立こころ福祉センターにおいては、老朽化による建替(令和5年4月予定)を契機に、ユニット化によるケア単位の小規模化を行い、家庭的な養育環境の推進を図るとともに、地域生活への移行に向けた支援について検討します。また、本人の行動面の著しい障がいや要保護性の高さなどから民間施設では受入れが困難な児童の受入れを進めるなど、専門性を活かした支援等に取り組みます。		○令和 5 年 4 月 1 日に、大阪府立こころ福祉センター さわやか を開所しました。 ○施設内に自活訓練室を設置し、グループホームを想定した生活を体験することで、将来に向けた意思形成支援を行いました。 ○また施設には、強度行動障がいの状態にある児童に特化したユニット(生活棟)を設置し、行動障がいの改善に向けて支援を行いました。 ○令和 5 年度中に地域移行された方は 16 人でした。
○施設職員等に対する研修の実施(福祉人材・法人指導課) 施設職員の障がい者への理解を高めるとともに資質向上を図るため、リスクマネジメント、個人情報保護、人権研修、利用者の尊厳、感染症予防対策やセーフティネットのソーシャルインクルージョン等にかかる研修を、一般職員から法人役員や施設長などの管理者まで各階層で実施します。	目標値 委託研修受講者数 10,000 人/年(障がい者施設・事業所を含む全施設・事業所の受講者数)	○社会福祉施設・事業所の職員を対象に、職員の資質・人権意識等の向上を図り、事業所における福祉人材の職場定着支援を目的とした研修を実施しました。 令和 5 年度委託研修 ・66 講座 7,442 人 【研修内容】 ・高齢者、障がい者の権利擁護支援と成年後見 ・障がい者の権利擁護と成年後見

(3)地域で暮らし続ける ①グループホームなど住まいの確保		
○障がい者グループホームの設置促進(生活基盤推進課、居住企画課、経営管理課) 障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームの整備助成や、公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用により、住まいの場であるグループホームの量的確保に努めます。 グループホームの設置については、公営住宅の活用のほか、UR(都市再生機構)賃貸住宅や公社賃貸住宅のグループホームの活用について、関係団体と連携を図りながら実施します。	目標値(令和3年度から令和5年度) 公営住宅のグループホームとしての活用 277 人分	○府営住宅における知的障がい者・精神障がい者・身体障がい者グループホームとしての活用件数(大阪市を除く) ・令和5年度新規活用人数 19 人 ○市町営住宅における知的障がい者・精神障がい者・身体障がい者グループホーム・ケアホームとしての活用件数 ・令和5年度新規活用人数 83 人 ○公営住宅を活用したグループホーム住戸数(令和6年3月末) ・府営住宅: 534 戸 ・市町営住宅 100 戸 ・UR 都市機構 53 戸 ・公社住宅 12 戸
○グループホーム世話人等の資質向上(地域生活支援課、生活基盤推進課) グループホームにおける支援の充実を図るため、他事業者の世話人同士の意見交換する機会等を提供するとともに、障がい種別ごとのさまざまな障がい特性に対応した研修を実施し、世話人等の資質向上に努めます。		○グループホーム世話人研修 対 象:経験年数の少ない世話人等 内 容:障がい種別ごとの特性理解意見交換 等 実施回数:2 日間/ 年(各日定員 60 名) 受 講 者:令和5年度:1 日目:YouTubeによる公開講座:79 名 2 日目:57 名
○様々な困難事例に対応し得る質の高いグループホームの整備(生活基盤推進課) 重度知的障がい者地域生活支援体制整備モデル事業の実施など、重度障がい者等が地域で安心して生活を継続できるよう、様々な困難事例に対応可能なグループホームの整備促進を図ります。		○令和5年度大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業を実施 重度知的障がい者に専門的かつ適切な支援ができるグループホームを運営する法人を養成するため、訪問コンサルテーションや実地研修を実施し、知識や支援ノウハウの取得に取り組みました。 ・訪問コンサルテーション(応用講座※含む):計 29 回 委託先法人が参加法人の事業所を訪問し、実際の支援事例から特性把握のためのアセスメント技法、特性に応じた視覚化・構造化などの環境整備の方法などを助言しました。 ※応用講座は、障がい特性の理解や、視覚化・構造化支援の方法等について講義形式により行いました。 ・実地研修:計 39 回 委託先の強度行動障がいの状態を示す者を受け入れ支援しているグループホームで参加法人の職員にOJTを行いチームアプローチに必要な視点などを助言しました。 ・実践報告会:計 2 回(10 月、3 月) 参加法人による取組み実績を府内市町村や地域の事業所(相談支援事業所・グループホーム等)に公開し、取組み事例の周知等を行いました。 府内障がい福祉サービス事業所、市町村職員の参加者:152 名 ・修了法人数:1 法人
○公営住宅の障がい者向け募集の実施(居住企画課、経営管理課) 府営住宅については、公募戸数の概ね6割を福祉世帯向けなどの特別枠で募集しており、引き続きその確保を図ります。 市町営住宅においても、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」に基づき、障がい者のいる世帯の優先入居等の促進を図ります。		○府営住宅における、特別枠(「福祉世帯向け」「車いす常用者世帯向け」)の入居者募集の状況 a 府営住宅募集戸数 3,564 戸(一般世帯向け及び福祉世帯向けのみ) b 福祉世帯向け募集住宅 募集戸数 2,158 戸 応募者数 15,978 人 (障がい者世帯、ひとり親世帯、ハンセン病療養所入所者等の世帯、高齢者世帯、犯罪被害者等の世帯、障がい者手帳の交付を受けている単身者等) ・特別設計住宅(車いす常用者世帯向け住宅) 募集戸数 114 戸 応募者数 227 人 ※福祉世帯向け募集住宅は戸数(a)の概ね6割を特別枠で募集しており、引き続き推進していきます。 ○市町営住宅における障がい者世帯の優先入居実施状況 ・令和5年度 15 市町 307 戸(応募 821 件、倍率:2.67 倍)

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅰ 「地域やまちで暮らす」

○障がい者に配慮した公的賃貸住宅の整備・改善の促進（居住企画課・住宅整備課・施設保全課） ▼府営住宅の取組み 建替事業を行う住戸において、「手すりの設置」「段差の解消」「広い廊下幅」などに取り組み、バリアフリー化された「あいあい住宅」を建設します。 また、建替事業において、車いす常用者世帯向けの住宅「MAIハウス」を建設するとともに、既存住戸の改善により車いす常用者世帯向け住宅を供給します。既存住戸においては、バリアフリー化されていない全ての住宅（撤去予定のものを除く。エレベーターのない3階から5階の住宅も含む。）について、住戸内の段差解消や手すり設置などを計画的に進めます。 また、団地敷地内の住棟アプローチや敷地内の主要な通路の段差解消等を引き続き実施し、入居者が頻繁に利用する箇所のバリアフリー化に努めます。 さらに、入居者等の状況を踏まえ、利便性向上を図るため、原則として全ての団地を対象としてエレベーターの設置を計画的に進めます。 ▼市町営住宅の取組み 建替え時等における住戸内や屋外のバリアフリー化、既設住宅におけるバリアフリー化、エレベーターのない既設の中層住宅におけるエレベーターの設置や耐震化事業を促進します。 ▼公営住宅以外の公的賃貸住宅の取組み 建替え時等における住戸内や屋外のバリアフリー化、既設住宅における屋外のバリアフリー化や耐震化事業を促進します。	目標値 建替事業:8,000戸 住戸内バリアフリー化事業:12,000戸 団地内バリアフリー化事業:7団地 中層エレベーター設置事業:2,650基 車いす常用者世帯向け住宅整備事業:170戸 ※「大阪府営住宅ストック総合活用計画」（平成28～令和7年度）に基づく目標値	○府営住宅の整備・改善（令和3年度～令和5年度実績） 建替事業:833戸 住戸内バリアフリー化事業:1,566戸 団地内バリアフリー化事業:1団地 中層エレベーター設置事業:275基 車いす常用者世帯向け住宅整備事業:22戸（MAIハウス含む） ○市町営住宅等における整備（バリアフリー化の推進・エレベーターの設置等） ※【市町営住宅】／【公社・UR】 ・新規住宅の整備数（建替え・借上げ含む） バリアフリー対応（うち、車いす常用者世帯向け） 令和5年度 1185(6)戸／120(0)戸 ・既存住宅の整備数 バリアフリー改善 令和5年度 26戸／137戸 エレベーター設置 令和5年度 22基／0基
○民間賃貸住宅への入居促進（居住企画課・建築振興課） ▼大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度 平成29年10月25日付けで「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が改正され、高齢者や障がい者をはじめとした住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されたことを受け、これまで大阪府が行ってきた「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」を法に基づく登録制度に移行し、今後より一層の住宅が登録されるよう取り組みます。 ▼指導監督基準の周知・啓発と適正な運用 「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、宅地建物取引業者が、障がい者等であるという理由だけで、民間賃貸住宅の入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としています。宅地建物取引業者には研修等を通じてその周知・啓発を行うとともに、違反業者に対しては、同基準に基づく必要な指導等を行います。 ▼生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供 「Osaka あんしん住まい推進協議会」ホームページなどによる生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供を行います。また、高齢者等の相談に応じる機会の多い市町村の福祉関係窓口や地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等において、住まいに関する相談時に「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を活用してもらうなど、住宅部門と福祉部門との連携体制の構築にも取り組みます。	目標値 ・大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度の登録住宅戸数 耐震性能など一定の質を備えた「あんぜん・あんしん賃貸住宅」 20,000戸（令和7年度） ・宅地建物取引業者が人権に関する指導監督基準の規制内容について認識している割合:100%（令和7年度）	○あんぜん・あんしん賃貸住宅（セーフティネット住宅）登録促進に向け、宅地建物取引業団体等を通じた働きかけを行ったほか、府内各地の不動産店への啓発活動に努めました。また、地図や条件から検索可能な「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」の運用を行いました。 あんぜん・あんしん賃貸住宅（セーフティネット住宅）42,737戸（令和6年3月31日時点） ○障がい者等の民間賃貸住宅の入居促進のため、「Osaka あんしん住まい推進協議会」のホームページ及び「あんぜん・あんしん賃貸住宅検索システム」において、居住支援情報を提供しました。住まい探しの相談に応じる協力店（不動産事業者）の登録や、相談や情報提供、見守りなどの生活支援等を行う居住支援法人の指定を行いました。また、障がい者等が身近な市町村で住まいに関する相談ができるよう、大阪府居住安定確保計画（令和3年12月策定）に基づき、居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率50%達成（令和12年）に向けて、地域毎の支援者交流会を開催するなどの取組を行いました。市町村の福祉関係窓口等にパンフレットを配布し、福祉関係者の会議において制度周知を行うことや、市町村において「住まい探し相談会」を実施、前述の交流会を開催するなど、住宅部門と福祉部門との連携を図りました。 協力店 651店 居住支援法人 166法人 府内市区町村居住支援協議会 5市（豊中市、岸和田市、摂津市、吹田市、守口市）（令和6年3月31日時点） ○市町営住宅等における整備（バリアフリー化の推進・エレベーターの設置等） ※【市町営住宅】／【公社・UR】 ・新規住宅の整備数（建替え・借上げ含む） バリアフリー対応（うち、車いす常用者世帯向け） 令和5年度 1185(6)戸／120(0)戸 ・既存住宅の整備数 バリアフリー改善 令和5年度 26戸／137戸 エレベーター設置 令和5年度 22基／0基 ○「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子（父子）家庭であるという理由（以下「特定理由」という。）だけで、特定理由該当者からの入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としており、人権啓発パンフレットや府ホームページに同基準を掲載するとともに、研修等を通じて宅地建物取引業者に周知啓発を行いました。 ○宅地建物取引業者が人権に関する指導監督基準の規制内容について認識している割合 令和3年度 87.5%（6年毎に実施する「宅地建物取引業者に関する人権問題実態調査」令和3年度調査結果）

○住宅のバリアフリー化に対する支援(居住企画課、生活基盤推進課) 「大阪の住まい活性化フォーラム」において、リフォーム事業者の技術力向上の一環として、バリアフリーに関する研修を実施する等、リフォーム工事と併せたバリアフリー化を促進します。 また、重度障がい者等が、安心して生活できるよう、住宅を障がいの程度及び状況に応じて安全かつ利便性に優れたものに改造する場合に、改造費用を助成する市町村を支援します。		○「大阪の住まい活性化フォーラム」主催のリフォーム事業者向けセミナーにおいて、バリアフリーリフォームによる住まいの性能向上や、補助制度が記載されている「住宅リフォームガイドブック」を配布することで啓発を行いました。 ○重度障がい者等が住み慣れた地域で自立し、安心して生活できる基盤づくりを推進するため、住宅改造への助成を実施する市町村に対して助成を行いました。 (令和 5 年度) 対象世帯数 75 件 助成額 15,556 千円 ※政令市・中核市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、能勢町は補助対象外
○生活福祉資金(住宅貸付)の貸付(地域福祉課) 障がい者等を含む世帯に対して、住宅の増築、改築、拡張、補修、保全に必要な経費の貸付を行います。		○居住する住宅を増改築、拡張、補修、保全するのに必要な経費等(生活福祉資金)の貸付けを大阪府社会福祉協議会で実施しました。なお、貸付限度額は 250 万円、償還期間は 7 年以内(据置期間 6 か月)となっています。 ・令和 5 年度実績 貸付決定件数 15 件 貸付決定金額 9, 820, 000 円
(3)地域で暮らし続ける ②必要な福祉サービスの確保		
○地域生活支援拠点等の運営(生活基盤推進課) 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、緊急時の受け入れ・対応の体制づくりの取組みを進め、地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村に対して地域生活支援拠点等の運営に関する必要な助言等を行います。 また、広域的な対応が必要な機能については、府内市町村が整備する地域生活支援拠点等の状況を把握し、必要な支援策を検討します。	目標値(令和5年度) 各市町村が市町村単位もしくは圏域単位で少なくとも一つの地域生活支援拠点等を確保しつつ、年1回以上運用状況を検討、検証する。	○地域生活支援拠点等の運営状況(令和 5 年度末現在) ・整備済:39 市町村 未整備:4 市町村 ○未整備の市町村の課題把握及び整備への働きかけや、整備済の市町村の取組状況を把握するため、市町村ヒアリングを実施(令和 5 年 6 月～令和 6 年 3 月)し、運営状況等の把握を行いました。 ・市町村数:10 ○府内市町村・基幹相談支援センター等職員に対して、地域生活支援拠点等の機能の強化・充実のため、既存のサービスを有効に活用し、「緊急時の受入・対応の体制」を整えている市町村の取組事例の紹介や市町村の各機能の取組状況や運用状況の検証・検討方法等について情報共有を図るため意見交換会を実施(令和 5 年 9 月実施)しました。 ・参加市町村数:30 参加者:67 名 ○令和 5 年度大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業を実施 重度知的障がい者に専門的かつ適切な支援ができるグループホームを運営する法人を養成するため、訪問コンサルテーションや実地研修を実施し、知識や支援ノウハウの取得に取り組みました。 ・訪問コンサルテーション(応用講座※含む):計 29 回 委託先法人が参加法人の事業所を訪問し、実際の支援事例から特性把握のためのアセスメント技法、特性に応じた視覚化・構造化などの環境整備の方法などを助言しました。 ※応用講座は、障がい特性の理解や、視覚化・構造化支援の方法等について講義形式により行いました。 ・実地研修:計 39 回 委託先の強度行動障がいの状態を示す者を受け入れ支援しているグループホームで参加法人の職員にOJTを行いチームアプローチに必要な視点などを助言しました。 ・実践報告会:計 2 回(10 月、3 月) 参加法人による取組み実績を府内市町村や地域の事業所(相談支援事業所・グループホーム等)に公開し、取組み事例の周知等を行いました。 府内障がい福祉サービス事業所、市町村職員の参加者:152 名 ・修了法人数:1 法人
○生活訓練・指導の実施(自立支援課) 障がい者の社会活動への参加と自立を支援するとともに、音声機能障がい者発声訓練事業その他身体障がい者生活訓練事業などの家庭及び社会生活の改善向上を図るための訓練指導を行います。		○障がい者の社会活動への参加と自立を促進するとともに、家庭及び社会生活の改善向上を図るための訓練指導を行いました。 ・音声機能障がい者発声訓練事業 ・その他身体障がい者生活訓練事業 など

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅰ 「地域やまちで暮らす」

○在宅難病患者一時入院事業の 実施（地域保健課） 在宅で療養されている難病の方が、介護者の病気等の理由により、緊急的に介護が受けられなくなった場合に入院可能な病床の確保に努めるとともに、介護者の新型コロナウイルス感染症等の罹患を想定し、入院期間を原則 14 日以内として実施します。		○在宅難病患者一時入院事業 在宅で療養されている難病の方が、介護者の病気等の理由により、緊急的に介護が受けられなくなった場合に府において指定している医療機関に一時的に入院可能な病床を確保しました。 ・令和 3 年度 1 名 ・令和 4 年度 0 名 ・令和 5 年度 0 名
○リフト付き福祉タクシーの利用促進（ 自立支援課 ） 障がい者の社会参加を促進するため、大阪福祉タクシー運営連絡協議会と連携し、総合窓口である「大阪福祉タクシー総合配車センター」を活用した利用者の利便性の向上、また、利用者に対するリフト付き福祉タクシーの広報・啓発活動に努めます。		○大阪福祉タクシー運営連絡協議会と連携し、総合窓口である「大阪福祉タクシー総合配車センター」を活用した利用者の利便性の向上を行うとともに、引き続き「福祉のてびき」について掲載を行うなど府民へ同センターの案内を行いました。
○福祉有償運送の推進（ 地域福祉課 ） 社会福祉法人や NPO 法人等の非営利法人が、公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、有償で行う移送サービスである福祉有償運送について、制度周知や広域的な調整を行います。		○府内7か所（大阪市、北摂ブロック、河北ブロック、中部ブロック、泉州ブロック、枚方市、箕面市）で設置されている福祉有償運送運営協議会に対して事業の推進に必要な情報を提供するなど、協議会の運営を支援しました。 ○また、福祉有償運送制度の利用方法や、国土交通大臣認定団体が実施する講習の案内、福祉有償運送を実施している事業者の一覧表を府ホームページに掲載するなど、制度の広報に努めました。
○身体障がい者補助犬の普及促進（ 自立支援課 ） 障がい者の自立と社会参加を一層推進するため、身体障がい者補助犬を必要とする府民の方々に対し、使用機会を提供するとともに、その普及・啓発を行い、補助犬の同伴に対する理解促進に努めます。		○身体障がい者補助犬を必要とする府民の方々への使用機会の提供（令和 5 年度件数 4 件）のほか、飲食店等における補助犬受け入れ拒否事例がなくなり、2025 大阪・関西万博の開催に向けた共生社会の実現のため、「J1 ガンバ大阪」の試合前に開催された SDGs 関連イベントやイオンでの広報啓発活動を実施しました。
○市町村との連携（ 障がい福祉企画課 ） 障がい者施策を推進し、身近な地域で障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できる体制を整備するため、市町村とのワーキングの開催など連携を図るとともに、市町村に対し必要な助言を行います。		○国の障害保健福祉関係主管課長会議にあわせ市町村説明会を開催しました。 ○障がい者制度の円滑な運営を図るため、平成 17 年 12 月に障がい保健福祉室、市長会及び町村長会の共同で「障がい者自立支援制度ワーキングチーム」を設置（H25 から名称を「障がい者制度ワーキング」と変更。）。以後、制度上の課題や新たな法制度に向けた国への提言などについて協議・検討を行っています。 なお、本ワーキングは令和 2 年度以降、重度障がい者等就業支援ワーキングの設置（令和 2～3 年度）に伴い、一時休止していますが、今後、法制度の改正等により、議論すべき内容があれば、再開します。 ○障害者総合支援法のもとで利用者に対し適切なサービスが提供されるよう、障がい者自立支援給付支給事務等市町村指導を実施しました（令和 5 年度は 21 市町／国の指針において 2 年に 1 回以上実施するものとされています）。
○指定事業者等に対する指導等（ 生活基盤推進課 ） 指定障がい福祉サービス事業者・施設等に対し、指定時の研修や毎年行う集団指導において、利用者の人権や障がい特性に配慮した助言・指導を実施します。 また、個別の事業者に対して、実地指導を行い、虐待の防止や適正な支援が実施されているかの確認・助言・指導を行い、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。	目標値 毎年、集団指導を実施	○利用者サービスの向上等を図るため、事業者に対する指定時研修や集団指導、実地指導等を通じて、地域に開かれた施設運営を行うとともに、個別支援計画に基づいて支援を行うよう助言・指導を行いました。 ・指定時研修と集団指導は、ウェブ形式（ネットによる動画視聴及びアンケートの実施）で開催しました。 集団指導「者対象」事業者向け、「児対象」事業者向け各々年 1 回実施 「者対象」事業所（令和 5 年度： 1,514 事業所 ※サービス別合計） 「児対象」事業所（令和 5 年度： 1,209 事業所 ※サービス別合計） ・実地指導は、個別の事業者に対して適正な支援が実施されているかの確認・助言・指導を現地に赴き実施しました。 「者対象」事業所（令和 5 年度： 80 事業所 ※サービス別合計） 「児対象」事業所（令和 5 年度： 114 事業所 ※サービス別合計）
○利用者本位の障がい者福祉制度の推進（ 障がい福祉企画課 ） 障がい福祉制度が円滑に運営されるよう、ホームページや広報物により、制度内容や改正点等について利用者等への周知を図るとともに、障がい福祉サービス利用等の実態についての調査をふまえ、国に対し、新たなニーズに対応した支援の充実・確保等、制度の改善に向けた要望を実施するなど、利用者本位の障がい福祉制度の円滑な推進を図ります。		○利用者等に対し広く制度周知がなされるよう、難病等対象疾病拡大や法改正に基づく制度改革等について、広報を行いました。また、ホームページ上で公開している利用者の方への情報提供内容については、制度改革等に伴い、随時更新を行いました。 ○障害者総合支援法のもとで利用者に対し適切なサービスが提供されるよう、障がい者自立支援給付支給事務等市町村指導を実施しました（令和 5 年度は 21 市町／国の指針において 2 年に1回以上実施するものとされています）。 ○「国の施策並びに予算に関する提案・要望（福祉関連）」や「障がい者福祉施策の推進に係る提言」などを通じて、国に対し制度の改善に向けた要望を実施しました。

(3)地域で暮らし続ける ③相談支援体制の強化		
○市町村の相談支援体制の充実(地域生活支援課) 障がい児者のニーズの多様化を踏まえ、きめ細かで適切な支援のため、相談支援体制を再構築し、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けた取組みが進められるよう、市町村の実態調査等を行い、その結果や先行事例紹介を情報提供するといった支援を行います。 また、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進します。	目標値(令和5年度) 全ての市町村で基幹相談支援センターを設置	○市町村における相談支援体制の整備が図られるよう、市町村の実態を調査・把握し、課題抽出を行うとともに、各市町村における先行事例の紹介や、市町村や基幹相談支援センター職員等を対象とした情報交換会等を実施しました。 ○都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進しました。 ■基幹相談支援センターの設置市町村数 36 市町村(令和 5 年 4 月 1 日現在) ■アドバイザーの派遣 5 市町
○ケアマネジメントの推進(地域生活支援課) 障がい児者に寄り添ったサービス等利用計画の作成や、的確かつきめ細かなアセスメント・モニタリングの実施や関係機関との連携に基づき適切な支援が行える相談支援専門員の養成とさらなる資質の向上のために、能力や経験等に応じた段階的な研修等の機会を確保し、地域での指導的な役割を担う相談支援専門員の拡充に努めるなど、地域全体でスキルアップとフォローアップを行う仕組みの構築に向け、市町村を支援します。	目標値(令和5年度) 相談支援専門員の養成・確保 2,700 人	○相談支援専門員の育成とさらなる資質の向上のため、相談支援従事者初任者研修を実施しました。 ■相談支援従事者初任者研修修了者数 令和 5 年度 471 名 ■大阪府内で活動する相談支援専門員数 2,617 名(令和 5 年 4 月 1 現在)
○ピアカウンセリングの普及(地域生活支援課) 市町村障がい者相談支援事業として位置づけられているピアカウンセリングの普及を図ります。	目標値(令和5年度) 市町村障がい者相談支援事業におけるピアカウンセリング実施市町村数 43(すべての市町村)	○市町村においてピアカウンセリングが実施されるよう、障がい者ピアサポート研修等の機会を通じて普及を図りました。 ■ピアカウンセリング実施市町村数 令和 5 年度 22 市町
○大阪府発達障がい者支援センターの運営(地域生活支援課) 大阪府発達障がい者支援センター(アクトおおさか)において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などの発達障がいのある人及びその家族、関係機関、関係施設に対して次の事業を行うとともに、地域ごとに多様な支援ニーズに合ったきめ細かなコンサルテーションを実施していきます。 また、アクトおおさかを中心に大阪府発達支援拠点(以下「発達支援拠点」という。)との地域連携の枠組みを作っていくことを検討します。 ▼相談支援事業 ▼コンサルテーション事業 発達障がい者が利用する施設、事業所、就労支援機関等からの求めに応じて支援現場を訪問し、発達障がい者への対応や支援上の課題について、具体的なアドバイスを行います。 ▼普及啓発・研修事業 医療、福祉、教育、保健、保育、労働等の関係施設、関係機関の職員に対して発達障がいの理解と支援のための研修を行います。 ▼就労支援 アセスメント、就職活動の支援、フォローアップまで、関係機関との連携や支援サービス、制度を活用しながら就労に向けての支援を行います。	《参考》 サービス見込量 相談支援 2, 750 件 関係機関への助言 650 件 外部機関や地域住民への研修・啓発 50 件	○大阪府発達障がい者支援センター(アクトおおさか)において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などの発達障がいのある人及びその家族、関係機関、関係施設に対して次の事業を行いました。 ▼相談支援事業(2396 件) 発達障がい児(者)及びそのご家族等からの相談に対する助言及び情報提供を行い、主訴に応じてインテーク面接、相談等を実施しました。 ▼コンサルテーション事業(522 件) 相談支援事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、生活介護事業所等に対し、発達障がいの特性に合わせた支援方法等についての助言や情報提供を行いました。 ▼普及啓発・研修事業(36 件) 研修事業:医療、福祉、教育、保健、保育、労働等の関係施設、関係機関の職員に対して発達障がいの理解と支援のための研修を実施しました。また、幅広い支援者の支援力向上のための公開講座や府民対象の公開講座を開催するなど、普及啓発に努めました。 ▼就労支援(598 件) 就労に関する相談に対して助言及び情報提供を行い、主訴に応じて個別的就労支援、ご家族・事業所等へのサポート等の一連の支援を地域障がい者職業センター、公共職業安定所等との連携により実施しました。

○発達障がい児者施策の充実（地域生活支援課） 広域自治体として、発達障がい児者が身近な地域で生活できるよう市町村の取組みを支援します。 ▼大人への支援 発達障がい者支援センターなど相談窓口の周知を図るとともに、当事者同士やその家族等のニーズに合った、お互いの悩みの相談や情報交換を行う場等の情報提供を行います。 ▼発達障がいがうかがわれる人への支援 当事者の方の「困っている」という状態に着目して、ニーズに合った福祉や就労等の必要な支援につなげるとともに、周囲の人たちの理解を深めていくための啓発に取り組みます。		○大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）において、発達障がい児者が身近な地域で生活できるよう市町村の取組みを支援しました。 ▼大人への支援 市町村に対して、説明会を開催し、大阪府発達障がい者支援センターの取組みを周知しました。また、大阪府内のセルフヘルプグループの活動状況や連絡先を大阪府のホームページに掲載し、お互いの悩みや情報交換を行う場の情報提供を行いました。 ▼発達障がいがうかがわれる人への支援 大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）に配置する「発達障がい者地域支援マネージャー」を派遣し、市町村の多分野における支援体制の整備に向けた相談や助言、市町村内の事業所のニーズに応じた研修等を実施するなど、市町村の障がいの分野に留まらない支援体制を構築する取組みを支援しました。																								
○難病患者に対する相談支援機能の充実（地域保健課） 大阪難病相談支援センターにおいて、日常生活相談や患者交流会等、当事者の目線に立った療養生活支援を実施するとともに、大阪難病医療情報センターにおいて、難病患者や家族の医療等に関する相談業務の実施や保健所等が実施する難病患者に対する個別支援等に対して医療の立場から助言を行います。 また、令和3年4月の大阪難病相談支援センターの移転に向け、大阪難病医療情報センターや各保健所との更なる連携体制の強化を図り、相談事業等を充実させます。		○大阪難病相談支援センターによる療養生活相談の実施 ・大阪難病相談支援センターは、大阪府こころの健康総合センター内に移転の上、令和3年4月から稼働しています。 ・難病患者や家族等の日常生活における相談や支援を実施しました。（相談件数：令和5年度延べ883件） ・ハローワークと連携し、難病患者に対する就労相談を実施しました。（相談件数：令和5年度26名） ・難病専門医による講演会・相談会を実施しました。（相談件数：令和5年度延べ624名） ・学習講演会や患者交流会の開催、ピアカウンセリング事業の実施、難病相談支援センターニュースの発行及びメールマガジンの配信など、当事者の目線に立った支援を実施しました。 ・隣接する大阪急性期・総合医療センター内に所在する「大阪難病医療情報センター」、「保健所、保健センター、保健福祉センター」との連携体制の強化、難病患者に対する相談支援機能の更なる充実を図りました。 ○大阪難病医療情報センターによる医療等に関する相談の実施 ・難病患者や家族の医療等に関する相談業務を実施しました。（遺伝相談を含む）（相談件数：令和5年度2,977名） ・保健所等が実施する難病患者に対する個別支援や患者に関わる関係機関との地域ネットワーク事業に関する会議への参加等医療の立場から助言を行いました。 ・ハローワークと連携した難病患者の就労支援については相談者の利便性や支援ニーズを考慮し、保健所等とも連携し充実を図りました。（相談件数：令和5年度39名）																								
○高次脳機能障がい者に対する支援（地域生活支援課） 高次脳機能障がい支援拠点として、先進事例について情報を収集し、障がい者自立センターにおける自立訓練を通じて、地域移行を推進するとともに、専門的な支援ノウハウを蓄積します。 また、こうした知見を活用し、大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、府内関係機関（市町村・医療機関・福祉サービス事業所等）に対する研修や事業所へのコンサルテーションを展開することにより、府全体の支援力の底上げを図ります。		○障がい者自立センターで高次脳機能障がい者に対して、自立訓練を行うとともに蓄積した支援方策等について民間事業所等に研修を実施しました。 ■障がい者自立センターの延利用者数 909人（入所）、81人（通所） ■障がい者自立相談支援センターでの研修（市町村・医療機関・福祉サービス事業所向け） 4回開催 受講者数269名																								
○地域生活定着支援センターの運営（地域福祉課） 地域生活定着支援センターにおいて、高齢または障がいのある矯正施設退所者に対して、保護観察所の生活環境調整への協力（コーディネート業務）や受け入れた施設等へのアフターケア（フォローアップ業務）や刑務所等を出所した方への福祉的な助言（相談支援業務）などを実施します。		○地域生活支援センターにおいて、高齢または障がいのある矯正施設退所者に対して、以下のとおり福祉サービスの利用等を支援しました。 <table><tr><th>区分・年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr><tr><td>コーディネート業務</td><td>26件</td><td>20件</td><td>24件</td></tr><tr><td>フォローアップ業務</td><td>72件</td><td>86件</td><td>81件</td></tr><tr><td>相談支援業務</td><td>39件</td><td>24件</td><td>36件</td></tr></table> ○令和3年度から開始された被疑者等支援業務において、被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行いました。 <table><tr><th>区分・年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr><tr><td>被疑者等支援業務</td><td>7件</td><td>13件</td><td>24件</td></tr></table>	区分・年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	コーディネート業務	26件	20件	24件	フォローアップ業務	72件	86件	81件	相談支援業務	39件	24件	36件	区分・年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	被疑者等支援業務	7件	13件	24件
区分・年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																							
コーディネート業務	26件	20件	24件																							
フォローアップ業務	72件	86件	81件																							
相談支援業務	39件	24件	36件																							
区分・年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																							
被疑者等支援業務	7件	13件	24件																							

(3)地域で暮らし続ける ④自立支援協議会の機能強化		
○市町村の自立支援協議会の活性化に向けた支援(障がい福祉企画課) 自立支援協議会が、その中核的機能である相談支援を強化し、関係機関との緊密な連携により、地域課題の解決に向けて取り組むことができるよう、地域自立支援協議会の機能強化のためのバックアップを行います。 また、地域自立支援協議会の取組事例や先行事例の紹介や顔の見える関係の構築を目的とした情報発信・情報共有の機会を設けることにより、地域自立支援協議会の運営の活性化に向けた側面的支援を行います。	目標値(令和5年度) ・地域移行に関する専門部会等をすべての市町村において設置 ・就労支援に関する専門部会等をすべての市町村において設置	○「各地域協議会の設置・運営状況の共有」「地域課題や対応策に関する相互の情報交換による取組みの活性化」「顔の見える関係の構築」等を目的として、地域自立支援協議会情報交換会を開催し、地域課題解決に向けた協議会運営の活性化を図りました。 ○就労支援に関する専門部会等を設置している市町村数:40 市町村(令和5年11月時点)
○大阪府障がい者自立支援協議会の運営(障がい福祉企画課) 大阪府障がい者自立支援協議会を運営し、地域課題の収集・検討を行うとともに、地域移行や就労施策など主要課題の進捗状況の把握やあり方等について協議し、府域における障がい福祉施策の充実に努めます。 また、地域ごとの取組みのばらつきを適切に把握し、どの地域で暮らしていても自立生活と社会参加が実現されるよう、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援等を通じた、地域における障がい者支援のバックアップを行うことで、全体の底上げを図ります。		○アンケート調査やヒアリング等の実施により地域の実態把握を行い、地域協議会における課題の集約・整理を行うとともに、大阪府障がい者相談支援アドバイザーを派遣することにより、地域協議会に対する助言等後方支援を実施しました。 ○大阪府障がい者自立支援協議会各部会における活動状況を確認し、進捗状況を把握するとともに、全体会において報告を行いました(全体会開催実績 令和5年度:2回)。
(3)地域で暮らし続ける ⑤地域福祉の視点		
○地域福祉支援計画への障がい当事者ニーズの反映(地域福祉課) 地域福祉の計画に反映するため、障がい当事者のニーズの把握に努めます。		○障がい者支援団体の役員及び障がい福祉分野の学識経験者に大阪府地域福祉推進審議会の委員として参画を求め、障がい当事者のニーズの把握に努めました。
○市町村における包括的な支援体制の構築(地域福祉課) 広域自治体として有する多様な行政資源や人材・ネットワーク等を通じて、個々の市町村や地域社会にとどまらない広域的・専門的な課題の解決に取り組むとともに、市町村における包括的な支援体制が構築・拡充されるよう、取組事例の提供や助言・サポート等を行い、市町村を支援します。 また、障がい者等支援を要する人を早期に発見し、必要なサービスにつなげていくため、地域福祉・高齢者福祉交付金による財政的支援を行うことにより、市町村における地域福祉のセーフティネットの構築を支援します。 さらに、CSW(コミュニティソーシャルワーカー)や障がい者相談支援事業所等地域の関係機関の連携が進むよう、先進事例や最新情報の提供を行います。		○市町村における包括的な支援体制の整備に係る取組状況や課題等について、アンケートによる状況把握のほか、訪問による意見交換等を実施した。また、重層的支援体制整備事業の円滑な実施に向けて、市町村職員や市町村社会福祉協議会等の関係者を対象に研修会を開催し、取組事例の提供や市町村の課題に応じた助言等を行いました。 ○地域福祉・高齢者福祉交付金による財政的支援に加え、市町村地域福祉課長会議や地域福祉のコーディネーターのための基礎研修において市町村職員やコミュニティソーシャルワーカーに対し、「コミュニティソーシャルワーカーの配置事業に関する新ガイドライン」などを周知し、地域福祉のセーフティネットの構築に向けたコーディネーター間の連携促進に取り組みました。 ○コミュニティソーシャルワーカーブロック別連絡協議会などにおいて、コミュニティソーシャルワーカー同士の連携や他のコーディネーター(スクールソーシャルワーカー等)や関係機関との連携について、制度や活動内容の理解促進などの連携強化に努めました。
○福祉基金による助成(地域福祉課) 地域福祉活動の振興や府民の福祉意識の向上に寄与する事業(障がい者や高齢者、児童などへの支援等)に助言を行い、府民の自主的な社会福祉活動を支援します。 また、今後、新型コロナウイルス感染症の影響等により、講演会開催や社会参加促進等の従来の社会福祉活動が、リモート、webの活用等へと変化していくことも想定し、創意工夫を凝らした活動がこれまで以上に実施できるよう、支援の充実に努めます。		○大阪府福祉基金地域福祉振興助成金の活用により、営利を目的としない団体の障がい者等への社会福祉活動に対して助成し、地域福祉の振興や府民の福祉意識の向上に寄与しました。 令和5年度地域福祉振興助成金 実績:52件 実績総額:91,077,628円 内訳 ・活動費助成 助成団体:30件 実績額:4,140,404円 ・民間団体提案型事業 助成団体:11件 実績額:41,436,425円 ・施策推進公募型事業 テーマⅠ「地域におけるヤングケアラー支援のためのモデル事業」 助成団体:11件 実績額:45,500,799円

(3)地域で暮らし続ける ⑥障がい者に対する住民の理解		
○施設コンフリクトの解消（人権擁護課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課） 「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、障がい者等の自立を進めるための基盤となる福祉施設等の設置に際して周辺住民との間におこった施設コンフリクト解消に向けた取組みを継続・強化します。 人権局ホームページの活用も含め、障がいに関する府民の理解と認識が深まるよう、広く啓発に取り組みます。 また、指定時等において、障がい福祉施設等の設置者が地域住民に理解されるよう、地域交流を進めるよう指導します。 なお、コンフリクトが発生した際には、施設や関係機関等と協力して、コンフリクトの解決に努めます。		○「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、人権局ホームページを活用して、府民の障がい者等に対する理解の促進と意識の高揚を図るなど、広く啓発に取り組みました。 ○ 障がい福祉サービス事業者の指定時等において、障がい福祉施設等の設置者が、地域住民に理解されるよう、地域交流を進めるよう指導しました。

(3)地域で暮らし続ける ⑦福祉サービスを担う人材の確保 ○介護・福祉人材の「量」と「質」の確保に向けた総合的な取組み(福祉人材・法人指導課、就業促進課、介護事業者課、障がい福祉室) 介護ロボットの導入促進、ICTを活用した業務効率化や表彰の導入など、介護事業者自らの労働環境・処遇の改善、質の向上に向けた取組みを支援します。 福祉人材支援センターを活用したマッチング力の向上や地域全体として資質向上やキャリアパスにつながる取組みを進めるほか、介護支援専門員や介護福祉士の資質向上に向けた取組みなどを実施します。		○地域関係機関との連携や一般学生へのアプローチを強化することにより介護業界へのマッチングを図りました。 令和 5 年度 ・就職フェア:参加法人 178 法人(うち障がい者福祉分野 76 法人) 参加者 484 人 ・合同面接会:参加法人 36 法人(うち障がい者福祉分野 6 法人) 参加者 180 人 ・法人・求職者向け就職セミナー 計 20 回 参加者:856 人 ○福祉・介護分野に関心のある方などを対象にした職場体験や、教育関係機関と連携して実施したインターンシップや出前講座により福祉・介護の魅力を発信しました。 令和 5 年度 ・職場体験者数:135 人 ・インターンシップ:97 人 ・出前講座:392 人 ○社会福祉施設・事業所の職員を対象に、職員の資質・人権意識等の向上を図り、事業所における福祉人材の職場定着支援を目的とした研修を実施しました。 令和 5 年度 ・124 講座 11,316 人 ○介護技術の向上を図り、良質な介護サービスを提供することができる質の高い人材を安定的に確保・育成するため、介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具を活用した研修や介護技術に関する専門相談等を実施しました。 令和 5 年度 ・市町村職員研修 1 講座 14 人 ・介護・福祉等専門職員研修 39 講座 1,031 人 ○地域医療介護総合確保基金を活用し、介護ロボット及びICT導入経費の一部を助成しました。 【導入助成実績】 令和 5 年度 : 介護ロボット 68 事業所等 299,702 千円 令和 5 年度 : ICT 114 法人 (286 事業所等) 354,129 千円 ○大阪府介護支援専門員法定研修を実施しました。 【修了者数】令和 5 年度 :6,718 名(一部研修を含まない)
○ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の養成(福祉人材・法人指導課、地域生活支援課) 身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者等の異なる様々なニーズに対応できるホームヘルパー等の確保を図るため、養成研修事業所を指定し、養成するとともに、現在従事しているホームヘルパーに対して、障がいの理解を深め、ニーズに応じた適切なサポートができる技能を向上するための研修を実施します。 また、屋外での移動が困難な障がい者に対して外出のための移動を支援する同行援護従業者及びガイドヘルパー(全身性障がい、知的障がい及び精神障がい)を確保するため、研修事業者の適切な指定等に努めます。	目標値 介護職員初任者研修修了者(ホームヘルパー)を対象とした研修を毎年1回実施	○身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者等の異なる様々なニーズに対応できるホームヘルパー、ガイドヘルパー等の確保を図るため、養成研修事業所を指定しました。 令和 6 年 3 月 31 日時点 ・移動支援従業者養成研修(全身性障がい):修了者 1,248 人(指定事業者:58 事業者) ・移動支援従業者養成研修(知的障がい):修了者 443 人(指定事業者:42 事業者) ・移動支援従業者養成研修(精神障がい):修了者 49 人(指定事業者:12 事業者) ・難病患者等ホームヘルパー養成研修:修了者 252 人(指定事業者: 8 事業者) ・同行援護従業者養成研修:修了者 1,533 人(一般)、967 人(応用)(指定事業者:55 事業者) ○障がい者ホームヘルパー知識習得(居宅介護職員初任者)研修を実施しました。 ■研修修了者数及び実施回数 令和 5 年度 23 名・1回
○保育士や放課後児童クラブ指導員等に対する研修の実施(子育て支援課) 府内における保育所、認定こども園等における保育士、放課後児童クラブ指導員等を対象に、障がい児保育に係る知識や技術に関する研修を実施し、資質の向上、発達障がい児及び医療的ケア児等への理解促進を図ります。	目標値 保育士・指導員等を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回実施(年 100 名以上受講)	○令和 5 年 9 月 30 日～令和 5 年 12 月 31 日までの期間で「保育所等障がい児保育担当保育士等研修」を動画配信形式で行いました。(視聴回数 517 回) ○全市町村の放課後児童支援員等を対象とした研修を4日間実施。うち 1 日は、放課後児童クラブにおいて障がい児への理解とその対応がなされるよう、「子どもの人権と倫理」をテーマとした研修の中で、子ども(障害のある子どもを含む)への対応を取り上げました。(参加人数 令和 5 年度:410 人)

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅰ 「地域やまちで暮らす」

○精神保健福祉関係機関職員研修の実施(地域保健課) 精神保健福祉関係機関職員を対象とした教育研修を年 3 回(ベーシック・ステップアップ・スキルアップ各 1 回)実施するとともに、自殺対策研修・依存症対策研修を各年 1 回以上実施します。	目標値(令和8年度) 精神保健福祉関係機関職員を対象とした教育研修を年 3回(ベーシック・ステップアップ・スキルアップ各1回)実施 自殺対策研修・依存症対策研修を年各1回以上実施	○精神保健福祉関係機関職員研修を実施した。 精神保健福祉関係機関職員を対象とした教育研修を年 6 回(ベーシック 2 回、ステップアップ 2 回、スキルアップ 2 回)実施しました。 自殺対策研修・依存症対策研修を各年 1 回以上実施しました。 自殺対策研修 6 回 依存症対策研修 15 回
○サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(地域生活支援課) 事業所や施設において、的確かつきめ細かなアセスメント・モニタリングを実施し、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成、サービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」を養成します。	目標値 サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修(2日課程)を実施	○令和 5 年度研修修了者数及び研修実施回数 ・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者数 基礎研修 1,902 名・年 3 回 実践研修 836 名・年 2 回 更新研修 852 名・年 1 回 ・相談支援従事者初任者研修(2 日課程)修了者数 1,866 人・年 3 回
○強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修、実践研修)(地域生活支援課) 強度行動障がいの状態を示す方等に対し、適切な支援を行う職員や適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成ができる人材を養成します。	目標値 強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)を実施	○強度行動障がい支援者養成研修 修了者数 令和 5 年度 基礎研修 779 名 実践研修 467 名
(4) まちで快適に生活できる		
○福祉のまちづくりの推進(建築環境課) 大阪府福祉のまちづくり条例に基づく福祉のまちづくりの推進についての重要事項の調査審議を行うため、「大阪府福祉のまちづくり審議会」(平成 24 年 11 月設置)等を開催します。		○「大阪府福祉のまちづくり審議会」等を開催 ・大阪府福祉のまちづくり審議会(令和 6 年 3 月 26 日) ・大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会(令和 6 年 3 月 7 日)
○府有建築物の福祉整備の推進(建築環境課、公共建築室計画課) 不特定多数の府民が利用する既存府有施設について、大阪府福祉のまちづくり条例に基づいた福祉整備を推進するとともに、施設利用者向けに、施設のバリアフリーに関する情報発信を促進します。		○府有施設のバリアフリー性能表示調査(令和 5 年 6 月 12 日～7 月 31 日) ○調査結果を踏まえ、府ホームページ掲載のバリアフリー情報を適宜更新
○府営公園の整備(公園課) 高齢者や障がい者、幼児などありとあらゆる人々の利用に配慮した府営公園づくりを促進するために障がい者等の人々に配慮した公園づくりのために改修を実施します。		○浜寺公園など5公園で、高齢者や障がい者、幼児など幅広い利用者に配慮した府営公園づくりを促進するためにトイレの洋式化や内装改修を実施しました。また、「誰もが楽しめる遊具広場の整備に関する配慮事項(案)」を作成・公表し、障がいの有無にかかわらず誰もが一緒に楽しめる遊具広場づくりを体系的に進めていくため、整備に対する基本的な考え方、配慮すべき事項などを整理しました。
○バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進(建築環境課) 駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、公園等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための基本構想を作成する市町村に対し、関係部局が連携し、作成の進め方・事業手法や補助制度・進捗管理等に関して、情報提供や助言を行うことにより、地域のバリアフリー化を効果的に促進します。	目標値 令和元年度末時点の実績(32 市1町、136 地区)を踏まえ、未策定市町村での早期作成をめざす	○基本構想作成状況 ・平成 13～令和 5 年度作成済 33 市町 137 地区 ○市町村の基本構想等の作成、見直し時の協議会に、市町村の求めに応じて参画し、技術的な助言を行いました。 ・基本構想の見直し 池田市、吹田市、堺市
○交通安全施設等整備事業の推進(道路環境課) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の基本方針に基づき、主要な特定道路及び生活関連経路を構成する道路について移動等円滑化を実施します。	目標値 ・「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路について、移動等円滑化を実施 ・府管理道路の特定道路指定地区数 55 地区(52. 50 km)(H20 年度指定) 50 地区(35. 39 km)(R1 年度指定)	○歩道、自転車歩行者道の整備及び歩道の段差改善、視覚障がい者誘導用点字ブロック等の設備改善を推進しました。 府管理道路の特定道路指定地区 ・52 地区うち 42 地区整備完了。延長 48.07 kmうち 45.10 km完了 整備率 93.8%(平成 20 年度指定) ・50 地区うち 22 地区整備完了。延長 35.49km うち 20.35km 完了 整備率 57.3%(令和元年度指定) ※他の道路管理者(国・市町村)の移管により、地区数及び特定道路の延長は計画策定時と異なる。

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅰ 「地域やまちで暮らす」

○バリアフリー対応型信号機の整備（府警本部交通規制課） 主要な生活関連経路において整備すべき信号機等については、道路管理者との連携を図るとともに、地元住民等の合意を得ながら、バリアフリー法の基本方針に基づき、視覚障がい者用付加装置等の整備を促進します。	目標値（令和8年度まで） 「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路に設置されている信号機等について、視覚障がい者用付加装置、高齢者等感应信号機等による移動等円滑化を実施	○重点整備地区内の主要な生活関連経路等を重点に、高齢者や身体障がい者等の安全を確保するため、視覚障がい者用付加装置等について、継続して整備しました。 ・高齢者等感应信号機 更新・・・6 基 ・視覚障がい者用付加装置 新設・・・7 基、更新・・・38 基
○鉄道駅舎の移動等円滑化の促進（建築環境課） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の基本方針や大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針を踏まえ、市町村が作成するバリアフリー基本構想に基づき、鉄道事業者が実施するエレベーターの設置や段差解消などの移動円滑化事業を促進します。	目標値 バリアフリー法の基本方針や大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進指針を踏まえ、鉄道駅等の構造等の制約条件を考慮し、可能な限り移動等円滑化を実施	○既存駅舎のエレベーター整備に対する補助事業を実施 ・補助実績：令和5年度2 駅
○鉄道駅舎や踏切の安全確保の取組み（障がい福祉企画課、交通計画課、鉄道推進課、建築環境課） 事業者に対して、国、府、市町村、事業者などにより構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」の場等において、国からバリアフリー施策の取組み等について説明するとともに、鉄道駅のバリアフリー化や可動式ホーム柵の設置の促進、利用者の視点に立った無人駅における十分な配慮について働きかけを行います。 また、鉄道事業者が実施する既存駅の可動式ホーム柵整備事業について、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる駅を対象に国、地元市と協調して補助を行う制度を創設しており、今後とも、可動式ホーム柵整備の促進を図ります。 さらに、鉄道事業者等と連携し、駅ホームにおける安全向上のための啓発活動に取り組みます。		○「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」（令和6年2月19日開催）の場等において、鉄道事業者に対して、各種当事者団体からの要望事項の伝達や、国のユニバーサルデザインまちづくりの動向に関する情報提供を行うことで、鉄道駅のバリアフリー化や可動式ホーム柵の設置の促進、利用者の視点に立った無人駅における十分な配慮についての働きかけを実施しました。 ○可動式ホーム柵整備状況（令和6年3月時点） ・府内ホーム柵設置駅数：117 駅／520 駅 ○JR 西日本、OsakaMetro、南海、大阪市・大阪府関係部局（都市整備部・福祉部）で連携し、令和5年12月5日JR 我孫子町駅、令和5年12月6日OsakaMetro あびこ駅、令和5年12月8日南海 我孫子前駅にて安全向上のための啓発活動を実施しました。
○車いす使用者用駐車場の適正利用の促進（障がい福祉企画課、建築環境課） 車いす使用者用駐車区画に一般の人が駐車するなど、真に必要とする人が利用できない状況がみられるため、適正利用の促進に向けて、府民や事業者等への啓発を行うとともに、車いす使用者用駐車区画に加え、その他の配慮を必要とする人のためのスペース（ゆずりあい駐車区画）の両方を整備する「ダブルスペース」の取組みを推進します。 また、利用証を交付することにより、これらの区画に駐車できる対象者を明確にして、不適正な駐車のを抑制をめざす「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」の更なる普及に努めます。		○車いす使用者用駐車場の適正利用を呼びかけるポスターを掲示し、府民や事業者等へ啓発を行いました。 ○ダブルスペースを推進するためのチラシを活用し、府民や事業者等へ普及・啓発を行いました。 ○「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」について、府民や事業者等へ制度の周知を行うとともに、利用証申請者からの申請を受け付け、審査の結果、累計 28,065 件の利用証を発行した。また、府内の様々な施設へ協力依頼を行い、令和5年度末時点で、546 施設へ、905 区画分の「ゆずりあい駐車区画」表示カバー等の配布を行いました。 ○車いす使用者用駐車区画の適正利用を促進するため、大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン等において、「ダブルスペース」や「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」を記載し、事業者等への周知を実施しました。
○まちのバリアフリー情報の提供（建築環境課） 鉄道駅や公共施設等におけるエレベーターや車椅子使用者用便房等のバリアフリー情報について、利用者があらかじめ入手することが重要であるため、バリアフリー情報の更なる充実に努めます。		○施設を利用する方が事前にバリアフリーに関する情報を入手できるよう、鉄道駅やホテル、府有施設、市町村有施設等のバリアフリー情報を府ホームページで公表（適宜更新） ○府有施設のバリアフリースイールの情報をスマホ・パソコンで容易に検索できる「大阪府バリアフリースイールマップ」を府ホームページ内で公表（適宜更新）

具体的な取組み	目標	令和5年度 実施状況
(1)早期療育を受ける ①乳幼児健康診査の受診率向上と健診後の支援の充実		
○乳幼児健康診査等の実施(地域保健課) 新生児スクリーニング検査や市町村における健診において聴覚障がい・視覚障がい・発達障がいを早期発見し、適切な相談支援や療育機関等の関係機関との連携による支援を行っています。 市町村における乳幼児健康診査等母子保健事業について、母子保健関係業務報告を取りまとめ、市町村乳幼児健診の実施状況の評価に関する研修及び保健所による市町村支援に活用します。 乳幼児健康診査の従事者が、疾患や障がいの早期発見の視点を持てるように、乳幼児期の発達・低出生体重児の理解・発達障がい児の理解について、保健師等研修を実施します。		○乳幼児健康診査の従事者が、疾病や障害の早期発見の視点を持てるように、乳幼児期の発達・低出生体重児を持つ保護者の支援、発達障がい、聴覚障がい、視覚障がい等の早期発見や支援について、保健師等母子研修を実施しました。 ・研修参加者：令和5年度 408名(web開催) ○市町村における乳幼児健康診査等母子保健事業について、母子保健関係業務報告を取りまとめ、市町村乳幼児健診の実施状況の共有や評価に関する研修を行い、保健所による市町村支援に活用しました。
○先天性代謝異常等検査の実施(地域保健課) 先天性代謝異常等について、早期発見し、適正な治療を行えるよう、新生児を対象としたマス・スクリーニング検査を実施していきます。		○フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常症、先天性副腎過形成症、先天性甲状腺機能低下症を早期発見し、早期に治療が行えるよう、新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を実施しました。 ○また、令和6年度3月からは、上記疾患に加え、脊髄性筋萎縮症及び重症複合免疫不全症の2疾患の検査も実施しました。 ・検査延べ件数：119,437件(令和5年度)
○要支援児童の早期発見と支援の充実(家庭支援課) 市町村の後方支援や専門的診断・指導という都道府県の役割を踏まえ、市町村における乳幼児健診や障がい相談事例を活用した、子ども家庭センターの指導・助言等の必要な場合の対応や市町村への助言指導を行います。 また、府内全市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会において支援を必要とする児童について、引き続き市町村と連携します。		○都道府県の役割が市町村の後方支援や専門的診断・指導に特化されており、市町村における乳幼児健診や障がい相談事例の中で、子ども家庭センターの指導・助言が必要な場合の対応や市町村への助言指導を実施しました。また、府内全市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会において、支援を必要とする児童について市町村と連携しました。
○保健所における専門的母子保健事業の実施(地域保健課) 保健所を拠点として、訪問指導や専門職相談、交流会を実施するとともに、関係機関連絡会議等を開催し、医療的ケア児等への支援や地域関係機関の連携強化に向けて取り組んでいきます。		○保健所において、慢性疾患児・身体障がい児や医療的ケア児とその家族に対して、保健師等専門職による訪問指導や療育相談等の個別支援、学習会や交流会等の集団支援を実施しました。 ○また、医療的ケア児に関わる地域医療機関や訪問看護事業所をはじめとする医療・保健・福祉・教育・療育等の関係機関とのケース検討会議等の開催や関係機関からの相談に対応し、地域での在宅療養支援体制の整備を図りました。 【慢性疾患児支援状況】 ・訪問(延件数) 令和3年度 963件、令和4年度 1,266件、令和5年度 1,532件 ・面接(延件数) 令和3年度 756件、令和4年度 887件、令和5年度 958件 ・専門相談・療育相談(延件数) 令和3年度 131件、令和4年度 118件、令和5年度 117件 【身体障がい児支援状況】※医療的ケア児への支援を含む ・訪問(延件数) 令和3年度 866件、令和4年度 1,081件、令和5年度 1,555件 ・面接(延件数) 令和3年度 280件、令和4年度 368件、令和5年度 417件 ・専門相談・療育相談(延件数) 令和3年度 42件、令和4年度 15件、令和5年度 50件 ※医療的ケア児の支援状況(実人数) 令和3年度 376人、令和4年度 392人、令和5年度 426人 【学習会・交流会等】 令和3年度 4回延 39人、令和4年度 8回延 198人、令和5年度 18回延 303人 【小児在宅生活支援地域連携シート《府基本版》の活用】 令和3年度 104件、令和4年度 79件、令和5年度 52件

(1)早期療育を受ける ②療育支援の充実		
○障がい児とその保護者に対する相談支援の充実(家庭支援課、地域生活支援課) 大阪府子ども家庭センターにおける障がい児相談支援を引き続き実施するとともに、関係機関に対して障がい福祉サービス等に関する情報提供を積極的に行い、連携強化を図ります。 また、家族に対する支援の充実・強化とともに、十分な障がい児相談支援事業所が確保されるよう、引き続き市町村に対して働きかけます。	目標値(令和5年度) 障がい児相談支援実施市町村数 43(すべての市町村)	○子ども家庭センターにおける相談対応 家庭等からの相談に応じ、必要な指導と児童福祉施設への措置等を実施しました。 (子ども家庭センターの障がい児及び乳幼児関係会議 参加回数:71 回) ○障がい児相談支援実施市町村数 43
○障がい児関係機関ネットワークの充実強化(家庭支援課、地域生活支援課) 保健、福祉、教育等障がい児に関わる関係機関が連携し、さまざまな課題に対応するため、各市町村において構築される障がい児関係機関ネットワークに対し、引き続き大阪府から情報提供や相談対応を行い、障がい児関係機関ネットワークの充実強化を図ります。	目標値(令和5年度) 障がい児関連施策地域連絡協議会設置市町村数 41(指定都市を除くすべての市町村)	○障がい児関連施策地域連絡協議会について、アンケートなどにより状況確認を行うとともに、市町村の施策推進に係る個別相談に対して随時情報提供を行った。 ・障がい児関連施策地域連絡協議会設置市町村数:37(令和5年度実績)
○障がい児入所施設における発達支援機能等の充実(地域生活支援課) 障がい児入所施設が担う「発達支援機能」や「自立支援機能」等の向上を促進し、障がい児の状況に応じた専門性の高い支援の充実を図ります。 また、障がい児入所施設に対し、支援の充実を図るため、配置基準を上回って看護師等の配置を行った場合に経費を支援します。		○障がい福祉施設機能強化推進事業の実施 障がい児施設が新たな課題に対応するため、原則、国が定める職員配置基準以外の職種の職員の配置に要する経費や施設入所児(者)の処遇の向上を図るために必要な経費について、府単独で補助した。 ・令和5年度補助額:171,737 千円(サービス向上支援事業費:1 施設、特別介護加算事業:8 法人、9 施設)
○障がい児通所支援事業の充実(地域生活支援課) 障がい児が、身近な地域でニーズに応じた療育を受けることができるよう、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所の確保と質の向上に努めるとともに、市町村と連携し保育所等訪問支援を行う事業所の拡大に努めます。 さらに、地域における障がい児支援の中核施設となる児童発達支援センターの設置と、当該センターにおける障がい児相談支援、保育所等訪問支援等の地域支援の充実を図る市町村を支援します。	目標値(令和5年度) 児童発達支援センター設置市町村数: 43 保育所等訪問支援実施市町村数:43	○児童発達支援事業所(医療型を含む) ・実施の事業所数 1,958 ・実施市町村 41 ○放課後等デイサービス事業所数 ・実施の事業所数 2,186 ・実施市町村数 41 ○保育所等訪問支援実施事業所数(共同利用を含む延べ数) ・実施の事業所数 243 ・実施市町村数 42 ○児童発達支援センター数(医療型を含む)(共同利用を含む延べ数) ・実施の事業所数 66 ・実施市町村数 37
○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(地域生活支援課) 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けることができるよう、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。	目標値(令和5年度) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保する市町村数: 43 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する市町村数:43	■主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数 ・実施の事業所数 148 ・実施市町村数 39 ■主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数 ・実施の事業所数 165 ・実施市町村数 39
○障がい児等療育支援事業の実施(地域生活支援課) 在宅の障がい児の地域における生活を支えるため、障がい児の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、療育指導・相談に係る助言・指導・研修等の機関支援を実施します。		○令和5年度委託実施機関 2 箇所 ・障がい児等支援:①全体研修 1 回 ②専門研修 3 回 ③交流(研修)会 3 回 ④療育相談等 34 件 ・重症心身障がい児支援:①全体研修 2 回 ②事例検討会 2 回 ③専門相談会 2 回 ④療育相談等 60 件 ・難聴児支援:①療育相談等 90 件
○聴覚障がい・視覚障がい乳幼児の療育指導等の充実(自立支援課) 聴覚障がい・視覚障がい乳幼児の療育指導等について、速やかに府立福祉情報コミュニケーションセンターや療育機関等につなぐとともに、関係機関と連携した切れ目ない支援を行います。		○聴覚に障がいのある子どもの相談支援等 ・相談支援(つなぎ:90 件) ・相談支援ネットワーク会議 4 回 ※市町村担当者向け説明会 1 回 ○視覚障がい幼児を療育している家庭に対し、次の事業を実施。 ・電話や来館による育児の指導・相談などの助言指導を行いました。 ・視覚障がい乳幼児に対し、通所による基本的な生活習慣の確立など、自立に向けて適切な療育支援を行いました。

(1)早期療育を受ける ③発達障がいのある幼児児童に対する支援		
○発達障がいの早期発見の取組み(地域生活支援課) 乳幼児健診や保育所・幼稚園等巡回支援の充実に取り組む市町村を支援します。 また、市町村の取組みと合わせて保育士・幼稚園教諭・保育教諭など、就学前の子どもに関わる気づき支援人材の育成に努めています。 各ライフステージにおいても、できるだけ早期の気づきから支援につながるよう、支援者をはじめ周囲で関係する人の発達障がいに係る特性の理解を促すとともに、身近な相談先となるキーパーソンを確保するなどの配慮が図れるよう、あらゆる機会をとらえて啓発活動を実施します。		○大阪府新子育て支援交付金で「市町村保育所・幼稚園等巡回支援事業」を優先配分枠メニューとして、市町村の取組を支援しています。 ○大阪府発達障がい児支援のための保育士・幼稚園教諭研修を開催し、発達障がいの特性理解と具体的な支援方法についての学びを通じて、保育所・幼稚園・認定こども園等における早期の発達支援に関わる人材を育成しました。 ○発達障がいにに対する理解促進の取組として、「学校の中の発達障がい ～学童期・思春期の支援の課題～」をテーマにオンラインセミナーを開催するなど啓発活動を実施しました。
○発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保(地域生活支援課) 発達障がい児者の初診の待機期間を短縮するため、引き続き医師の養成を通じた専門的な医療機関の確保と医療機関ネットワークの充実に図ります。 拠点医療機関へのケースワーカー等の配置等、国の発達障害専門医療機関初診待機解消事業を活用し、発達障がい児者に係るアセスメントの円滑化を通じて、待機期間の短縮を図る新たなスキームを必要な圏域から実施することを検討します。 各圏域の登録医療機関のスキルアップを図るため、拠点医療機関の協力を得て各圏域での陪席を含めた医療機関研修や診療支援機能の充実に図ります。また、拠点医療機関の横の連携を図るため、協議の場等を設置するなど、府域における発達障がいの診断機能の向上と圏域間の均てん化を図り、拠点医療機関を中心としたネットワークが十分機能するよう取組みを推進します。	目標値(令和5年度) 登録医療機関での初診待機期間の短縮を図る	○医療機関ネットワークの登録医療機関での初診待機期間は約 6 から 7 週間ほどとほぼ横ばい状態で推移しており、特定の医療機関で初診待機期間が長期化する傾向が見られたため、初診待機期間の短縮をめざし、以下の取組を推進しました。 ○大阪母子医療センター及び大阪精神医療センターに委託して小児科医師や精神科医師について、発達障がいの診断ができる専門医師を養成するとともに、地域のかかりつけ医向けに、かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修を実施しました。 ○二次医療圏毎に圏域の医療機関の研修や診療支援の機能のある医療機関を拠点医療機関として指定。医療機関ネットワーク登録医療機関に対して研修会や症例検討会などの診療支援を行い、医療機関間の連携や診断機能の向上を図りました。(豊能:大阪大学医学部附属病院、三島:大阪医科薬科大学病院、北河内:大阪精神医療センター、中河内:八尾市立病院、南河内:近畿大学病院、泉州:大阪母子医療センター) ○大阪母子医療センターに委託して、市町村との連携により診療に必要な情報を収集整理し、受診先の分散化と初診に要する時間の短縮を図るモデル事業を実施しました。
○医療的ケア児や発達障がい児に対する相談援助の実施(地域保健課、地域生活支援課) 乳幼児健康診査の従事者が、疾患や障がいの早期発見の視点を持てるように、乳幼児期の発達・低出生体重児の理解・発達障がい児の理解について保健師等研修を実施します。		○府保健所・市町村保健師等に対し、早期発見・保護者支援についての専門的技術習得のための研修を実施しました(Web開催)。 令和 5 年度 延べ 338 人
○発達支援体制の充実(地域生活支援課) 発達障がい児向けに身近な地域で個別療育を確保する市町村の取組みを引き続き支援します。 各圏域内の児童発達支援事業所や放課後等デイサービスに対する機関支援を実施することにより、サービスの質の向上を図ります。 高年齢の子ども(概ね9歳以上)は、各ライフステージにより異なる課題が存在し、支援が難しいケースが出てくるため、発達支援拠点において、支援ノウハウの蓄積を図り、支援内容を充実していきます。	目標値(令和5年度) 発達障がい児に対する専門療育の実施市町村数 43(全ての市町村)	○大阪府発達支援拠点が実施する個別専門療育をもとに培ってきたアセスメント機能や子どもへの支援に関するノウハウ等を活用し、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所への訪問及び実施事業所への来訪、見学・実習受け入れ等により、発達障がい児の療育や家族支援等に関する助言等を行いました。また、事業所間の情報共有・情報交換の場として、事業所連絡会を開催するなどの機関支援を実施しました。 ○新子育て支援交付金の優先配分枠メニューを活用し、個別療育に取り組む市町村を支援しました。 ・発達障がい児に対する専門療育の実施市町村数:36(令和 5 年度実績)
○発達障がい児の家族支援の充実(地域生活支援課) ペアレント・メンターの協力を得て、小学生から年齢層を上げていき、メンターによる家族支援や活動の場の拡充を進めます。併せて、メンター事業については、活用促進の観点から一層の周知を図ります。 ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラムは、市町村におけるスキルの共有等を図るため、担当者間の情報交換の機会等を提供し、市町村を支援します。	目標値(令和5年度) 家族支援を実施する市町村数 43(全ての市町村) 市町村での保護者支援プログラムの受講機会の確保	○ペアレント・メンターの活動については、大阪府発達障がい者支援センターに委託して、平成 26 年度から養成研修を行い令和 5 年度末でメンター登録者数は 69 名になるなど普及を進めてきました。また、同センターに配置するコーディネーターがメンターを活用する市町村とのマッチングを行い、平成 27 年度から令和 5 年度までで 160 件派遣しました。 ○大阪府の養成研修を受けてペアレント・トレーニングやペアレント・プログラムを実施している市町村を対象に、フォローアップのための情報交流会や学習会・交流会を実施しました。 ・家族支援を実施している市町村数:37(令和 5 年度実績)

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅱ 「学ぶ」

○発達障がいをはじめとする障がいのある人のライフステージを通じた一貫した支援のための取組み（地域生活支援課） 先進的な事例等を参考に、次の視点をもって、サポートファイルを円滑に運用するよう市町村に働きかけていきます。 ・サポートファイルを使うことに意識を置いた住民への普及・啓発 ・サポートファイル運用担当者の人事異動等があっても継続して運用できる組織体制の構築・維持 ・親亡き後のことも念頭にサポートファイルを活用した地域での支援	目標値（令和5年度） 引継ぎの支援に役立つサポートファイルを導入する市町村の増加を図る（令和2年度時点：29 市町村）	・サポートファイルを導入していない市町村を訪問し、他市の取組みや令和元年度に作成した「発達障がいのある方等の支援の引継のためのサポートファイル作成・改訂のポイント」を説明して、導入を図るように働きかけました。サポートファイル導入市町村数：28（令和 5 年度実績）
（2）教育を受ける ①幼児教育の充実		
○障がい児受入れに対する幼稚園への支援（私学課） 私立幼稚園等における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園等に対し助成します。		○私立幼稚園等における特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児への特別な配慮を行っている私立幼稚園等に対し、補助金を交付しました。
○障がいのある幼児の指導（子育て支援課、支援教育課、小中学校課、私学課） 幼稚園、保育所、認定こども園等において、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施等により、障がい児や保護者への理解をさらに深め、保幼小連携を一層進めつつ、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう取り組みます。		○令和 5 年 9 月 30 日～令和 5 年 12 月 31 日までの期間で「保育所等障がい児保育担当保育士等研修」を動画配信形式で行いました。（視聴回数 517 回） ○障がいの種別や個々の状況に応じて、適切な指導・支援を行うよう、幼稚園教育担当者・担当指導主事連絡会を通じて、市町村教育委員会に働きかけました。 ○早期からの適切な支援と一貫した支援のための保幼小連携の必要性を幼稚園教育担当者・担当指導主事連絡会を通じて、市町村教育委員会に働きかけました。 ○「幼児教育推進指針」の改訂を行い（平成 31 年度）、「障がいのある子どもに対するきめ細やかな対応の推進」についての項目を追記しました。 ○幼児教育人権研修で、障がい理解に関する分科会を実施しました。 ○「個別の指導計画」等の作成の考え方や要点をまとめた資料を私立幼稚園等へ配付するとともに、私立幼稚園等からの質問に回答するなど、理解を深める取組みを行いました。
○幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修（子育て支援課、小中学校課、高等学校課、私学課） 幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解の下、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に引き続き取り組むとともに、障がい児教育等に関わる保育士や教員等が抱える悩みや課題をケアし、サポートしていきます。 また、幼稚園新規採用教員研修・幼稚園 10 年経験者研修・幼児教育アドバイザー育成研修等において、インクルーシブ教育についての内容を継続して実施します。		○令和 5 年 9 月 30 日～令和 5 年 12 月 31 日までの期間で「保育所等障がい児保育担当保育士等研修」を動画配信形式で行いました。（視聴回数 517 回） ○幼稚園新規採用教員研修において、「支援教育」「人権」についての研修を実施しました。 ○幼稚園 10 年経験者研修において、「支援教育・人権教育の観点を踏まえた子ども理解」の研修を実施しました。 ○幼児教育アドバイザー育成研修において、「支援教育・人権教育の視点を踏まえた子ども理解」の研修を実施しました。 ○幼児教育人権研修において、障がい理解についての講義、実践発表等を行いました。 ○「個別の指導計画」等の作成の考え方や要点をまとめた資料を私立幼稚園等へ配付するとともに、私立幼稚園等からの質問に回答するなど、理解を深める取組みを行いました。
（2）教育を受ける ②小・中学校教育の充実		
○就学前健診の実施（保健体育課） 就学時の健康診断は、市町村の教育委員会が就学事務の一環として、就学予定者の心身の状況を把握し、保健上必要な勧告、助言を行うとともに適切な就学を図るために実施しています。 市町村教育委員会に対して、国の動向や国から発出された文書等について周知するとともに、障がいのある子どもの就学指導にあたって本人や保護者の意向を尊重して適切に対応するよう、指導助言を行います。		○令和 5 年 6 月 28 日に開催された学校保健・学校安全・食に関する指導・学校体育担当指導主事等連絡会において、国の動向や変更点等を周知するとともに、就学時の健康診断の実施については、障がいのある子どもの就学指導にあたって診断結果のみにとらわれることなく、本人や保護者の意向を尊重して進路指導を行うよう、市町村教育委員会に対して指導助言を行いました。

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅱ 「学ぶ」

○就学相談・支援の充実（支援教育課） 義務教育段階においては、本人・保護者の意向を最大限に尊重し、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズを丁寧に把握し、就学先を決定するよう、市町村教育委員会の担当者に対する協議会等を開催し、適切な指導助言を行います。		○一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学を進めるため、毎年、新たに支援教育担当となった市町村教育委員会指導主事を対象に、就学相談をテーマにした「新任指導主事研究協議会」を開催。本人や保護者の意向を十分に尊重した就学相談が行えるよう指導助言を行いました。 「新任指導主事研究協議会」参加対象人数 令和 5 年度:30 名
○福祉・医療との連携による医療的ケアへの支援（支援教育課） 地域における安全・安心な医療的ケア実施体制の構築に向け、市町村に対する支援を行います。		○地域の小・中学校に医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しているため、全市町村を対象に「医療的ケア連絡会」を実施し、各市町村における取組みの好事例の発信や医療的ケア実施体制の構築に向けた協議や情報共有を行いました。 ○学校看護師の安定的確保や教育環境の充実に資するため、「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を実施しました。 大阪府看護協会と連携し、学校看護師を対象とした医療講習会や、学校看護師の魅力の普及や啓発のため、教職員・求職中の看護師等を対象に実践報告会を開催しました。 医療講習会 参加者数 令和 5 年度:88 名 実践報告会 参加者数 令和 5 年度オンデマンド配信（箕面市教育委員会や箕面市立中小学校の取組みについて発信） ○小中学校における安全・安心な医療的ケア実施体制構築を促進するため、大阪小児科医会と連携し、市町村の要請に基づいて医療的ケアに造詣の深い医師等の専門家を派遣する「市町村医療的ケア実施体制構築に係る専門家派遣」を実施しました。 派遣回数 令和 5 年度:7 市 7 校 ○医療的ケアが必要な児童生徒の転入学に伴う施設整備や指導充実のための外部人材の活用、医療的ケア等の障がいのある児童生徒のために通学支援を行う市町村教育委員会に対して、その経費の一部を補助しました。 令和 5 年度補助事業活用市町村 実施体制整備:2 市、外部人材活用:27 市町 市町村通学支援:16 市町 ○令和 2 年 9 月から府立学校医療的ケア通学支援事業を本格実施し、令和 5 年度は、府立学校において、116 人が本事業を利用し、利用者数は令和 4 年度に比して、24 人増加しました。
○通常の学級の充実（小中学校課） 小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう努めます。	目標値 全小・中学校において、「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進するため、障がい理解教育を実施	○府内（政令市を除く）小中学校における障がい理解教育の実施率は、共に全学年・全学級 100％でした。（「令和 5 年度障がい理解教育実施状況調査」）。 ○冊子「精神障がいについての理解を深めるために」、「福祉教育指導資料～めくもり～」及び「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」について、授業や校内研修等での一層の活用を促しました。 ○障がい等のある幼児・児童・生徒を含むすべての子どもにとって「わかる・できる」授業づくり・集団づくりに関する実践研究の成果をとりまとめた「～すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり～」を、人権教育主管部課長会や小・中・高等学校等障がい理解教育研修会において普及を図りました。
○通級指導教室の充実（支援教育課、高等学校課） 発達障がい等の児童生徒に通級指導を行う際には、意義及び役割を踏まえた支援が行えるよう、教員の資質向上に向けた研修等の実施に努めるとともに、専門性を考慮しつつ柔軟かつ適切な教員等の配置等を行うほか、市町村と連携して小・中学校の通級指導教室の設置促進を図ります。	《参考》 <令和2年度> 小学校 233 教室（政令市 44 教室外数） 中学校 79 教室（政令市 8教室外数）	○通級指導担当教員配置数の推移（令和 5 年度） 小学校 478 名（政令市 81 名外数） 中学校 208 名（政令市 31 名外数） ○通級による指導担当教員研修において、「通級指導教室の現状と課題」「通級指導教室における指導の実際」「発達障がいのある子どもの理解と支援のあり方」をテーマに講義・演習を行うとともに、指導事例に基づく実践交流を実施しました。 ○高等学校における支援教育コーディネーター研修において、「支援教育の現状と課題」「支援教育コーディネーターの役割」「障がいに応じた指導・支援の実際－高等学校における通級による指導事例－」「生徒理解の方法」「発達障がいのある子どもの理解と支援のあり方」をテーマに講義・演習を行うとともに、指導事例に基づく実践交流を実施しました。

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅱ 「学ぶ」

○障がい理解教育に関する研修(小中学校課、高等学校課) 小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう、教員の資質向上に努めます。	《参考》 令和元年度実績(令和元年7月5日実施) 小中学校 105 名、高校 16 名、市町村教育委員会9名 計 130 名参加	○教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向けて、市町村教育委員会指導主事及び小中高等学校教職員を対象に、「小・中・高等学校等障がい理解教育研修会」を実施しました。 ・令和 5 年度実績(令和 5 年 12 月 19 日～令和 6 年1月 26 日オンデマンド開催) 「こころの健康について考えよう」 小学校 285 名、中学校 149 名、高校 53 名、支援学校 32 名、市町村教育委員会指導主事 48 名 計 567 名参加 ○障がい者の人権をめぐる課題と展望について理解を深めるために、小中学校教職員、市町村教育委員会指導主事を対象に、「小・中学校人権教育研修」を、府立学校教職員を対象に「府立学校人権教育研修」をそれぞれ実施しました。障がい者をめぐる現状と課題及び学校づくりについての講義や講演、府内公立学校からの実践発表を行い、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めました。 ○共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ」教育を進め、当事者等の願いや経験、実践を知り、障がいに対する理解を深めるために、障がい理解・啓発推進研修を実施しました。 ○障がい種別(A 視覚障がい、B 聴覚障がい、C 知的障がい、D 肢体不自由、E 病弱、F 発達障がい)に支援教育実践研修を実施し、各障がいの特性について理解を深める内容の講義・演習を行いました。 ○小・中・高等学校初任者研修において、「支援教育の現状と課題ー子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方についてー」を実施し、障がい理解に関する内容や指導・支援の在り方に関する内容の講義・演習を行いました。 ○小・中・高等学校 10 年経験者研修において、「ともに学び、ともに育つ」教育についての研修を実施しました。 ○府立学校及び市町村立学校等を対象に「高等学校における支援教育推進フォーラム」を開催しました。
○公立小中学校の教育環境の整備(施設財務課) 障がいのある児童・生徒が学校生活を安全かつ円滑に送ることができるよう、公立小中学校のバリアフリー対策を推進するとともに、障がいの状態や特性等を踏まえつつ、適切な指導や必要な支援を可能とする学校環境の整備を市町村に対し働きかけます。		○障がいのある児童・生徒が学校生活を安全かつ円滑に送ることができるよう、公立小中学校の福祉整備の促進について、働きかけを行い学習環境の整備に努めました。 【令和 5 年 4 月 1 日時点での実績 設置状況(実施主体:市町村)】 ・障がい者用トイレ:(小学校) 961 校中 949 校 (中学校) 446 校中 443 校 (義務教育学校) 10 校中 10 校 ・エレベーター : (小学校) 961 校中 494 校 (中学校) 446 校中 247 校 (義務教育学校) 10 校中 7 校
(2)教育を受ける ③後期中等教育の充実		
○高等学校入学者選抜における受験上の配慮(高等学校課) 受験者が普段の実力を発揮できるよう障がいの状況に応じて、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験方法の改善について工夫します。		○受験に際し、学力検査時間延長、代筆解答、リスニングテストの筆答代替、拡大した学力検査用紙の使用、介助者の配置などの配慮を行いました。 《府立高等学校における実績(令和 6 年度選抜)延べ人数》 ・点字による受験及び時間延長 特別 1 人、一般 2 人 ・学力検査時間の延長(点字受験を除く) 特別 3 人、一般 9 人 ・代筆解答 特別 0 人、一般 0 人 ・介助者の配置 特別 7 人、一般 17 人 ・自己申告書の代筆 特別 1 人、一般 2 人 ・英語リスニングテストの筆答代替 特別 0 人、一般 14 人 ・拡大用紙の使用 特別 8 人、一般 13 人

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅱ 「学ぶ」

○高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実及び教育環境の整備(高等学校課、施設財務課) 高等学校において、入学時に生徒・保護者が記載した「高校生活支援カード」を活用して、生徒の状況や本人・保護者のニーズを把握し、入学後の生徒支援を図り、学校と相談支援機関等とが連携し、地域での課題と学校での課題、支援方針を共有して障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援を確保します。 また、このカードの内容と中学校からの「個別の教育支援計画」を基にして、「個別の教育支援計画」を作成し、高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実をめざし、校内組織のあり方、教育課程の編成、教育条件整備のあり方の検討を進め、具体化します。 さらに、高等学校施設において、障がいのある生徒の学習活動に支障がないよう、エレベーターの整備、手摺り設置、スロープ設置、トイレ改修などのバリアフリー化に努めます。	目標値(令和4年度) 障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高等学校において「個別の教育支援計画」の作成	○全ての府立高校で入学時に生徒の状況やニーズを把握するための「高校生活支援カード」の取組みを行いました。 ○高等学校では、入学時に生徒・保護者が記載した「高校生活支援カード」等を活用して、生徒の状況や本人・保護者のニーズを把握し、入学後の生徒支援を図りました。 【令和5年度実績】 障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高等学校の「個別の教育支援計画」作成率：100% ○高等学校施設において、障がいのある生徒の学習活動に支障がないよう、エレベーターの整備、手摺り設置、スロープ設置などのバリアフリー化に努めました。 ・エレベーター:6校の設置工事を実施(平成30年度～令和5年度) ・手摺り、スロープ設置工事を実施:7校の設置工事を実施(平成30年度～令和5年度)
○障がい理解教育に関する研修(小中学校課、高等学校課) 小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう、教員の資質向上に努めます。	《参考》 令和元年度実績(令和元年7月5日実施) 小中学校 105 名、高校 16 名、市町村教育委員会9名 計 130 名参加	○教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向けて、市町村教育委員会指導主事及び小中高等学校教職員を対象に、「小・中・高等学校等障がい理解教育研修会」を実施しました。 ・令和5年度実績(令和5年12月19日～令和6年1月26日オンデマンド開催) 「こころの健康について考えよう」 小学校 285 名、中学校 149 名、高校 53 名、支援学校 32 名、市町村教育委員会指導主事 48 名 計 567 名参加 ○障がい者の人権をめぐる課題と展望について理解を深めるために、小中学校教職員、市町村教育委員会指導主事を対象に、「小・中学校人権教育研修」を、府立学校教職員を対象に「府立学校人権教育研修」をそれぞれ実施しました。障がい者をめぐる現状と課題及び学校づくりについての講義や講演、府内公立学校からの実践発表を行い、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めました。 ○共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ」教育を進め、当事者等の願いや経験、実践を知り、障がいに対する理解を深めるために、障がい理解・啓発推進研修を実施しました。 ○障がい種別(A 視覚障がい、B 聴覚障がい、C 知的障がい、D 肢体不自由、E 病弱、F 発達障がい)に支援教育実践研修を実施し、各障がいの特性について理解を深める内容の講義・演習を行いました。 ○小・中・高等学校初任者研修において、「支援教育の現状と課題ー子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方についてー」を実施し、障がい理解に関する内容や指導・支援の在り方に関する内容の講義・演習を行いました。 ○小・中・高等学校 10 年経験者研修において、「ともに学び、ともに育つ」教育についての研修を実施しました。 ○府立学校及び市町村立学校等を対象に「高等学校における支援教育推進フォーラム」を開催しました。
○高校に在籍する生徒の精神保健・精神疾患への理解と配慮(高等学校課) 精神疾患を含め、個々の障がいについての理解を深めるため、教職員研修などの機会の充実に努めます。		○障がい種別(A 視覚障がい、B 聴覚障がい、C 知的障がい、D 肢体不自由、E 病弱、F 発達障がい)に支援教育実践研修を実施し、各障がいの特性について理解を深める内容の講義・演習を行いました。 ○支援教育コーディネーターを対象にした研修の実施し、各障がい特性を踏まえた指導・支援の在り方に関する講義・演習を行いました。
○障がいのある生徒の高校生活の支援(高等学校課) 高等学校に在籍する障がいのある生徒の学校生活を支援するため、エキスパート支援員として全校に配置している臨床心理士等が、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた学校生活支援を行うとともに、学校生活支援員の配置に努めます。		○全ての府立高校に臨床心理士もしくは公認心理師を配置を配置するとともに、要望のある全ての府立高校に対して、学校生活支援員(学習支援員・介助員)を配置しました。

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅱ 「学ぶ」

○医療機関との連携による医療的ケアへの支援(高等学校課) 府立高校において、医療的ケアの必要な生徒が安全かつ安心して学校生活を送れるよう、看護師配置に努めるとともに、医療機関との連携、緊急時の対応など校内体制の充実を図ります。	目標値 府立高校に在籍する医療的ケアの必要な生徒の状況に応じて看護師を配置する	○医療的ケアの必要な生徒が安全に、かつ安心して学校生活を送ることができるよう、看護師配置に努め必要な医療器具等の措置を行いました。 【令和 5 年度実績】 府立高校への看護師配置 : 6校 18 人
○高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ推進(支援教育課) 知的障がいのある生徒が高等学校で「ともに学び、ともに育つ」取組みの一つである自立支援推進校と共生推進校等について、これまでの成果と課題を踏まえ、高等学校における知的障がいのある生徒のさらなる受入等を推進します。	目標値 知的障がいのある生徒が高校でともに学ぶ取組みである自立支援推進校・共生推進校等の充実を図る	○知的障がい生徒自立支援コース及び共生推進教室を、引き続き府立高校に設置し、知的障がいのある生徒がともに学ぶ取組みを推進しました。 (参考) ・自立支援推進校 府立 11 校 ・共生推進校 府立 10 校
○高等学校における支援教育力の充実(支援教育課) 自立支援推進校等のノウハウを共有・活用することなどにより、府立高校や府内私立高校に在籍する知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導など支援教育力の一層の充実を図ります。		○自立支援推進校等から 4 校を「支援教育サポート校」に指定し、府立高校および府内私立高校からの要請に応じ、知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導や校内支援体制づくり等に関する相談対応や、教材提供などの支援を実施しました。 【令和 5 年度実績】 ・相談対応件数:31 校 65 件 ・支援教育サポート校担当教員による講演・研修講師・公開授業・研究授業の実施:27 件 ・地域ごとの支援教育コーディネーター連絡会:9 回 ※支援教育サポート校(4 校)・・・柴島高校・枚方なぎさ高校・松原高校・堺東高校
○高校に在籍する障がいのある生徒の進路指導の充実(高等学校課) 障がいのある生徒が、将来の進路を主体的に選択できるよう、インターンシップや職場見学、大学見学等の機会を含め、進路指導の充実を図ります。		○高等学校では、障がいの状況に応じて各学校で進路指導の充実に向けた取組みを進めました。 ○府立高校を対象に「発達障がいのある生徒の進路研修会」を実施しました。
(2)教育を受ける ④大阪府立支援学校の充実		
○支援学校の教育環境の充実(支援教育課) 知的障がいのある児童生徒の教育環境に関する基本方針に基づき、取組みを進めます。		○もと西淀川高校を活用した府立出来島支援学校の整備について、令和 6 年 4 月の開校に向けて工事を実施し、同年 2 月に竣工しました。 ○府立生野支援学校の移転整備に係る基本設計を行うとともに、豊能地域と大阪市北東部において、それぞれ豊中市立第七中学校、府立茨田高校を活用した新たな知的障がい支援学校の整備に向け、基本計画を策定しました。
○支援学校の通学対策の充実(支援教育課) 支援学校における通学バスの長時間乗車の解消に向け、通学バスの増車や有料道路の活用を含む効率的なルート設定に努めます。	目標値(令和8年度) 片道の通学バスの乗車時間を 60 分以内とする	○片道の乗車時間が 60 分を超える通学バス乗車人数は前年度と比べ 26 人増加しています。 (令和 4 年度) 通学バス利用者 6,863 人 通学バス 340 台 片道の乗車時間が 60 分を超える通学バス乗車人数 159 人 全体の約 2.3% (令和 5 年度) 通学バス利用者 7,014 人 通学バス 344 台 片道の乗車時間が 60 分を超える通学バス乗車人数 185 人 全体の約 2.6%
○医療的ケア児への通学支援の充実(支援教育課) 府立支援学校において、通学途上で医療的ケアが必要なために通学バスを利用できない等の理由により通学が困難な児童生徒の学習機会の保障等を図ります。		○令和 2 年 9 月から府立学校医療的ケア通学支援事業を本格実施し、令和 5 年度は、府立学校において、116 人が本事業を利用し、利用者数は令和 4 年度に比して、24 人増加しました。
○支援学校の教育の充実、個別的教育支援計画の作成・活用の促進(支援教育課) 本人・保護者の意向や、幼児児童生徒の障がいの状況を十分踏まえ、入学前の保健・医療・福祉等の関係機関との連携や卒業後を見据えた長期的な指導ができるよう「個別的教育支援計画」等を活用しながら、きめ細かな教育を行います。このほか、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒の共同学習等を推進します。	目標値(令和8年度) 小中学校から支援学校への引継率 100%	○5 月に実施した支援教育担当指導主事会にて、市町村教育委員会に対し、令和 4 年度の引継ぎ状況を共有するとともに引継ぎ率向上のために個別的教育支援計画の作成・活用にあたっては、所管の学校園から保護者に丁寧に説明することを依頼しました。 ○「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」整備状況調査を 7 月に実施し、引継ぎ状況を把握しました。

		○9 月に実施したリーディングスタッフ実践協議会で、府立支援学校へ入学する児童生徒の学部別の引継ぎ率データについて情報提供しました。 【府立支援学校に入学する児童・生徒の「個別の教育支援計画」等の引継ぎを行っている割合】 （令和 5 年度） 就学前施設から小学部 1 年生:80.9% 小学校から中学部 1 年生:90.0% 中学校から高等部 1 年生:94.6% ○令和 5 年度の「大阪府障がい児理解推進事業連絡協議会」において、交流及び共同学習の実践報告を行いました。また課題等について協議を行い、交流及び共同学習の推進を図りました。 ・令和 3 年度 交流及び共同学習(学校間交流) 交流学校園数:193 校 交流回数:287 回 ・令和 4 年度 交流及び共同学習(学校間交流) 交流学校園数:217 校 交流回数:406 回 ・令和 5 年度 交流及び共同学習(学校間交流) 交流学校園数:298 校 交流回数:528 回
○支援学校の自立活動等の充実(支援教育課) 病院併設校を除く全ての府立支援学校に福祉医療関係人材(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)を特別非常勤講師として配置し、自立活動の充実を図ります。		○病院併設校を除く全府立支援学校に福祉医療関係人材(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等)を特別非常勤講師として配置し、自立活動の充実を図りました。
(2)教育を受ける ⑤就労・自立に向けた教育の充実		
○支援学校の就労支援の充実(支援教育課) 事業連携協定を締結している企業との連携を深め、就職希望者の増加や早期からのキャリア教育に取り組み、支援学校の就労支援の充実を図ります。 他部局や企業等との連携を図り、農業などの新しい分野での雇用に取り組めます。	目標値(令和4年度) 府立知的障がい支援学校高等部卒業生就職率 35%	○早期からのキャリア教育をめざし、企業や地域産業との連携のもと、中学部段階で職場体験実習を実施しました。 ○令和 4 年度の府立知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率は府の調査において 27.6%です。(令和 3 年度卒業生 27.2%) ○令和 4 年度の府立知的障がい支援学校高等部卒業生の就職希望者の就職率は府の調査において 96.3%です。(令和 3 年度卒業生 95.5%)
○就労に向けた支援学校と関係機関の連携(支援教育課) 支援学校におけるキャリア教育を推進し、就職者の職場定着を支援するため、「キャリア教育支援体制強化事業」をより一層推進します。 また、知的障がい支援学校2校をモデル校に指定して「キャリア教育支援アドバイザー(企業・大学教員等)」を定期的に派遣し、早期からのキャリア教育の充実・強化をめざし、教育課程の見直しや授業力向上のための指導助言を行います。 また、生徒の就労意欲の向上と保護者の障がい者雇用の理解啓発促進を実現するために、関係機関との情報ネットワーク構築支援を行い、キャリア教育支援体制の強化を図ります。 併せて、教育と福祉、労働機関等が連携し、就労支援に向けて技能検定や就職合同セミナーを開催するとともに、卒業後の学びの場や、就労から職場定着までを見据えた支援に取り組めます。	目標値(令和4年度) キャリア教育マトリックスを活用した授業改善サイクルの各校実施	○令和 5 年度の府立支援学校高等部卒業生の就職希望者の就職率は府の調査において 96.5%です。(令和 4 年度卒業生 96.1%) ○府立支援学校各校においては、令和4年度時点で作成を進めている学校を含め、概ね全校においてキャリア教育マトリックスを作成しており、これを基に、校内で児童生徒等への授業改善を図っています。また、個別の教育支援計画等と連携させることで、中長期に渡る児童生徒等への支援の在り方について福祉機関や企業等の関係機関とも共有を図っています。 ○国の「切れ目ない支援体制整備充実事業」を活用し、令和 2 年度からは「キャリア教育支援体制強化事業」を実施し、モデル校において就労支援の充実を図るとともに、全府立支援学校へ情報発信を行ってきました。令和 4 年度には、この 3 年間の取組み、成果を報告書として取りまとめ、ホームページにて公表し、モデル校のノウハウを全府立支援学校で共有しました。
(2)教育を受ける ⑥個別の教育支援計画等の充実		
○支援学級の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進(支援教育課) 「ともに学び・育つ」学校づくり支援事業で作成する「支援教育ハンドブック」を活用し、障がい種別に応じた自立活動の充実を図るとともに、障がい種別ごとに小・中学校に支援学級の設置を促進します。 福祉・保健・医療等と連携した「個別の教育支援計画」の効果的な活用事例を収集し、実践報告会等で広く周知することを通して「個別の教育支援計画」のより一層の活用を促進します。		○障がいの状況に応じた自立活動を中心に、具体的な指導方法や評価のあり方等について取りまとめた「自立活動ハンドブック(小・中学校版)」を活用し、通級指導担当教員研修や新任校長・教頭研修等において自立活動の在り方等について周知を図りました。 ○福祉・保健・医療等と連携した「個別の教育支援計画」の効果的な活用事例を収集し、実践報告会等で広く周知することを通して「個別の教育支援計画」のより一層の活用を促進しました。 令和 5 年度:オンデマンド配信により実施

(2)教育を受ける ⑦大阪府立支援学校のセンター的役割の発揮		
○支援学校のセンター的機能の充実(支援教育課) 支援学校のセンター的機能について、地域小中学校等への相談支援等をはじめ、就学前の早期把握・早期支援から、卒業後の進路を見据えた関係機関との連携など、一層の充実を図ります。		○各府立支援学校(44 校 1 分校)に配置されたリーディングスタッフが地域の小・中学校等からの要請に応じて訪問相談等の地域支援を行いました。 ○「府域における支援教育力の向上に関する有識者会議」を 1 回開催し、支援学校のセンター的機能のさらなる発揮にむけ、校内体制の充実の方策等について検討しました。
(2)教育を受ける ⑧高等教育の充実		
○大阪公立大学における障がいのある学生への支援等(副首都推進局公立大学法人担当) 障がいのある学生の修学上の合理的配慮を適切に提供できるよう支援体制の整備と強化を行います。 また、障がいのある学生への支援に向けて、外部講師を招聘した教職員研修を実施するなど、障がい学生支援への理解促進や意識啓発に取り組みます。	目標値 支援申請のあった学生への支援率 100%の維持	○大阪公立大学として障がいのある学生の修学上の合理的配慮を提供できるように、前年度に設置したアクセシビリティ支援委員会の運営により、障がい学生の支援体制の安定化を図りました。 ○「障がいのある学生の修学上の合理的配慮検討会議」を随時開催し、支援申請のあったすべての学生に対して修学上の合理的配慮を提供支援し、支援率 100%を維持しました。 ○本学教員を講師として、教職員研修「大阪公立大学における障がい学生支援を考える」を 12 月に実施し学内事例を学ぶ等、支援等に関する啓発活動を行いました。
○発達障がいの学生への支援(地域生活支援課) 支援者をはじめ周囲で関係する人の発達障がいに係る特性の理解や、身近な相談先となるキーパーソンを確保するなどの配慮が図れるよう、あらゆる機会をとらえて啓発活動を実施します。 発達障がいの特性により就職の場面でつまづくケースが見られるため、就労支援機関と大学との連携を図る場の提供を検討します。		○大阪府発達障がい者支援センター(アクトおおさか)が開催する公開講座において支援者等に対する啓発活動を実施しました。
(2)教育を受ける ⑨インクルーシブ教育の推進		
○障がい児受入れに対する幼稚園への支援(私学課) 私立幼稚園等における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園等に対し助成します。		○私立幼稚園等における特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児への特別な配慮を行っている私立幼稚園等に対し、補助金を交付しました。
○高等学校入学者選抜における受験上の配慮(高等学校課) 受験者が普段の実力を発揮できるよう障がいの状況に応じて、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験方法の改善について工夫します。		○受験に際し、学力検査時間延長、代筆解答、リスニングテストの筆答代替、拡大した学力検査用紙の使用、介助者の配置などの配慮を行いました。 《府立高等学校における実績(令和 6 年度選抜)延べ人数》 ・点字による受験及び時間延長 特別 1 人、一般 2 人 ・学力検査時間の延長(点字受験を除く) 特別 3 人、一般 9 人 ・代筆解答 特別 0 人、一般 0 人 ・介助者の配置 特別 7 人、一般 17 人 ・自己申告書の代筆 特別 1 人、一般 2 人 ・英語リスニングテストの筆答代替 特別 0 人、一般 14 人 ・拡大用紙の使用 特別 8 人、一般 13 人
○幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修(子育て支援課、小中学校課、高等学校課、私学課) 幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解の下、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に引き続き取り組むとともに、障がい児教育等に関わる保育士や教員等が抱える悩みや課題をケアし、サポートしていきます。 また、幼稚園新規採用教員研修・幼稚園 10 年経験者研修・幼児教育アドバイザー育成研修等において、インクルーシブ教育についての内容を継続して実施します。		○令和 5 年 9 月 30 日～令和 5 年 12 月 31 日までの期間で「保育所等障がい児保育担当保育士等研修」を動画配信形式で行いました。(視聴回数 517 回) ○「個別の指導計画」等の作成の考え方や要点について、私立幼稚園等あてに資料の配付を行うとともに、質問への対応を行い、理解を深める取組を行いました。 ○幼稚園新規採用教員研修において、「支援教育」「人権」についての研修を実施しました。 ○幼稚園 10 年経験者研修において、「支援教育・人権教育の観点を踏まえた子ども理解」の研修を実施しました。 ○幼児教育アドバイザー育成研修において、「支援教育・人権教育の視点を踏まえた子ども理解」の研修を実施しました。

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅱ 「学ぶ」

		○幼児教育人権研修において、障がい理解についての講義、実践発表等を行いました。
○障がい理解教育に関する研修 （小中学校課、高等学校課） 小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう、教員の資質向上に努めます。	《参考》 令和元年度実績（令和元年7月5日実施） 小中学校 105 名、高校 16 名、市町村教育委員会9名 計 130 名参加	○教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向けて、市町村教育委員会指導主事及び小中高等学校教職員を対象に、「小・中・高等学校等障がい理解教育研修会」を実施しました。 ・令和 5 年度実績（令和 5 年 12 月 19 日～令和 6 年1月 26 日オンデマンド開催） 「こころの健康について考えよう」 小学校 285 名、中学校 149 名、高校 53 名、支援学校 32 名、市町村教育委員会指導主事 48 名 計 567 名参加 ○障がい者の人権をめぐる課題と展望について理解を深めるために、府立学校教職員を対象に「府立学校人権教育研修」をそれぞれ実施しました。障がい者をめぐる現状と課題及び学校づくりについての講義や講演、府立高等学校からの実践発表を行い、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めました。 ○共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ」教育を進め、当事者等の願いや経験、実践を知り、障がいに対する理解を深めるために、障がい理解・啓発推進研修を実施しました。 ○障がい種別（A 視覚障がい、B 聴覚障がい、C 知的障がい、D 肢体不自由、E 病弱、F 発達障がい）に支援教育実践研修を実施し、各障がいの特性について理解を深める内容の講義・演習を行いました。 ○小・中・高等学校初任者研修において、「支援教育の現状と課題ー子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方についてー」を実施し、障がい理解に関する内容や指導・支援の在り方に関する内容の講義・演習を行いました。 ○小・中・高等学校 10 年経験者研修において、「ともに学び、ともに育つ」教育についての研修を実施しました。 ○府立学校及び市町村立学校等を対象に「高等学校における支援教育推進フォーラム」を開催しました。
○高校に在籍する生徒の精神保健・精神疾患への理解と配慮 （高等学校課） 精神疾患を含め、個々の障がいについての理解を深めるため、教職員研修などの機会の充実に努めます。		○障がい種別（A 視覚障がい、B 聴覚障がい、C 知的障がい、D 肢体不自由、E 病弱、F 発達障がい）に支援教育実践研修を実施し、各障がいの特性について理解を深める内容の講義・演習を行いました。 ○支援教育コーディネーターを対象にした研修を実施し、各障がい特性を踏まえた指導・支援の在り方に関する講義・演習を行いました。
○高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ推進 （支援教育課） 知的障がいのある生徒が高等学校で「ともに学び、ともに育つ」取組みである自立支援推進校と共生推進校等について、これまでの成果と課題を踏まえ、高等学校における知的障がいのある生徒のさらなる受入れ等を推進します。	目標値 知的障がいのある生徒が高校でともに学ぶ取組みである自立支援推進校・共生推進校等の充実等を図る	○知的障がい生徒自立支援コース及び共生推進教室を、引き続き府立高校に設置し、知的障がいのある生徒がともに学ぶ取組みを推進しました。 （参考） ・自立支援推進校 府立 11 校 ・共生推進校 府立 10 校
○高等学校における支援教育力の充実 （支援教育課） 自立支援推進校等のノウハウを共有・活用することなどにより、府内高校や府内私立高校に在籍する知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導など支援教育力の一層の充実を図ります。		○自立支援推進校等から 4 校を「支援教育サポート校」に指定し、府立高校および府内私立高校からの要請に応じ、知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導や校内支援体制づくり等に関する相談対応や、教材提供などの支援を実施しました。 【令和 5 年度実績】 ・相談対応件数:31 校 65 件 ・支援教育サポート校担当教員による講演・研修講師・公開授業・研究授業の実施:27 件 ・地域ごとの支援教育コーディネーター連絡会:9 回 ※支援教育サポート校(4 校)・・・柴島高校・枚方なぎさ高校・松原高校・堺東高校

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅱ 「学ぶ」

○支援学校のセンター的機能の充実（支援教育課） 支援学校のセンター的機能について、地域小中学校等への相談支援等をはじめ、就学前の早期把握・早期支援から、卒業後の進路を見据えた関係機関との連携など、一層の充実を図ります。		○各府立支援学校(44 校 1 分校)に配置されたリーディングスタッフが地域の小・中学校等からの要請に応じて訪問相談等の地域支援を行いました。 ○「府域における支援教育力の向上に関する有識者会議」を1回開催し、支援学校のセンター的機能のさらなる発揮にむけ、校内体制の充実の方策等について検討しました。
○福祉・医療との連携による医療的ケアへの支援（支援教育課） 地域における安全・安心な医療的ケア実施体制の構築に向け、市町村に対する支援を行います。 府立学校において、通学途中で医療的ケアが必要なために通学バスを利用できない等の理由により通学が困難な児童生徒の学習機会の保障を図ります。 また、府立高校において、医療的ケアの必要な児童生徒が安全かつ安心して学校生活が送れるよう、看護師配置や医療機関との連携、緊急時の対応などの校内体制の充実を図ります。	目標値 府立高校に在籍する医療的ケアの必要な生徒の状況に応じて看護師を配置する	○地域の小・中学校に医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しているため、全市町村を対象に「医療的ケア連絡会」を実施し、各市町村における取組みの好事例の発信や医療的ケア実施体制の構築に向けた協議や情報共有を行いました。 ○学校看護師の安定的確保や教育環境の充実に資するため、「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を実施しました。大阪府看護協会と連携し、学校看護師を対象とした医療講習会や、学校看護師の魅力の普及や啓発のため、教職員・求職中の看護師等を対象に実践報告会を開催しました。 医療講習会 参加者数 令和 5 年度:88 名 実践報告会 参加者数 令和 5 年度オンデマンド配信 (箕面市教育委員会や箕面市立中小学校の取組みについて発信) ○小中学校における安全・安心な医療的ケア実施体制構築を促進するため、大阪小児科医会と連携し、市町村の要請に基づいて医療的ケアに造詣の深い医師等の専門家を派遣する「市町村医療的ケア実施体制構築に係る専門家派遣」を実施しました。 派遣回数 令和 5 年度:7 市 7 校 ○医療的ケアが必要な児童生徒の転入学に伴う施設整備や指導充実のための外部人材の活用、医療的ケア等の障がいのある児童生徒のために通学支援を行う市町村教育委員会に対して、その経費の一部を補助しました。 令和 5 年度補助事業活用市町村 実施体制整備:2 市、外部人材活用:27 市町 市町村通学支援:16 市町 ○令和 2 年 9 月から府立学校医療的ケア通学支援事業を本格実施し、令和 5 年度は、府立学校において、116 人が本事業を利用し、利用者数は令和 4 年度に比して、24 人増加しました。
(3)地域で学ぶ		
○障がい者の学習機会の充実（地域教育振興課） 大阪府及び市町村の社会教育関係者等に対して参加体験型の研修を行い、障がい者の学習機会を充実させる企画を推進する人材の育成や、障がい者が学習しやすい環境整備を進めることの重要性の啓発に努めます。 特に、図書館や公民館等社会教育施設において障がいのある人が参加しやすい講座や障がいのある人となない人がともに学ぶ機会を充実するよう促します。 また、地域活動の核となる人材（PTA の役員等）に対し、障がい者や障がいに対する理解を促進することにより、障がい者の学習機会の充実を図ります。 ホームページ等を活用して、人権教育啓発教材などを提供するとともに、障がい者が参加しやすい講座等の学習機会が充実できるように参考となる情報の提供に努めます。		○障がい者の学習活動の支援に向けた人材を養成するため、研修として、大阪府及び市町村社会教育関係者並びに地域活動の核となる人材等を対象に、「人権教育セミナー」及び「人権教育地区別セミナー（兼地区別 PTA 指導者セミナー）」を実施しました。どちらのセミナーにおいてもワークショップ形式を取り入れ、学びを深め、気づきを実践につなげられるよう促進しました。

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅱ 「学ぶ」

○府立図書館や少年自然の家の充実(地域教育振興課) 府立図書館や少年自然の家において、誰もが利用しやすい施設となるよう、点字ブロックの敷設や段差の解消など施設機能の充実に努めます。 また、障がいのある子どもとその保護者がともに学べる事業、市町村図書館職員向けの障がいの理解に関する研修の実施など、障がい者や障がいに対する理解を促進する取組みを引き続き実施します。 さらに、視覚障がい者によるピアサポートの実施、Webサイトのユニバーサルデザイン化の推進、インターネットによる情報提供、パソコンの利用相談、蔵書検索と連動した貸出申込み等のサービスの推進、障がい者にとって図書館利用に役立つICT活用相談を実施、対面朗読(遠隔コミュニケーションアプリを使用して来館困難な利用者にも対応)や墨字図書・録音図書の郵送貸出、視覚障がい者のための墨字図書新着案内(点字版・録音版)等による学習図書情報の提供、大活字本・マルチメディア DAISY の収集・提供、聴覚障がい者のための字幕及び手話入り DVD 等の収集・提供やLLブックの充実など、誰もが利用しやすいという観点に立って学習情報の提供を図ります。		○府立中央図書館の取組み・達成状況 ・障がいの理解に関する、職員及び市町村図書館職員向け研修の実施 大阪公共図書館協会からの依頼を受け、毎年障がい者サービス基本研修および実務研修を実施しています。 また令和 5 年度は、大阪府図書館司書セミナーにおいて、図書館と地域包括支援センターの連携による認知症にやさしい取組みをテーマとした研修を、公立図書館と学校との合同研修においては、ICT 機器による学びの支援に関する研修を実施し、前者はリアルタイム配信、後者は録画配信も行いました。 令和 2 年度から実施している録画配信による障がい者接遇研修を令和 5 年度も継続して実施しました。 ・視覚障がい者によるピアサポートの実施、Webサイトのユニバーサルデザイン化の推進、インターネットによる情報提供、パソコンの利用相談、蔵書検索と連動した貸出申込み等のサービスの推進、障がい者にとって図書館利用に役立つICT活用相談を実施しました。 ・対面朗読(遠隔コミュニケーションアプリを使用したオンラインによる対面朗読も実施して来館困難な利用者にも対応)や墨字図書・録音図書の郵送貸出、視覚障がい者のための墨字図書新着案内(点字版・録音版)等による学習図書情報の提供、大活字本・マルチメディア DAISY の収集・提供、聴覚障がい者のための字幕及び手話入り DVD 等の収集・提供やLLブックの充実など、誰もが利用しやすいという観点に立って学習情報の提供を図りました。 ○府立少年自然の家においては、打ち合わせ等を十分に行い、障がいのある子どもが安心して自然体験活動を学べるよう支援体制を整え、事業を実施しています。特に学校などで軽度の発達障がいを持った子どもの保護者が、見守りで施設に宿泊するなどの対応を行いました。また、階段を使わずに入室できるフロアの割り当てや、障がい者用の浴槽に介護用風呂椅子を常備するなど、柔軟な対応ができるよう施設機能の充実や環境を整えています。
○学校におけるICT教育の充実(支援教育課) 様々な学習場面での ICT 機器活用や情報教育、自立活動等における指導を推進するため、障がいのある児童生徒が早い時期から ICT を活用した教育を受けることができるよう情報教育に係る機器やソフトの整備を図るなど、ICT 環境の充実に努めます。 また、支援学校における情報教育に関する指導技術の向上等を図るため、研究協議会や研修等の機会を充実し、児童生徒の ICT 活用技術の向上に取り組めます。	目標値(令和8年度) 支援学校の教員の授業での ICT の活用率 100%	○さまざまな学習場面での活用や情報教育、自立活動等における指導を推進するため、障がいのある児童生徒が早い時期から ICT を活用した教育ができるよう、情報教育に係る機器やソフトの整備を図るなど、ICT 環境の充実に努めました。 令和 5 年度 支援学校の教員の授業での ICT 活用率 81.3% (令和 4 年度 支援学校の教員の授業での ICT 活用率 81.1%) ○関係機関等と連携し、府立支援学校における先進的なICTの活用事例を他の支援学校等に発信することで、支援学校の教員の ICT 活用能力の向上に努めるとともに、企業等に対する啓発を行うことで、支援学校におけるICT活用のさらなる充実に繋げる場を設定しました。
○学習情報の提供及び教材の整備(地域教育振興課) 大阪府視聴覚ライブラリーに配置している字幕付き視聴覚教材について、だれもが利用しやすい学習情報の提供を図ります。		○府内の学校や社会教育関係団体、企業等に対し、研修や上映会に使用できる視聴覚教材の貸出を行いました。また、字幕付き視聴覚教材映画 DVD を追加購入し、視聴覚教材の充実を図りました。
○生涯学習関連施策一覧の作成・公表(文化課) 生涯学習事業の円滑な推進を図るため、大阪府が実施している生涯学習関連施策事業の一覧を毎年度作成し、公表します。		○大阪府が実施している各部局の生涯学習関連事業の一覧を毎年度作成し、府民向けホームページで公表しています。また、令和 2 年度からは、府内市町村の生涯学習関連リンク集を掲載し、地域における生涯学習活動の促進を図っています。
○障がい者の学校卒業後の学びの場の公表(自立支援課) 障がい者の学校卒業後の選択肢の一つとして、将来の自立した生活に向けた対人関係やコミュニケーション力などを学ぶことができる、府内の障がい者福祉サービス等を活用した学びの場の周知に努める。		○府立支援学校への周知 ・府立支援学校校長会にて説明及びホームページの周知。 ・府立支援学校(知的障がい)の高等部 3 年生へチラシを配付。 ・支援学校等進路ブロック会議にて周知

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅲ 「働く」

具体的な取組み	目 標	令和5年度 実施状況
(1)実際に多くの障がい者が働いている ①障がい者雇用の拡大		
○障がい者雇用の一層の促進(就業促進課) ハートフル条例(大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例)の対象となる法定雇用率未達成事業主に対し、障がい理解の促進を図るとともに、障害者雇入れ計画書等の提出や雇入れ計画の達成に向けた誘導・支援を行います。	目標値 民間企業における実雇用率:法定雇用率の達成	○ハートフル条例に基づき、大阪府と契約締結等関係のある法定雇用率未達成事業主の達成指導と法定雇用率未達成の特定中小事業主(府内にのみ事務所・事業所を有する常用雇用労働者 43.5 人以上 100 人以下の事業主)への雇用推進計画の作成・達成(努力義務)を誘導・支援しました。 民間企業の実雇用率 令和 5 年 6 月 2.35%(参考:全国 2.33%) 《参考》 民間企業の実雇用障がい者数 令和 5 年 6 月 58,282 人 民間企業の法定雇用率達成企業割合 令和 5 年 6 月 46.1%
○特例子会社の設立促進(就業促進課) 特例子会社の設立を検討する事業主に対し、特例子会社の設立・運営に必要なアドバイスやハートフル税制(特定特例子会社、重度障がい者多数雇用法人又は障がい者多数雇用中小法人に対する軽減税率の適用)をはじめとする支援制度に関する情報提供を行い、特例子会社の設立を促進します。	《参考》 特例子会社の設立実績 ・平成 28 年度 1 社 ・平成 29 年度 5 社 ・平成 30 年度 3 社 ・令和元年度 3 社	○特例子会社の設立を検討する事業主に対し、特例子会社の設立・運営に必要なアドバイスやハートフル税制をはじめとする支援制度に関する情報提供を行いました。 《参考》 特例子会社の設立実績 令和 5 年度 1 社
○大阪ハートフル基金の活用による障がい者雇用の促進(就業促進課) 大阪ハートフル基金(障害者雇用促進基金)を活用し、大阪府障がい者雇用貢献企業(ハートフル企業)顕彰やサポートカンパニーの集いなど実施することで、障がい者雇用に取り組む事業主を支援します。		○大阪ハートフル基金を活用し、ハートフル企業顕彰(知事表彰)やサポートカンパニーの集いを実施するなど、障がい者雇用に取り組む事業主を支援しました。 ・ハートフル企業顕彰:大賞 1 者、チャレンジ応援賞 2 者、教育貢献賞 2 者 ・サポートカンパニーの集い:3 回開催
○企業に対する障がい者雇用の促進(就業促進課) 企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業において、教育庁等と連携して、支援学校等生徒の職場実習受入れ企業の開拓や実習先マッチング及び職場実習中のサポート等を通して、民間企業等への就職及び定着を支援します。	《参考》 支援学校等卒業生の企業等への就職者数及び職場定着数実績 ・平成 29 年 就職者数:80 人 職場定着:73 人 ・平成 30 年 就職者数:76 人 職場定着:72 人 ・令和元年 就職者数:73 人 職場定着:75 人 ・令和2年 就職者数:73 人 職場定着:73 人 ・令和3年 就職者数:69 人 職場定着:70 人 ・令和4年 就職者数:67 人 職場定着:63 人	○企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業において、教育庁等と連携して、支援学校生徒等の職場実習受入れ企業の開拓や実習先マッチング及び職場実習中のサポート等を通して、民間企業等への就職を支援しました。 就職者数 54 人 職場定着 70 人
○OSAKA しごとフィールドを軸とした支援(就業促進課) OSAKA しごとフィールドにおいて、障がい者をはじめとする求職者に対して、相談・カウンセリングから就職情報の提供、セミナーの実施などを通じて、就職から定着まで一貫した就職支援サービスを提供します。		○OSAKA しごとフィールドにおいて、障がい者をはじめとする求職者に対して、相談・カウンセリングから就職情報の提供、セミナーの実施などを通じて、就職から定着まで一貫した就職支援サービスを提供しました。 障がい者の支援実績 令和 5 年度 新規登録者数 725 人、就職者数 392 人
○職業能力開発の推進(人材育成課) 大阪障害者職業能力開発校や府立高等職業技術専門校の障がい者対象科目で実施する公共職業訓練の利用を促進し、就職支援に努めます。 在職者のスキルアップのため大阪障害者職業能力開発校で実施するテクノ講座について、受講者のニーズを把握して講座の充実を図り、技能向上の支援に努めます。 民間教育訓練を活用した委託訓練については、就労移行支援機関等への巡回訪問等を通じた受講促進に努めます。	目標値(令和8年度) ・大阪障害者職業能力開発校及び府立高等職業技術専門校における就職率毎年 80%以上 ・民間教育訓練機関を活用した職業訓練における就職率毎年 55%以上	○大阪障害者職業能力開発校及び府立高等職業技術専門校における就職者数(就職率) 令和 5 年度 219 名(83.0%) ○在職者のスキルアップのためテクノ講座を実施 令和 5 年度 コース数:13 コース 受講者数:57 名 ○民間教育訓練機関に委託して実施する職業訓練

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅲ 「働く」

		就労移行支援機関等への巡回訪問等を通じた受講促進に努めるとともに、障がい者一人ひとりの適性に配慮した就職支援に努めました。 就職率:令和 5 年度 67.6%(令和 6 年 5 月末現在)
○行政の福祉化の推進 ■庁舎等を活用した雇用の創出(総務委託物品課、行政経営課) 庁舎の清掃委託業務を発注する際の総合評価一般競争入札や公の施設の指定管理者の選定にあたり、障がい者の雇用を評価対象とした取組みを引き続き行います。 ■福祉的就労の活性化(自立支援課) 府有施設における清掃業務を活用した就労訓練等を引き続き実施します。 ■市町村等への普及啓発(福祉総務課) 府内市町村における類似事業の実施状況を把握し、総合評価一般競争入札をはじめとする大阪府の取組みについて、市町村等へ普及啓発を図ります。	目標値(令和8年度) 総合評価一般競争入札制度導入市町村数 23 《参考》 平成 30 年度末時点 20 市	■庁舎等を活用した雇用の創出 庁舎の清掃等業務の発注において、当該施設の清掃現場での知的障がい者等の雇用や、障がい者の実雇用率等を評価項目に盛り込んだ「総合評価一般競争入札」の令和 6 年度発注に向けて、評価項目や落札者決定基準等の検討を実施しました。 また、公の施設の指定管理者について、当該施設現場での知的障がい者等の就労、職場環境整備等支援組織の活用や、障がい者の実雇用率等を評価基準に盛り込み、事業者選定を行いました。 ■福祉的就労の活性化 府有施設の清掃業務の一部を知的障がい者等の就労訓練の場として提供し、訓練終了生の民間企業への就労につなげる取組みを実施しました。 ■庁舎清掃業務の総合評価一般競争入札導入市町村数 20 市(令和 3 年度末) ■全庁における「行政の福祉化」に関する施策の進捗状況の把握及び実施の促進に努めました。 ■市町村等への普及啓発 総合評価一般競争入札をはじめとする「行政の福祉化」の取組みを府内市町村等に啓発・周知するため、市町村等に対し説明を行いました。 ・大阪府・市町村社会福祉法人・施設等指導監査合同説明会での周知 ・市町村地域福祉担当課長会議での周知 ・大阪人権行政推進協議会での周知
○公務労働における雇用創出(自立支援課、人事課) 公務労働の分野における障がい者の雇用・就労機会の創出のため、「ハートフルオフィス」の支援内容を充実しつつ、知的障がい者、精神障がい者の非常勤雇用(チャレンジ雇用)を促進します。	目標値(令和8年度) ハートフルオフィス等で働く作業員の企業等への年度別就労者数 10 人	○取り組み状況(チャレンジ雇用採用者数) 令和 5 年度:【知的】12 名 【精神】1 名 ○達成状況(ハートフルオフィス等で働く作業員の企業等への年度別就労者数) 令和 5 年度:11 名 職場定着および一般就労を目指して障がい特性に応じた SST プログラムやメタ認知トレーニング、IT講習を実施し、スキルアップの機会を提供しました。
○庁内職場実習の促進(自立支援課、人事課、支援教育課、庁舎管理課、地域保健課、就業促進課) 庁舎管理課守衛業務、植栽剪定業務等を通じて、支援学校、就労移行支援事業所に在籍する高校生等を対象に職業観の拡大を図り、就労への意欲向上、就労に向けた準備段階の一助となるよう、引き続き実習の受入れを行います。 また、福祉施設利用者や支援学校等の生徒を対象とした府庁での事務補助作業等を通じた職場実習を推進するとともに、難病患者を対象とした府庁での事務補助作業等を通じたモデル実習を行います。	目標値(令和8年度) 支援学校の生徒の庁内職場実習の受入れ 毎年度各支援学校で1名	○知的障がい者及び精神障がい者を対象とした事務補助作業等を通じた大阪府庁内職場実習 取組状況 令和 5 年度:支援学校等生徒(知的障がい生徒自立支援コースの生徒を含む)9 校 9 名 福祉施設利用者 【知的】6 名 【精神】8 名 ○難病患者を対象とした府庁での事務補助作業等を通じたモデル実習 取組状況 令和 5 年度:2 名
○大阪府における障がい者採用の充実(人事課、教育総務企画課、教職員人事課) ひとりでも多くの障がい者に雇用機会を提供し、府全体の障がい者雇用促進に寄与するため、引き続き障がい者を対象とする常勤職員の採用や非常勤職員の採用の取組みを進め、知事部局における障がい者雇用率を令和元年度実績(令和元年度 3.63%)程度に維持することをめざします。 また、障がいのある教員、公立義務教育諸学校事務職員及び実習教員等の採用を進めるとともに、他職種においても採用選考実施について検討をすすめ、法定雇用率の達成をめざします。 その他、「教育庁ハートフルオフィス」において、支援を要する生徒の進路保障・自立支援の一環として、知的障がいのある府立学校の卒業生の就労支援を行います。	目標値(令和6年度) 知事部局において、全国トップレベルの障がい者雇用を維持できるよう採用を進める 教育庁において、法定雇用率を達成できるよう障がいのある教職員等の採用を進める	○知事部局における障がい者雇用実績(非常勤職員を含む) ・令和 5 年度:雇用率 3.49% ○教育委員会における障がい者雇用実績 ・令和 3 年度:雇用率 1.99% ・令和 4 年度:雇用率 2.03% ・令和 5 年度:雇用率 2.09%

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅲ 「働く」

○公共工事発注における雇用・就業促進(総務委託物品課、建設工事課) 大阪府が発注する建設工事や設計業務を請け負う企業に対して、障がい者雇用に関する啓発を行うとともに、障がい者雇用に積極的な企業に対し入札参加資格の等級区分評点に加点することにより、公共工事発注における障がい者の雇用・就業の促進に努めます。 また、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)に基づき、厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業に対し、入札参加停止の措置を行うことにより、一定期間排除を行います。		○建設工事の競争入札参加資格申請時に、障がい者雇用状況報告を求め、法定雇用率を達成している業者のうち希望する者に対し、等級区分評点において福祉点を加算して格付けを行いました。 ○また、電子調達システムのホームページ上に障がい者雇用に関する資料(商工労働部作成)を掲載するとともに、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の発注に際し、障がい者雇用啓発リーフレットをシステム上で配布し、事業主(入札参加登録者・入札参加申込者)に対して障がい者雇用に関する啓発を行いました。 ○なお、入札参加停止となる対象(障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業)はありませんでした。
○委託・役務業務及び物品等の発注における雇用・就業促進(総務委託物品課) 請負契約業務及び物品関係の競争入札公告に際して、電子調達システムのホームページに障がい者雇用に関する資料を掲載するなど、啓発に努めます。 また、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)に基づき、厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業に対し、入札参加停止の措置を行うことにより、一定期間排除を行います。		○電子調達システムのホームページ上に障がい者雇用に関する資料(商工労働部作成)を掲載するとともに、委託役務業務及び物品等の発注に際し、障がい者雇用啓発リーフレットをシステム上で配布し、事業主(入札参加登録者・入札参加申込者)に対して障がい者雇用に関する啓発を行いました。 ○また、各事業主の障がい者雇用数を把握することを目的に、障がい者雇用数を入札参加資格登録申請項目の一つとし、申請時に申告させました。 ○なお、入札参加停止となる対象(障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業)はありませんでした。
○「農と福祉の連携(ハートフルアグリ)」による雇用・就労促進(農政室推進課) ハートフルアグリサポートセンターによるきめ細かな相談対応を実施し、障がい者の雇用・就労による企業等の農業参入を促進するとともに、農業者と福祉施設の作業請負契約の締結支援により、障がい者の就労先の拡大に努めます。	目標値(令和3年度) 4事業所	○「大阪農業つなぐセンター」を通じて、参入相談から経営開始後の販路拡大など各段階を支援し、障がい者の雇用・就労による企業等の農業参入を促進しました。 また、障がい者を雇用したい農業者と福祉事業者をマッチングし、作業請負契約の締結を支援することにより、障がい者の就労先を拡大しました。 【参入事業者数】 令和 2 年度:2 事業者 令和 3 年度:2 事業者 令和 4 年度:4 事業者 令和 5 年度:5 事業者 【作業請負契約締結数】 令和 2 年度:2 件 令和 3 年度:0 件 令和 4 年度:1 件 令和 5 年度:2 件
(1)実際に多くの障がい者が働いている ②企業等の障がい者雇用に対する理解促進		
○事業主に対するきめ細かな支援(就業促進課) 「大阪府障がい者雇用促進センター」(平成 21 年7月設置)において、ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主に対し、障害者雇入れ計画書等の提出を求め、計画の達成に向けた指導・支援を行うとともに、障がい者雇用に取り組もうとする事業主に対し、人材の紹介や民間専門家の派遣のほか、国の特定求職者雇用開発助成金や障害者雇用納付金制度に基づく助成金などの雇用支援制度に関する情報や、障がい者の雇用事例の提供など、個々の事業主のニーズや状況に応じたきめ細かな支援を行います。		○ハートフル条例の対象となる大阪府と契約締結等関係のある法定雇用率未達成事業主及び法定雇用率未達成の特定中小事業主に対し、障がい者雇入れ計画書等の提出を求めるとともに、計画達成に向けた誘導・支援を行いました。 ○「大阪府障がい者雇用促進センター」において、障がい者雇用に取り組もうとする事業主に対し、人材の紹介や民間専門家の派遣のほか、国の特定求職者雇用開発助成金や障がい者雇用納付金制度に基づく助成金などの雇用支援制度に関する情報や障がい者の雇用事例の提供など、個々の事業主のニーズや状況に応じたきめ細かな支援を行いました。 【支援事業主数】(ハートフル条例対象事業主・条例対象外事業主) 607 社(303 社・304 社)

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅲ 「働く」

○民間と連携した雇用拡大・就労支援の推進（ 自立支援課、支援教育課、就業促進課 ） 障がい者の雇用や職場体験実習の受入れ、福祉施設への商品発注などの就労支援を積極的に実施する企業等を「大阪府障がい者サポートカンパニー」として登録し、府内の障がい者雇用の気運を高めるため、その取組みの周知や顕彰を行い、障がい者の雇用と就労支援を推進します。	目標値（令和8年度） 登録数 300 社	○障がい者雇用の機運を高めるため、雇用や就労支援を積極的に実施する企業及び団体等を認証する「大阪府障がい者サポートカンパニー制度」を実施。制度の周知と登録企業の拡大に努めました。 ■令和 5 年度末登録企業数 186 社（うち優良登録企業数：157 社）※就労継続支援 A 型事業所含む ■ハートフル企業顕彰（再掲） 令和 5 年度 大賞 1 者、チャレンジ応援賞 2 者、教育貢献賞 2 者
○職場体験実習機会の確保・拡大（ 就業促進課、自立支援課 ） 職場体験実習の受入れ企業の開拓を図り、就労準備訓練として効果的な体験実習を促進します。 ■職場体験機会の確保 障がい者をはじめとする就職困難者の就職支援を行っているOSAKAしごとフィールドにおいて、職場体験機会の確保に努めます。 ■職場実習機会の拡大 ハートフル条例に基づく法定雇用率未達成事業主に対する雇入れ計画の達成指導において、職場実習機会の確保を図ります。 また、精神・発達障がい者等の職場体験受入れのマッチングを大阪府障がい者サポートカンパニー登録企業等において行うなど、職場実習受入れ機会の拡大につなげていきます。		○職場体験機会の確保 障がい者をはじめとする就職困難者の就業支援を行っている OSAKA しごとフィールドにおいて、障がい者等の職場体験の機会を確保し、職場体験を行いました。 職場体験者数 67 人 ○職場実習機会の拡大 ・ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主に対する雇入れ計画の達成指導において、障がい者の職場実習機会の提供を要請し 32 社（延べ）が職場実習を受け入れました。 ・職場体験受入れ経験の少ない企業を対象に「精神・発達障がい者を中心とした職場体験マッチング会」を実施しました。 【受入企業数・人数】 42 社、165 人
（1）実際に多くの障がい者が働いている ③就労に向けた関係機関の連携		
○大阪府障がい者自立支援協議会における就労支援の推進（ 自立支援課 ） 大阪府障がい者自立支援協議会に設置した就労支援部会において、労働局をはじめとした国の関係機関や市町村と連携のもと、情報共有の仕組みづくり（ネットワーク）など、実効的な連携方策をはじめ、就労に関する課題等について協議検討し、府内における雇用・就労促進のための取組みを推進します。 また、市町村の自立支援協議会に必要な専門部会が設置され適切に運営されるよう働きかけるとともに、市町村の自立支援協議会の活動事例や先行事例等の紹介を行い、地域におけるネットワークの強化を側面的に支援します。	目標値（令和5年度） 就労支援に関する専門部会等をすべての市町村において設置	○大阪府障がい者自立支援協議会の下に就労支援部会を、就労支援部会の下に工賃向上計画の推進に関する専門委員会を設置し、市町村から抽出した地域課題の対応について論点を整理し、その課題解決のための対応方策等を検討しました。 ■就労支援部会の開催状況 令和 5 年度 2 回 ■工賃向上計画の推進に関する専門委員会の開催状況 令和 5 年度 3 回 ■市町村における就労支援に関する専門部会等の設置状況 40 市町村（令和 5 年 11 月時点） ※設置されていない市町村に対しては、市町村ヒアリングの際に、設置を検討するよう働きかけを行っています。
○関係機関の情報の共有化の推進（ 自立支援課、就業促進課、支援教育課、地域保健課 ） 企業等における職場体験実習の受入れや求人情報、人材養成ニーズなどの把握に努め、企業と障がい者の就労マッチングや福祉事業所や支援学校からの一般就労に向けた就労支援の充実、職業訓練生等の就職率の向上を促進するため、府の関係部局による WG での情報共有や施策の連携を図るとともに、国の関係機関等との連携・協力をより一層進めていきます。 また、豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉北、泉南、大阪市の 8 地域において、ブロック別進路指導関係機関連絡会を各々 1～3 回開催し、労働基準監督署、公共職業安定所、就業・生活支援センター、市町村福祉事務所、保健所、障がい者支援施設、支援学校、自立支援推進校、共生推進校等が情報の共有を図ります。	目標値（令和8年度まで）【再掲】 ・大阪障害者職業能力開発校及び府立高等職業技術専門学校における就職率毎年 80％以上 ・民間教育訓練機関を活用した職業訓練における就職率毎年 55％以上	○大阪府の関係部局の情報共有や連携（各部局の施策・事業について相互理解や認識共有）を図るために、定期的にワーキンググループ（商工労働部、教育庁、福祉部、健康医療部）を開催するとともに、施設見学やセミナー等を開催しました。 ○ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主等から提出のあった求人情報について、高等職業技術専門学校、障害者職業能力開発校等の職業訓練機関のほか、高等支援学校やハートフルオフィス等へ情報提供を行いました。 （求人件数） 52 社、87 人 ○大阪障害者職業能力開発校及び府立高等職業技術専門学校における就職者数（就職率） 令和 5 年度 219 名（83.0％） ○民間教育訓練機関に委託して実施する職業訓練 就労移行支援機関等への巡回訪問等を通じた受講促進に努めるとともに、障がい者一人ひとりの適性に配慮した就職支援に努めました。 就職率：令和 5 年度 67.6％（令和 6 年 5 月末現在） ○豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉北、泉南、大阪市の 8 地域において、ブロック別進路指導関係機関連絡会を開催し、労働基準監督署、公共職業安定所、就業・生活支援センター、市町村福祉事務所、保健所、障がい者支援施設、支援学校、自立支援推進校、共生推進校等が情報共有を図りました。 ○令和 5 年度の難病患者を対象とした府庁での事務補助作業を通じた職場実習（モデル実習）について、難病患者の就労相談機関でもある難病相談支援センター、難病医療情報センター、保健所とも連携し情報の共有化を進めています。 ○また、庁内部局（自立支援課、就業促進課、地域保健課）による打ち合わせでの情報共有と事業の連携を図りました。

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅲ 「働く」

○地域就労支援機関による就職支援（就業促進課） 市町村が実施する地域就労支援事業との連携を図り、地域就労支援事業に従事する担当職員を対象に研修を実施するなど、障がい者等への支援スキルの向上を図ります。		○障がい者、ひとり親家庭の親、中高年齢者など、様々な阻害要因を抱えるために就労することが困難な就職困難者に対して、各市町村に設置する地域就労支援センターのコーディネーターが、地域の関係機関と連携し、雇用・就労につなぐための支援を実施しました。 ・府内全市町村で実施。（府内地域就労支援センター 63ヶ所設置） ○地域就労コーディネーターに対する研修養成講座、就労支援コーディネーター研修会等の実施を通じて市町村の底上げを図るなど、市町村における取組みをバックアップしました。 ・就労支援コーディネーターの資質向上：就労支援コーディネーター養成講座、就労支援コーディネーター研修会 ・市町村等との連携強化：大阪府・市町村就労支援事業推進協議会、地域7ブロック部会 ○市町村就職困難者就労支援事業実施状況 障がい者相談者数 624 人 障がい者就労者数 195 人
(2)いろいろな場で障がい者が仕事をできる ①就労移行支援・就労継続支援事業の機能強化		
○就労移行支援事業所等の質の向上（自立支援課） 「障がい者雇用日本一」をめざし、福祉・商工労働・教育委員会の関係部局が連携して、障がい者雇用・就労の促進を図ります。 一般就労への移行促進のため、就労移行支援事業所・就労継続支援 A 型事業所・就労継続支援 B 型事業所に対し、研修等を通じて就労実績の高い事業所の事例や取組み等を普及させ、府内の就労移行支援事業所等の支援力向上を図ります。	目標値(令和5年度) ・福祉施設からの一般就労者数 2,826 人(令和元年度実績の推計の 1.27 倍以上) 就労移行支援事業からの一般就労者数 1,910 人(令和元年度実績の推計の 1.30 倍以上) 就労継続支援A型事業からの一般就労者数 508 人(令和元年度実績の推計の 1.26 倍以上) 就労移行支援B型事業からの一般就労者数 286 人(令和元年度実績の推計の 1.23 倍以上)	○令和 3 年度・令和 4 年度に作成した、就労系障害福祉サービス事業所の支援員を対象とした「障がい者就労支援ガイドブック」をもとに、地域の課題・実情を踏まえた研修を企画・開催するとともに、地域連携が実施されるよう実践までの支援を行いました。 【参考：令和 5 年度実績】 ・福祉施設からの一般就労者数 3,263 人 ・就労移行支援事業からの一般就労者数 1,920 人 ・就労継続支援A型事業からの一般就労者数 705 人 ・就労移行支援B型事業からの一般就労者数 548 人
○就労移行支援・就労継続支援事業所の適正な運営（生活基盤推進課） 法令や国の通知等に基づき、就労移行支援、就労継続支援(A 型・B 型)に対して、それぞれの機能を踏まえて、利用者の状況に応じた個別支援計画が作成されているか等を確認し、それが適切に行われているか指導します。		○利用者サービスの向上等を図るため、事業者に対する指定時研修や集団指導、実地指導等を通じて、利用者の状況に応じた個別支援計画に基づいて支援を行うよう助言・指導を行いました。 ・指定時研修と集団指導は、ウェブ形式(ネットによる動画視聴及びアンケートの実施)で開催しました。 集団指導 年 1 回実施(令和 5 年度： 187 事業所 ※サービス別合計) ・実地指導は、個別の事業者に対して適正な支援が実施されているかの確認・助言・指導を現地に赴き実施しました。(令和 5 年度： 11 事業所 ※サービス別合計)
○精神障がい者の社会参加の支援(精神障がい者社会生活適応訓練事業)（自立支援課） 精神障がい者が一定期間、協力事業所に通い、就労訓練を通じて社会生活を送るための適応力を養うことにより社会的自立を促進します。 また、府民、企業、支援機関等に対して、精神障がい者の社会参加や就労への理解と協力が得られるよう精神障がい者雇用セミナー(協力事業所育成講座)等を開催します。	目標値(令和8年度) ・訓練実施人数 40 名 ・協力事業所育成講座開催数 2回	○精神障がい者の社会参加を進めるため、理解ある協力事業所での実習を通して社会生活適応のための訓練を実施しました。 ▼訓練実施人数：17 人、修了者：9 人、就職者数：2 人、就職率：22％(令和 5 年度) ○また、協力事業所の障がい者への理解促進及び訓練の質の向上を図るため、事業所育成講座を開催しました。 ▼協力事業所育成講座の開催状況(令和 5 年度) 1 回目：44 人(商工労働部と合同で開催)、2 回目：43 人

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅲ 「働く」

(2)いろいろな場で障がい者が仕事をできる ②工賃水準の向上		
○福祉的就労の活性化（自立支援課） 府内福祉施設における利用者の平均工賃実績は依然厳しい状況が続いているため、従来より取り組んでいる福祉施設が策定する「工賃引上げ計画シート」に係る策定の支援や、福祉施設の経営力及び技術力等の向上を図るための各種セミナーの開催、庁内スペースを活用した福祉施設で生産された製品の販売機会や障がい者の就労訓練の場の提供の他、公民連携の企業等と福祉施設とのコーディネートを行う受発注コーディネーターを配置し、受注機会の拡大等により一層取り組みます。 また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の規定により、毎年度策定する「大阪府障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）」に基づき、大阪府における施設からの物品等の調達の増進を図るとともに、市町村に対しても調達方針を策定し、施設からの物品等の調達の増進を図るよう働きかけます。加えて、民間企業等に対しても、施設からの物品等の調達促進の啓発等に取り組みます。	目標値（令和5年度） 就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額 16,500 円	○令和 5 年 3 月に「大阪府工賃向上計画（令和5年度版）」を策定し、「工賃向上計画支援事業」を実施しました。 具体的には福祉施設が策定する「工賃引上げ計画シート」に係る策定支援や実行支援（訪問相談支援・コンサルタントの派遣支援）、福祉施設の経営力及び技術力等の向上を図るための各種セミナーの開催、庁内スペースを活用した福祉施設で生産された製品の販売機会や障がい者の就労訓練の場を提供しました。また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の規定により、「大阪府障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）」を策定し、大阪府における施設からの物品等の調達の増進を図るとともに、市町村に対しても調達方針を策定及び施設からの物品等の調達の増進を図るよう働きかけました。企業等と福祉施設とのコーディネートを行う受発注コーディネーターを配置し、受注機会の拡大等に取り組みました。 ・令和 5 年度 月額平均工賃実績 18,176 円 ※令和 6 年度報酬改定により平均工賃額算定式変更
○既存資源の福祉的活用の促進（農政室推進課） 府内の就労継続支援 B 型事業所の製品紹介や販売活動を広報するため、「授産品フェア」の開催にあたり大阪府立花の文化園を活用します。	目標値 毎年2回（春と秋）にフェアを開催	実績なし（令和 6 年度実施予定）
(2)いろいろな場で障がい者が仕事をできる ③企業等への雇用だけでなく多様な障がい者の働く場の拡大		
○起業支援の充実（自立支援課） 大阪府 IT ステーションにおいて、障がい者の在宅就労等に向けたICT技術等のスキルアップ支援（e ラーニング講座等）を実施し、在宅就業支援団体と連携した就労支援を展開します。		○大阪府ITステーションにおいて、在宅就労を希望する障がい者を対象にICTを活用した就労に向け、eラーニング方式による在宅就労支援訓練を実施しました。 ○在宅就業支援団体と連携し、障がい者の在宅就業を支援するため、企業等から発注された業務の効率的なマッチング体制を構築する在宅就業マッチング支援等事業を実施しました。 ・令和 3 年度 受注額 6,294 千円 対前年比 169.7% ・令和 4 年度 受注額 9,341 千円 対前年比 148.4% ・令和 5 年度 受注額 9,236 千円 対前年比 98.8% 平均 8,290 千円
○重度障がい者に対する就業支援の充実（自立支援課） 障がいの特性や程度により、外出や移動が困難であるために就労を諦めたり、仕事の選択肢が限定されることがないよう、通勤時や就業中において、常時介護を必要とする重度障がい者の日常生活に係る支援の拡充を図ります。		○市町村向け説明会等において、国事業の実施に向けて、好事例の紹介や事業周知を図るなど働きかけを行いました。 令和 5 年度実績 実施市町村数:9 利用人数:51 人 事業総額:99,602 千円
○無資格者による三療業の防止（保健医療企画課） 視覚障がい者の重要な就労分野である三療業（あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業）において、無資格者が従事することのないよう、保健所等の関係機関と連携しながら、必要に応じた指導を行います。 施術所の開設について、保健所に届出の際に、業務に従事する施術者の資格確認を徹底します。 また、施術所において免許資格を持たない者が従事しているとの情報の提供を受けたときは、速やかに保健所職員による調査や適切な指導等を行います。ホームページや府政だよりを活用し、施術者が免許所持者が確認するよう府民への周知を図ります。 法律に基づき施術所開設届出を行っている旨が施術所の広告可能事項に追加されていることを踏まえ、平成 29 年5月から府保健所において、施術所開設者からの申請に基づく「開設届出済証」を交付しており、引き続き府民への周知を図ります。		○視覚障がい者の重要な就労分野である三療業（あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業）について、府民等から施術所で無資格者が従事している情報を得て、保健所職員が現地に赴くなど、事情聴取・指導等を行いました。 ・令和 3 年度 現地確認:5 件 無資格者の従事に対する指導:1 件 ・令和 4 年度 現地確認:1 件 無資格者の従事に対する指導:1 件 ・令和 5 年度 現地確認:1 件 無資格者の従事に対する指導:3 件 ○保健医療室保健医療企画課のホームページで「施術を受けられる際には、施術者が免許保持者であることを確認するよう」啓発するとともに、施術者に対し、施術を行っている者が国家資格者であることを証明するための「厚生労働大臣免許保有証」の活用について案内しました。

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅲ 「働く」

○大阪府 IT ステーションを障がい者雇用・就労の支援拠点とした取組み（自立支援課） 大阪府 IT ステーションにおいて、企業への就職をめざす訓練や、在宅での就労をめざす訓練などを障がい者の個々の適性に応じて行うとともに、市町村、職業訓練施設、支援機関及びハローワーク等と連携し、障がい者の就労支援を包括的に行う「障がい者の雇用・就労支援拠点」として機能します。 ・体調面や就労準備性等に課題があり、障がい福祉サービスの利用や職業訓練に通うことが困難な障がい者に対して、就労支援コーディネーターなどにより、ICTを活用した就労支援を行います。 ・移動が困難でかつ支援機器を利用することにより意思疎通が可能となる重度障がい者に対して、IT 支援機器利用等の相談や体験ほか、IT サポーターの派遣等を行い、重度障がい者の意思疎通と就労準備性の向上への IT 支援を行います。	目標値（令和8年度） ・支援件数 100 件 ・重度障がい者に対するIT支援件数 10 件	○大阪府 IT ステーションにおいて、就労支援コーディネーターなどによる就労支援相談を行い、職業訓練や企業への就職をめざす訓練、在宅での就労をめざす訓練など、障がい者のICTを活用した講習や訓練を実施し、また、支援機関やハローワークとも連携するなど、就労支援を包括的に行いました。 ○また、移動が困難でかつ最新の支援機器を利用することにより意思疎通が可能となる重度障がい者に対して、IT 支援機器利用等の相談や体験、支援機器などの検証や調整と IT サポーターの派遣等を行い、重度障がい者の意思疎通と就労準備性の向上への IT 支援を行い、障がい者のデジタルデバイドを解消するための支援を実施しました。 ◇支援件数 ・令和 5 年度 目標支援件数 100 件 実績支援件数 99 件 達成率 99.0％ ◇重度障がい者に対する IT 支援件数 ・令和 5 年度 目標支援件数 10 件 実績支援件数 18 件 達成率 180.0％
(3)障がい者が長く働き続けることができる		
○職場定着への支援（就業促進課） 障がい者の働きやすい職場づくりを促進するため、関係機関との連携を図りながら、事業主向けの雇用管理セミナーを開催します。 また、職場定着支援、障がい特性やニーズに応じた個別企業への支援の充実を図ります。 職場内でのコミュニケーションに課題のある聴覚障がい者等の職場生活の充実を図るため、手話通訳のできる相談員を配置し、就職前から就職後の労働に関する相談と職業上のトラブルの解決に対する支援を行います。 精神・発達障がい者の雇用や職場定着を促進するため、企業側が採用において実践できる研修や働く精神・発達障がい者のセルフコントロールを企業がサポートするための効果的な雇用管理手法の普及を行います。 また、精神・発達障がい者の職場体験実習機会の確保に取り組みます。		○事業主の理解の促進 障がい者の働きやすい職場づくりを促進するため、関係機関との連携を図りながら、事業主向けの雇用管理セミナーを開催しました。 55 回実施 988 社、1,998 人参加 ○コミュニケーションの確保支援 職場内でのコミュニケーションに課題のある聴覚障がい者等の職場生活の充実を図るため、手話通訳のできる相談員により、就職前から就職後の労働に関する相談と職業上のトラブルの解決に対する支援を行いました。 (相談・支援件数)705 件 ○精神障がい者、発達障がい者の企業受入れ環境整備と雇用管理手法の普及 精神・発達障がい者の雇用や職場定着を促進するため、企業の人事担当者等を対象に研修を行いました。また、働く精神・発達障がい者のセルフコントロールを企業がサポートするための効果的な雇用管理手法の普及を行いました。 ・アドバンス研修 基礎知識研修及び職場体験研修 5 回実施 73 人受講 ・大阪府「雇用管理ツール」の普及促進 各種対話シートの使い方を動画配信（通年） セミナー 2 回実施 47 人受講
○障害者就業・生活支援センターの充実（自立支援課） 就労定着支援事業所及び障害者就業・生活支援センターにおいて、就労移行支援事業所等の福祉施設、医療機関や企業等と連携しながら職場定着支援を行います。 就労定着支援事業においては、就労移行支援事業所等の福祉施設の職場定着支援の義務(努力義務)期間を経過した後の3年間を支援するとともに、就労移行支援事業所等の福祉施設から一般就労された障がい者による就労定着支援事業所の利用拡大及び質の向上を促す仕組みについて検討します。 就労定着支援事業の利用が出来ない場合や利用が終了した場合は、必要に応じて障害者就業・生活支援センターが支援を行うにあたり、職場適応援助者事業等とも連携を図りながら、一時休職からの復職・再就職を含めた個々のニーズや障がい特性を踏まえたきめ細かな就労・生活支援に努めます。また、精神障がい者、発達障がい者の職場定着支援については、特性を踏まえた地域医療との連携をはじめ、企業等への助言・提案による企業理解の促進を図るとともに、必要な情報を本人、職場、支援機関で共有するために作成した支援ツール（就労サポートカード）を活用するなど、効果的な定着支援に努めます。		○障害者就業・生活支援センターでは、令和 5 年度(令和 6 年 3 月 31 日時点)で、19,282 人の障がい者が登録しており、そのうち、職場定着支援件数は 6,454 件でした。府内 18 センターにおいて、地域における就労支援、生活支援の核となるよう関係機関と連携を図りました。 職場定着率 令和 3 年度:85.5％ 令和 4 年度:82.0％ 令和 5 年度:84.7％ 3 カ年平均:84.1％ ○電話や訪問などによる面談を行うなど、企業等と連携した職場定着支援を実施しました。 ○就労定着支援事業において、福祉サービス事業所から一般就労された障がい者が職場に定着できるよう支援しました。 ○府が作成した精神・発達就労サポートカードを障がい者支援のためのツールとして活用するよう、研修会などで支援機関や企業に周知・啓発を行いました。

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅲ 「働く」

○就労定着支援事業所の利用拡大・質の向上（自立支援課） 就労移行支援事業所等の福祉施設から一般就労した障がい者による就労定着支援事業所の利用拡大・質の向上に向け、就労定着支援事業所に対して就労定着の実績が高い事業所の事例や取組みを普及させるなど取り組みます。 また、就労定着支援事業の利用が終了した後の関係機関との連携方法等について検討を進めます。	目標値（令和5年度） ・就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用 ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上	○就労定着支援事業の役割・支援内容等について、支援者向けの研修を実施しました。 【参考：令和 5 年度実績】 ・就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用率：37.6% ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所の割合：64.2%
○関係機関と連携した就労支援策の展開（自立支援課・就業促進課・支援教育課・地域保健課） 障がい種別や程度に関わらず障がい者が利用しやすい就労支援策の展開を図るために、関係部局による WG を開催し、障がい者雇用支援ガイドの作成、各部局が所管する施設の見学会や就労支援施策・制度勉強会などを実施し、関係部局相互の連携・協力をより一層進めます。		・令和 5 年度障がい者雇用支援ガイドの作成 ・第 1 回三部局連携ワーキング会議実施（6 月 21 日） ・障がい者雇用就労支援施策制度勉強会（8 月 17 日） ・第 2 回三部局連携ワーキング会議実施（10 月 12 日） ・三部局連携施設見学会（かんでんエルハート）（2 月 8 日）
○障がい者の就労定着等の促進（自立支援課） 障がい者等の継続雇用のため、事業主における環境整備を支援する職場環境整備等支援組織を活用し、公契約による就職困難者の就労支援や障がい者の職場定着を図ります。		○総合評価一般競争入札や公の施設の指定管理者の選定といった府の公契約において、事業主が職場環境整備等支援組織を活用することを評価項目とし、障がい者の就労定着等を図りました。

具体的な取組み	目標	令和5年度 実施状況
(1)必要な健康・医療サービスを受ける ①医療サービスの充実		
○周産期緊急医療体制の整備・充実(地域保健課) 極小未熟児など重症新生児や母胎・胎児が危険な状態にある妊産婦について、集中治療施設を有する専門医療機関に緊急搬送し、適切な医療が受けられる体制を確保するために、産科、新生児科の連携のもと、24 時間受入れ可能な病院の確保や患者の搬送体制、情報システムの充実を図ります。		○重症新生児や母体・胎児が危険な状態にある妊産婦を、集中治療施設を有する専門医療機関に緊急搬送し、適切な医療が受けられる体制を確保するため、引き続き産科、新生児科の連携のもと、24 時間受入れ可能な病院の確保や患者の搬送体制及び情報システムの整備等を行いました。 【令和 5 年度実績】 ・周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業 調整実績:98 件 ・周産期緊急医療体制整備事業 NMCS 搬送受入件数:1,264 件、OGCS 搬送受入件数:2,173 件
○医療機関や医療スタッフの理解を深めるための取組み(地域生活支援課) 医療機関に望まれる障がい者への配慮等を記載した「障がい者配慮ガイドブック」等について、様々な機会を通じて関係機関に周知し、障がい特性の理解促進・差別解消を図り、障がいのある方が身近な地域で安心して医療を受けることができるよう普及・啓発に努めます。		○医療と福祉の連携強化のため障がい者地域医療ネットワーク推進事業実施連絡会研修会を開催し、障がい者医療の普及・啓発及び推進を行いました。 【令和 5 年度】 ・障がい者地域医療ネットワーク推進事業実施連絡会研修会(第 1 部「脳性まひによる障がいのある方への支援を理解する」、第 2 部「脊髄損傷者の排泄管理について考える ～基本的な症状・新たなアプローチと多職種連携等について～」)令和 5 年 9 月 11 日から 12 月 15 日(YouTube による映像配信) 受講申込 107 名 ・「医療と福祉の連携強化のためのシンポジウム ステージⅦ」 令和 5 年 9 月 10 日(グランフロント大阪タワーC:北館 8 階で対面実施)(大阪府後援)
○障害者総合支援法に基づく自立支援医療費に対する公費負担(地域保健課、地域生活支援課、こころの健康総合センター) 障害者総合支援法に基づき、自立支援医療の認定を受けた障がい者等の支給対象疾患の医療に要する費用に対し、公費負担を行います。 ・自立支援医療(育成医療) ・自立支援医療(更生医療)地サ G ・自立支援医療(精神通院医療)	《参考》 令和元年度実施状況 ＜育成医療＞ 件数 4,606 件 大阪府負担金(1/4 負担) 34,614 千円 ＜更生医療＞ 件数 175,009 件 大阪府負担金(1/4 負担)4,873,870 千円 ＜精神通院医療＞ 件数 96,055 件 医療費支払額 14,814,643 千円(うち国庫負担 7,407,325 千円)	○障害者総合支援法に基づき、自立支援医療の認定を受けた障がい者等の支給対象疾患の医療に要する費用に対し、公費負担を行いました。 ＜育成医療＞ 【令和 5 年度実績】 件数 2,315 件、大阪府負担金(1/4 負担)17,837 千円 ＜精神通院医療＞ 【令和 5 年度実績】 ・件数 121,070 件 ・医療費支払額 18,850,396 千円(うち国庫負担 9,425,198 千円) ＜厚生医療＞ 【令和 5 年度実績】 件数 200,104 件 大阪府負担金(1/4 負担) 4,668,415 千円
○重度の障がい者に対する医療費等の公費負担(地域生活支援課) 医療のセーフティネットの観点から、重度の障がい者が医療機関等の窓口で負担する医療費等の一部を助成する市町村に対し、助成額の1／2を補助します。 令和3年度から精神病床への入院へ助成を拡充するとともに、平成 30 年度の福祉医療費助成制度の再構築について引き続き検証します。	《参考》 令和元年度実施状況 対象者数 149,804 人 大阪府補助額(1／2補助) 9,552,931 千円	○医療のセーフティネットの観点から、重度の障がい者が医療機関等の窓口で負担する医療費等の一部を助成する市町村に対し、助成額の 1/2 を補助しました。 【令和 3 年度】 ＜対象者数>149,729 人 ＜大阪府補助額(1/2 補助)>9,303,389 千円 【令和 4 年度】 ＜対象者数>147,945 人 ＜大阪府補助額(1/2 補助)>9,209,561 千円 【令和 5 年度】 ＜対象者数>145,569 人 ＜大阪府補助額(1/2 補助)>9,475,370 千円
○小児慢性特定疾病医療費助成制度による助成(地域保健課) 小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、小児慢性特定疾病に係る医療費の自己負担分の一部を助成し、患児家庭の医療費の負担軽減を図ります。	《参考》 令和元年度実施状況 承認件数 3,293 件 助成額 1,096,197 千円	○小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成しました。 令和 5 年度実施状況 承認件数 2,766 件 助成額 933,291 千円

○難病患者に対する医療費助成(地域保健課) 難病の患者について医療費の負担軽減を図るため、難病に係る医療費の自己負担分の一部を助成します。	《参考》 令和元年度実施状況 指定難病分 交付件数 45,997 件 助成額 8,768,513 千円 特定疾患分 交付件数 107 件 助成額 19,933 千円	○難病に対する適正医療の普及を推進するため、指定された疾病について、医療費援助による負担軽減を行いました。 令和 5 年度実施状況 指定難病分 交付件数 54,993 件 助成額 11,969,220 千円 特定疾患分 交付件数 79 件 助成額 14,626 千円
○強度行動障がいの状態を示す方及び高次脳機能障がい者に対する医療連携の充実(地域生活支援課) 服薬管理や医療リハビリテーション等、医療機関との連携の継続が必要な実践事例を検証・整理し、情報提供や共有化を図ります。		○強度行動障がいについては、強度行動障がい支援者養成研修【実践研修】の「関係機関(医療機関)との連携の方法」の科目において、連携の必要性等について伝えています。 ○高次脳機能障がいについては、医療機関向け研修を実施しました。 ■研修修了者数及び実施回数 令和 5 年度 76 名・1 回
○発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保(再掲)(地域生活支援課) 発達障がい児者の初診の待機期間を短縮するため、引き続き医師の養成を通じた専門的な医療機関の確保と医療機関ネットワークの充実を図ります。 拠点医療機関へのケースワーカー等の配置等、国の発達障害専門医療機関初診待機解消事業を活用し、発達障がい児者に係るアセスメントの円滑化を通じて、待機期間の短縮を図る新たなスキームを必要な圏域から実施することを検討します。 各圏域の登録医療機関のスキルアップを図るため、拠点医療機関の協力を得て各圏域での陪席を含めた医療機関研修や診療支援機能の充実を図ります。 また、拠点医療機関の横の連携を図るため、協議の場等を設置するなど、府域における発達障がいの診断機能の向上と圏域間の均てん化を図り、拠点医療機関を中心としたネットワークが十分機能するよう取組みを推進します。	目標値(令和5年度) 登録医療機関での初診待機期間の短縮を図る	○医療機関ネットワークの登録医療機関での初診待機期間は約 6 から 7 週間ほどとほぼ横ばい状態で推移しており、特定の医療機関で初診待機期間が長期化する傾向が見られたため、初診待機期間の短縮をめざし、以下の取組を推進しました。 ・大阪母子医療センター及び大阪精神医療センターに委託して小児科医師や精神科医師について、発達障がいの診断ができる専門医師を養成するとともに、地域のかかりつけ医向けに、かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修を実施しました。 ・二次医療圏毎に圏域の医療機関の研修や診療支援の機能のある医療機関を拠点医療機関として指定。医療機関ネットワーク登録医療機関に対して研修会や症例検討会などの診療支援を行い、医療機関間の連携や診断機能の向上を図りました。(豊能:大阪大学医学部附属病院、三島:大阪医科薬科大学病院、北河内:大阪精神医療センター、中河内:八尾市立病院、南河内:近畿大学病院、泉州:大阪母子医療センター) ・大阪母子医療センターに委託して、市町村との連携により診療に必要な情報を収集整理し、受診先の分散化と初診に要する時間の短縮を図るモデル事業を実施しました。
○医療連携の推進(健康づくり課) 二次医療圏毎に、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病の患者にかかる医療連携の状況を、地域で診療に携わる医療従事者間で共有する会議を開催し、地域の実情に応じて、連携体制の充実を図ります。		○二次医療圏毎に、脳血管疾患・心血管疾患・糖尿病にかかる地域医療連携のための連携会議および事業を地域の特性に応じて実施しました。 【会議】 令和 5 年度 会議 34 回 ※令和 5 年度をもって本事業は終了しました。
○精神科病院入院患者の療養環境の向上(こころの健康総合センター) 精神科病院入院患者の適正な医療や保護の確保を図るため、精神科病院実地指導や措置入院患者等の実地審査、精神医療審査会の充実に努めます。 また、精神科病院での虐待防止をはじめ人権に配慮した医療提供体制を構築すること等により療養環境の向上を図るため、精神科医療機関療養環境検討協議会において、療養環境サポーターが医療機関等を訪問し、収集した情報等を検証し、各病院における取組みや実践例についての情報提供や共有化を図ります。		○精神科病院に対する実地指導の実施 ・令和 5 年度は、府内(大阪市、堺市、枚方市、高槻市、八尾市、寝屋川市及び吹田市を除く)の精神科病院(精神科病床を有する病院)は、36 病院となっている。これらのうち、35 病院に対して、入院患者の人権に配慮した適正な精神医療及び保護を確保するため、関係法令の遵守及び適正な医療及び保護の状況を調査し、必要な指導を行いました。 ○措置入院者等の実地審査の実施 ・精神科病院に入院している措置入院者及び医療保護入院者等に適正な医療の提供及び保護が行われるよう当該患者の病状及び処遇に関する審査を実施しました。 令和 5 年度 審査件数:41 件 ○精神医療審査会の実施 ・精神科病院から提出される医療保護入院届及び措置・医療保護入院者定期病状報告書等の審査、入院患者等からの退院及び処遇改善請求の審査を行いました。 入院届審査件数 令和 5 年度:10,021 件

		定期病状報告審査件数 令和 5 年度:4,110 件 退院請求審査件数 令和 5 年度:208 件(受理件数:398 件 取り下げ・退院終了:159 件) 処遇改善請求審査件数 令和 5 年度:62 件(受理件数:111 件 取り下げ・退院終了:39 件) ○その他 精神科医療機関療養環境検討協議会 ・療養環境サポーターが医療機関に訪問し、精神科医療機関療養環境検討協議会で検証し、人権尊重に配慮した医療体制の構築と療養環境の向上に努めました。 精神科医療機関療養環境検討協議会の開催 令和 5 年度:6 回 療養環境サポーターによる医療機関訪問数 令和 5 年度:6 回
○精神疾患の早期治療の推進(地域保健課) こころの健康や依存症、認知症等の精神保健福祉に関する相談・訪問指導を実施し、医療機関への受診勧奨や日常生活を送る上での援助や社会復帰のための支援の充実を図り、当事者が早期に必要な相談、医療を安心して受けることができるようにします。 また、夜間・休日において精神科救急医療システムの充実を図り、当事者が適切な医療処置を受けることができますようにします。	《参考》 令和元年度実施状況 大阪府精神科救急医療情報センター対応件数 2,695 件 夜間・休日精神科身体合併症支援システム利用件数 250 件	○大阪府精神科救急医療情報センター対応件数 令和 5 年度 2,287 件 ○夜間・休日精神科身体合併症支援システム利用件数 令和 5 年度 211 件
○大阪難病医療情報センターの運営(地域保健課) 大阪難病医療情報センターにおいて、難病患者・家族や関係機関を対象に難病医療に関する電話、面接相談等の患者支援を行うとともに、難病医療提供体制を構築するための連携会議や医療従事者研修等を実施します。	目標値 地域のネットワーク強化に向けた研修(会議):年1回以上	○難病患者・家族や関係機関を対象に難病医療に関する電話、面接相談、就労相談などの患者支援を行いました。 ・難病医療に関する相談支援件数(訪問・来所・電話・メール等) 令和 3 年度 3,863 件 令和 4 年度 3,678 件 令和 5 年度 2,977 件 ・コミュニケーション支援:コミュニケーション機器の貸し出し等 ・遺伝相談(件数) 令和 3 年度 0 名 令和 4 年度 2 名 令和 5 年度 1 名 ・就労相談 令和 3 年度 19 名 令和 4 年度 25 名 令和 5 年度 39 名 ・希少難病を対象とした医療・療養相談会 令和 5 年度 13 名(患者と家族含む) ・地域のネットワーク強化、人材育成のための、関係機関対象研修の開催 令和 4 年度 開催数:1 回、参加者数 36 名+α(WEB のため同時聴講者あり) 令和 5 年度 開催数:2 回 参加者数 99 名 ・保健所への支援:講演やカンファレンス、地域ネットワーク会議などでの助言、情報の収集と提供、関係機関への同伴訪問を実施しました。 ○難病医療提供体制を構築するための連携会議や医療従事者研修等を実施しました。 ・難病診療連携拠点病院・難病診療分野別拠点病院連絡会 令和 5 年度 1 回 ・難病医療協力病院連絡会 令和 5 年度 1 回 ・ネットワーク研修会:講演「難病患者の災害支援を考える」研修会 開催 令和 5 年度 1 回 参加者 67 名 ○難病に関する普及・啓発や地域の医療ネットワーク強化のため、「大阪難病医療ネットワーク」のホームページを運営し、拠点病院の難病診療情報の更新や拠点病院の紹介、希少難病の取組ページを継続して掲載しました。
○在宅難病患者に対する訪問指導の実施(地域保健課) 指定難病の医療費助成に係る新規・更新申請時に個別面談などを実施し、患者の状況や支援ニーズに的確に対応した、保健師による個別訪問等の支援を実施します。	目標値 新規申請患者への保健師支援において、初回支援基準票に従った訪問の実施	○指定難病の医療費助成に係る新規・更新申請時に個別面談等を実施し、患者の状況や支援ニーズを把握したうえで、可能な限り支援の必要性の高い難病患者を優先的に順次保健師や専門職種による個別訪問等を実施しました。 ・難病患者宅への訪問件数(延)※指定難病、特定疾患、その他難病患者含む 令和 3 年度 1,525 件 令和 4 年度 1,834 件 令和 5 年度 2,243 件 ○また、新規申請患者への保健師の支援については、初回支援基準票に沿いながら緊急性の高い難病患者を優先的に訪問や電話での支援を実施しました。

○保健所における難病事業の充実(地域保健課) 難病患者を取り巻く社会情勢を踏まえ、疾患に関する理解と日常生活の質の向上につながるよう難病患者や家族を対象とした難病講演会や学習会、患者交流会といった集団支援を行っていきます。 また、地域の状況に合わせた医療・保健・介護・福祉のネットワーク構築に向けて、関係機関対象の研修会等を実施し、地域の療養環境整備を図ります。	目標値 ・難病講演会の開催： 府保健所において年1回以上実施 ・関係機関を対象とした会議や研修の開催： 府保健所年1回以上	○府所管各保健所において、難病患者・家族に向けた難病講演会と交流会を開催しました。また、関係機関に向けた医療・保健・介護・福祉のネットワーク構築に係る会議の開催や、災害対策や就労支援に関する研修会を行いました。 ・難病患者や家族を対象とした研修会・交流会の開催 令和3年度 開催数：1回(Web)、視聴者数 67名 令和4年度 開催数：9回(Web含む)、参加者数 242名 令和5年度 開催数：11回(Web含む)、参加者数 84名 ・関係機関を対象とした研修会の開催 令和3年度 開催数：1回、参加者数 7名 令和4年度 開催数：6回(Web含む)、参加者数：299名 令和5年度 開催数：10回(Web含む)、参加者数 596名
○ハンセン病回復者のニーズに応じた医療・福祉サービスの提供(地域保健課) ハンセン病回復者とその家族が地域社会で安心して生活できるよう、誤った知識に基づく差別や偏見の解消に努めるとともに、ハンセン病後遺症による身体障がいの特性を理解した上で個々のニーズに応じた福祉サービスや専門医療が受けられるよう、関係機関との連携やコーディネート機能の充実に努めます。 ハンセン病後遺症に対し、きめ細かいサービスが提供できるよう関係機関との連携強化や啓発に努めるとともに、安心して受診できる医療機関の充実に努めます。		○地域で暮らすハンセン病回復者とその家族への定期訪問や電話相談により、個別相談事例に応じてニーズを把握し、ハンセン病回復者の求める福祉サービスの提供が可能となるように、ハンセン病回復者支援コーディネーターや市町村、関係機関などと連携を図りながら、必要な支援に努めました。 ○ハンセン病後遺症に対し、適切な医療・介護を提供できるよう、関係機関と連携し、研修等を通じて啓発を行いました。
○障がい者(児)歯科診療の充実(健康づくり課) 障がい者(児)が、必要な歯科診療を受けられるよう、障がい者歯科診療体制の充実・確保に引き続き取り組みます。		○一般歯科診療所では対応の困難な障がい者(児)の診療を行う障がい者歯科診療センターを運営しています。 ・場 所 一般社団法人大阪府歯科医師会附属歯科診療所(大阪市天王寺区) ・開設日時 毎週火曜日、木曜日、土曜日の午後2時から午後4時 ・患者数 令和5年度 3,018人 ○二次医療圏ごとに障がい者(児)歯科診療を実施する医療機関を確保し、障がい者が日常生活圏内においても歯科保健医療サービスを受けられるように、障がい者歯科診療を実施している医療機関等に対して人件費補助を行いました。 ・補助実績 令和5年度 8施設
(1)必要な健康・医療サービスを受ける ②医療依存度の高い重症心身障がい児者等への支援の充実		
○医療依存度の高い重症心身障がい児者等の在宅生活を支える体制整備の推進(地域生活支援課) 医療依存度の高い重症心身障がい児者等を取り巻く様々な課題の解決のために、保健・医療・福祉・教育等関係機関の円滑な連携体制の下、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの強化に取り組みます。 また、市町村における医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場の設置支援や、専門人材の育成を行うとともに、府の協議の場を運営し、市町村等と連携しながら課題解決に向けて検討を進めます。	目標値(令和8年度) 大阪府医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会の運営・充実 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場を全ての市町村において設置。設置済の市町村の協議の場の充実	○保健・医療・福祉・教育等の関係機関が参画し、医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場を全ての市町村において設置するよう努めました。 【具体的な取組み】 ・未設置の市町村に対し、既設置市町村の事例等について情報提供を行うとともに、医療的ケア児の支援に係る協議の場の設置促進働きかけを行いました。 【取組みによる成果】 ・令和5年度末までに設置済：42市町村 ・未定：1市 ○大阪府医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援部会の開催 ・令和5年度 2回(12月11日、3月6日開催) ○医療的ケア児等コーディネーター養成研修 令和5年度 修了者数 38名 医療的ケア児等支援者養成研修 令和5年度 修了者数 87名

○保健所における専門的母子保健事業の実施（地域保健課） 府保健所を拠点として、身体障がい児・慢性疾患児や医療依存度の高い重症心身障がい児その家族等に対して、訪問指導、専門相談、交流会等を実施し、障がい児者等への支援の充実や障がいの受容や生活の質の向上を図ります。 また、医療依存度の高い重症心身障がい児・家族等が地域で安心して生活し、生活の質の向上が図られるように、在宅生活を支援する医療機関・地域の関係機関等のネットワーク連携会議を開催します。		○保健所において、慢性疾患児・身体障がい児や医療的ケア児とその家族に対して、保健師等専門職による訪問指導や療育相談等の個別支援、学習会や交流会等の集団支援を実施しました。 ○また、医療的ケア児に関わる地域医療機関や訪問看護事業所をはじめとする医療・保健・福祉・教育・療育等の関係機関とのケース検討会議等の開催や関係機関からの相談に対応し、地域での在宅療養支援体制の整備を図りました。 【慢性疾患児支援状況】 ・訪問（延件数） 令和 3 年度 963 件、令和 4 年度 1,266 件、令和 5 年度 1,532 件 ・面接（延件数） 令和 3 年度 756 件、令和 4 年度 887 件、令和 5 年度 958 件 ・専門相談・療育相談（延件数） 令和 3 年度 131 件、令和 4 年度 118 件、令和 5 年度 117 件 【身体障がい児支援状況】※医療的ケア児への支援を含む ・訪問（延件数） 令和 3 年度 866 件、令和 4 年度 1,081 件、令和 5 年度 1,555 件 ・面接（延件数） 令和 3 年度 280 件、令和 4 年度 368 件、令和 5 年度 417 件 ・専門相談・療育相談（延件数） 令和 3 年度 42 件、令和 4 年度 15 件、令和 5 年度 50 件 ※医療的ケア児の支援状況（実人数） 令和 3 年度 376 人、令和 4 年度 392 人、令和 5 年度 426 人 【学習会・交流会等】 令和 3 年度 4 回延 39 人、令和 4 年度 8 回延 198 人、令和 5 年度 18 回延 303 人 【小児在宅生活支援地域連携シート《府基本版》の活用】 令和 3 年度 104 件、令和 4 年度 79 件、令和 5 年度 52 件
○医療型短期入所の整備促進（地域生活支援課） 医療的ケアが必要な重症心身障がい児者等の地域生活を支え、家族のレスパイトを実現するために、医療機関の空床を活用した短期入所事業の整備促進に取り組みます。	目標値（令和8年度） 各二次医療圏域における医療型短期入所事業の実施：8圏域	○府内 6 圏域（大阪市、豊能、三島、北河内、南河内、泉州）において医療型短期入所事業を実施し、新規病院の開拓や実施病院の確保に努めました。 【取組みの成果】 実施圏域・病院 令和 5 年度：6 圏域 10 病院 延べ利用日数 令和 5 年度：3,544 日 （政令市への間接補助を含む）
○たん吸引等の業務を行うことができる介護職員等の養成（生活基盤推進課） 介護職員等に対するたん吸引等に係る制度を適切に運用し、障がい福祉分野において医療的ケアに従事する人材の養成や確保を図ります。	目標値（令和5年度） 新たに喀痰吸引等を実施する従事者：約 3,000 人 ※約 1,000 人×3年間	○令和 2 年度末で 9,673 人だった数が令和 5 年度末では 14,206 人となり、4,533 人の増加となりました。
（1）必要な健康・医療サービスを受ける ③二次障がいへの対応		
○障がい者地域医療ネットワークの推進（地域生活支援課） 脳性まひにおける二次障がいや脊髄損傷の合併症等のある方など障がい者が身近な地域で安心して医療が受けられるよう、障がい者地域医療ネットワークを推進するとともに、医療機関従事者に対する研修会等を実施することで普及・啓発に努めます。		○医療と福祉の連携強化のため障がい者地域医療ネットワーク推進事業実施連絡会研修会を開催し、障がい者医療の普及・啓発及び推進を行いました。 【令和 5 年度】 ・障がい者地域医療ネットワーク推進事業実施連絡会研修会（第 1 部「脳性まひによる障がいのある方への支援を理解する」、第 2 部「脊髄損傷者の排泄管理について考える ～基本的な症状・新たなアプローチと多職種連携等について～」）令和 5 年 9 月 11 日から 12 月 15 日（YouTube による映像配信） 受講申込 107 名 ・「医療と福祉の連携強化のためのシンポジウム ステージⅦ」 令和 5 年 9 月 10 日（グランフロント大阪タワーC：北館 8 階で対面実施）（大阪府後援）
（2）（医学・社会的）リハビリテーションを受ける		
○大阪府内地域リハビリテーションの推進（地域生活支援課） 身近な地域で質の高いリハビリテーションを受けることができるよう、大阪府障がい者自立相談支援センターを中心に、保健、福祉、労働などリハビリテーションに携わる関係機関で情報交換などを行い、連携強化を図るとともに地域リハビリテーションに関する情報について広報に努めます。		○大阪障がい者地域リハビリテーション連絡会議（大阪府障がい者自立相談支援センター主催）の開催 ・府内の身体障がい者の保健、医療、福祉、教育、労働などのリハビリテーションに携わる機関が情報の交換と研修を行い、障がい者に対する援助方策の充実並びに連携の強化を図り、地域リハビリテーションを推進しました。 ■連絡会議 ・令和 6 年 2 月 19 日～3 月 3 日 YouTube にて配信。

		・内容(講演)「医療的ケア児の就学について」
○障がい者医療等の推進による自立支援(地域生活支援課) 大阪府内の障がい者医療・リハビリテーションの拠点「障がい者医療・リハビリテーションセンター」において、医療部門(大阪急性期・総合医療センター 障がい者医療・リハビリテーション医療部門)、訓練部門(大阪府立障がい者自立センター)、相談支援部門(大阪府障がい者自立相談支援センター)が連携し、障がい者医療体制の確保、医療リハビリテーションや地域生活への移行に向けた生活リハビリテーションまでのトータルなリハビリテーションを実施するとともに、市町村とも連携して障がい者の地域移行や地域生活を支援します。		○医療部門と福祉部門が相互に連携し、障がい者が早期に地域移行が図れ、地域生活が継続できるためのリハビリテーションを推進するため、「障がい者医療・リハビリテーションセンター」を運営しました。 ■急性期・総合医療センター障がい者リハビリテーション医療部門 急性期から回復期に至る一貫したリハビリテーションや障がい者医療を実施しました。 ■障がい者自立センター 医療機関による医療リハビリテーションを終えられた障がい者や、地域で生活する障がい者等の社会生活力を高めるための自立訓練を実施しました。 ■障がい者自立相談支援センター 障がい者の自立を支援するため、障がい特性に応じた総合的かつ専門的な支援を実施しました。
○高次脳機能障がい者への支援(地域生活支援課) 大阪急性期・総合医療センター 障がい者医療・リハビリテーション医療部門において高次脳機能障がいの診断やリハビリテーションを行います。 大阪府立障がい者自立センターにおける自立訓練を通じて、医学的リハビリテーションや地域生活への移行に向けた社会的リハビリテーションまでのトータルなリハビリテーションを実施するとともに、専門的な支援技法を蓄積します。 大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、高次脳機能障がいの特性や障がい受容等の段階に応じて、適切な時期にきめ細かな対応をすることにより、安定した地域生活が送れるよう、医療機関、障がい福祉サービス事業所、市町村職員を対象とした研修を行い、地域における生活リハビリテーションの普及を図ります。	目標値(令和5年度まで) 医療機関向けの研修会の実施 1 回以上/ 年	○医療機関向け研修を実施しました。 ■研修修了者数及び実施回数 令和 5 年度 76 名、1 回
(3)悩みについて相談する		
○障がい特性に応じた専門的な相談支援機能の充実(地域生活支援課) 大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、相談支援従事者研修や市町村研修・関係機関向け研修等の人材育成を通じて、市町村における相談支援の充実を図ります。 現状において、支援困難な発達障がいを伴う知的障がい者に対し、個々の障がいや行動の特性に即したアセスメントを行い、当事者及び家族の地域での生活の安定につながるよう、市町村や支援機関等に対して具体的な助言及び支援を行います。 なお、高次脳機能障がいの支援において、個別事例に係る支援ノウハウの蓄積が必要であり、市町村等と共に支援方法を検討し、大阪府立障がい者自立センターをはじめ、地域の福祉事業所等が行っている先進的な支援事例等を収集・蓄積することにより、専門相談機関として適切な助言を行います。 また、医療や福祉の両面からのサポートが必要な精神障がい者や難病患者をはじめ障がい者が抱える悩み・課題は複雑化・多様化しており、研修の充実や相談支援体制の確保に努めていきます。	目標値(令和5年度まで) 発達障がいを伴う知的障がい者支援のための研修会を開催 1回以上/ 年	○大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、市町村における相談支援の充実を図るため、相談支援専門員や市町村職員を対象とした研修の実施や、市町村に対する専門的技術的援助及び助言など支援を行いました。 令和 5 年度 ■研修名: 知的障がい・発達障がいの方の感覚面の理解と支援について 開催回数: 1 回 参加数: 87 名 ■研修名: 令和 5 年度大阪府強度行動障がい者支援者養成研修 開催回数: 1 回 講義 1 日程(講義動画配信) 演習 7 日程(内 1 日受講) 参加数: 779 名(修了者数) ○高次脳機能障がいの支援において、コンサルテーション事業を実施し、専門相談機関としての助言を行いました。
○保健所における相談支援機能の充実(地域保健課) 府保健所において、当事者や家族がこころの問題に関する相談をいつでも安心して受けることができるように相談支援体制の充実に努めます。 また、地域の関係機関に対する専門研修の充実を図り、地域の支援体制の向上に向けた取り組みを進めます。 併せて、難病及び小児慢性特定疾病医療費助成申請時に面接を実施し、講演会を年 1 回以上開催するとともに、適切な情報発信ができるように努めます。身体障がい児・慢性疾患児や医療依存度の高い重症心身障がい児その家族等に対して、訪問指導、専門相談、交流会等を実施し、障がい児者等への支援の充実や障がいの受容や生活の質の向上を図ります。	《参考》 大阪府保健所におけるこころの健康相談支援状況 令和元年度 相談実数 3,061 件 相談延べ数 25,879 件 訪問実数 883 件 訪問延べ数 3,210 件 (大阪府9保健所)	○大阪府保健所におけるこころの相談支援状況(令和 5 年度) 相談実数 2,880 件 相談延べ数 23,304 件 訪問実数 808 件 訪問延べ数 25,647 件 (大阪府 9 保健所) ○難病 指定難病の医療費助成に係る新規・更新申請時に個別面談等を実施し、患者の状況や支援ニーズを把握したうえで、支援の必要な難病患者には、感染対策に配慮しながら保健師や専門職種による個別訪問や電話相談を実施しました。また、関係機関との会議において情報共有を行ったうえで、患者や関係者に対して適切な情報発信を行いました。

○各種専門相談の実施(こころの健康総合センター) こころの健康総合センターにおいて、依存症、自死遺族、発達障がいの各専門相談を行うとともに、ひきこもり地域支援センターにおいて、第一次相談窓口として電話相談を行います。		①依存症相談 ○依存症相談事業 依存症相談相談件数(電話＋来所) 令和5年度 実数 787 件(延べ 1813 件) ○家族心理教育プログラムの実施回数 ・薬物依存症の家族サポートプログラム 令和5年度 参加人数 実数 10 名(延べ 37 名) ・ギャンブル依存症家族サポートプログラム 令和5年度 参加人数 実数 9 名(延べ 22 名) ○本人向け集団回復プログラムの実施回数 ・薬物依存症本人向けプログラム 令和5年度 参加人数 実数 4 名(延べ 10 名) ・ギャンブル等依存症本人向けプログラム 令和5年度 参加人数 実数 32 名(延べ 93 名) ②自死遺族相談 ・相談件数(電話＋来所) 令和5年度 実数 40 件(延べ 65 件) ・事例検討会 令和5年度 3 回実施 参加人数 32 名 ③発達障がい専門相談 令和5年度 実数 31 件(延べ 47 件) ④その他 ○ひきこもり相談 ・府民からの相談 令和5年度 延べ 506 件 ・関係機関からの相談 令和5年度 電話 延べ 227 件 訪問 延べ 68 件
○ピアカウンセリングの普及(再掲)(地域生活支援課) 市町村障がい者相談支援事業として位置づけられているピアカウンセリングの普及を図ります。	目標値(令和5年度) 市町村障がい者相談支援事業におけるピアカウンセリング実施市町村数 43(すべての市町村)	○市町村においてピアカウンセリングが実施されるよう、障がい者ピアサポート研修等の機会を通じて普及を図りました。 ■ピアカウンセリング実施市町村数 令和5年度 22 市町
○小児慢性特定疾病児童等ピアカウンセリングの実施(地域保健課) 小児慢性特性疾病児とその保護者に対し、ピアカウンセリングを受ける機会を提供し、疾患に関する不安の解消、軽減を図っていきます。 また、相談を受けるピアカウンセラーの研修の機会を提供し、スキルアップを図っていきます。		○小児慢性特定疾病児等及び保護者等に対して、電話・面接、交流事業等への派遣によるピアカウンセリング等を実施しました。 相談延件数 令和5年度 36 件 ○相談を受けるピアカウンセラーの研修を実施しました。 令和5年度 1 回
○身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者相談員活動の充実(地域生活支援課) 研修を通じて障がい者相談員の専門的な相談対応能力の一層の向上と、障がい者相談員の情報交換を図り、地域の実情に応じた活動を支援します。	目標値(令和5年度まで) 身体障がい者相談員研修 知的障がい者相談員研修 精神障がい者相談員研修 各年1回実施	○障がい者相談員向けの研修を実施し、専門的な相談対応能力の向上を図りました。 ■身体障がい者相談員研修参加者数 令和5年度 26 名 ■知的障がい者相談員研修参加者数 令和5年度 35 名 ■精神障がい者相談員研修参加者数 令和5年度 41 名

○相談支援専門員の養成（地域生活支援課） 多様化する障がい児者のニーズを把握し、的確にアセスメント・モニタリングを実施してサービス等利用計画を作成することによって、きめ細かで適切な支援につなぐ役割を担う相談支援専門員の養成を図るとともに、支援に必要な知識の習得や調整能力等のスキル向上に努めます。 また、医療的ケア児の支援等障がい児者の福祉に係る新たな課題や制度の動向を踏まえ、専門人材としての相談支援専門員の養成とさらなる資質の向上を図ります。	目標値（令和5年度） 相談支援専門員の養成・確保 2,700 人	○相談支援専門員の育成とさらなる資質の向上のため、相談支援従事者初任者研修を実施しました。 ■相談支援従事者初任者研修修了者数 令和 5 年度 471 名 ■大阪府内で活動する相談支援専門員数 2,617 名（令和 5 年 4 月 1 現在）
○依存症対策の推進（地域保健課） 普及啓発としては、依存症の理解を深めるため、若年層を含めた府民への正しい知識の普及と理解の促進に努めます。 相談支援体制の強化としては、依存症に悩む人を支援するための相談対応力を強化します。 医療体制の強化としては、依存症に悩む人を治療につなげるため、依存症の治療が可能な医療機関の充実を図ります。 さらに、相談・治療・回復支援を切れ目なく行うため、自助グループ・民間団体の活動への支援や、さまざまな機関と連携した支援ネットワークを強化します。		○正しい知識の普及や理解の促進のために関係機関等と協力し、普及啓発を実施しました。相談対応力強化のため、LINE を活用した SNS 相談の運用や AI チャットボットの新規開設、さまざまな相談窓口職員を対象とした研修を実施しました。また、医療体制の強化のために、医療機関職員を対象とした依存症の治療に関する専門知識や専門プログラムについての研修を実施しました。さらに、相談・治療・回復支援を切れ目なく行うよう、大阪アディクションセンターのネットワークを通じて、さまざまな関係機関と連携強化を図りました。

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅴ 「楽しむ」

具体的な取組み	目 標	令和5年度 実施状況
(1)余暇活動や社会参加に取り組む ①余暇活動の充実と活動内容の拡大		
○日中一時支援事業の充実(地域生活支援課) 障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、既存の施設を効率的・効果的に活用し、積極的に事業実施できるよう、市町村とともに取り組みます。		○府内 43 市町村が、それぞれの登録事業所において、障がい者等の見守り、社会に適応するための日常的な訓練等に活動の場を提供しました。 【日中一時支援事業の利用者数】 令和 5 年度 23,280 人
○保育所・放課後児童クラブの運営の充実(子育て支援課) 保育所や放課後児童クラブにおいて障がい児の受入れがより進むよう、市町村の取組みを支援します。 また、放課後児童クラブについては、補助制度を活用し、支援学校小学部児童を含む障がい児の利用を促進します。 さらに、保育所保育指針等に基づき、障がいや発達上の課題が見られる子どもの保育の充実や保護者支援、保育所と地域の専門機関や小学校との連携が図られるよう個別指導記録の活用などを各市町村に働きかけるとともに、就学前人権教育研修等において講義や実践報告等を実施し、障がい児保育の充実を図ります。		○地域における保育所において、障がい児の受入れを促進することにより、子どもの健全な成長を促進し、地域の障がい児の子育て環境機能の充実を図りました。 (保育所等における障がい児の受入れ 令和 4 年度:3,155 人(※令和 5 年度は未調査)) ○放課後児童クラブについて、専門的知識等を有する職員を配置し、障がい児対応への体制整備を図る市町村に対して、補助を行いました。 (放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ 令和 5 年度:4,170 人) (放課後児童クラブを利用した支援学校小学部の児童数 令和 5 年度:33 人)
○長期休業期間等の活動の充実と施設開放の推進(地域教育振興課、支援教育課、地域生活支援課) 支援学校の長期休業期間等における課外活動の充実に努めます。 また、夏季休業をはじめとする長期休業期間等における取組みを地域やボランティアの支援を得ながら進めます。 さらに、放課後等デイサービスや日中一時支援事業、移動支援事業等の活用を図れるよう市町村とともに取り組みます。		○放課後等デイサービス事業者の普及等により、支援学校における部活動を維持していくことが難しくなっている学校があります。このことを踏まえ、令和6年1月に大阪府障がい者スポーツ推進会議の中で、支援学校における運動部活動の状況について共有するとともに、専門家による出前事業の活用や、効果的な周知の在り方等、幼児児童生徒のスポーツ活動参加への普及支援手法についての協議を行いました。 ○移動支援事業等の実施については、令和 5 年 5 月の市町村担当者説明会等を通じ、事業の利用を希望する者の心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で、支給決定を行うよう働きかけました。
○大阪府 IT ステーションを拠点とした取組み(自立支援課) 市町村等が実施する基礎的な IT 講習会について、必要に応じて、大阪府が養成した IT サポーターを派遣し、市町村での開催を支援します。さらに、移動が困難で、かつ各種 IT 支援機器を利用することにより、意思疎通が可能となる重度の障がい児者に対して、IT サポーターを派遣し、IT支援機器を活用した意思疎通と就労準備性(働くことについての理解・生活習慣・作業遂行能力や対人関係のスキルなど基礎的な能力)の向上を支援します。		○大阪府 IT ステーションにて、福祉情報コミュニケーションセンターの IT 等を活用した就労支援機能として、各種事業を実施しました。 【実績】 ■ITサポーター養成研修修了者数 障がい者のデジタルデバйд解消のための支援をサポートする、IT サポーター養成研修を実施しました。 令和 3 年度:21 人、令和 4 年度:26 人、令和 5 年度:16 名 ■IT講習会実施市町村数 府内市町村において基礎的な IT 講習会が開催される際に、市町村からサポーター派遣の要請があった場合、町村と連携のもと、IT サポーターを派遣しました。 令和 3 年度:18 市町村、令和 4 年度:17 市町村、令和 5 年度:17 市町村 ■重度障がい者に対する IT 支援機器利用等の支援 移動が困難でかつ最新の支援機器を利用することにより意思疎通が可能となる重度障がい者に対して、IT 支援機器利用等の相談や体験、支援機器などの検証や調整と IT サポーターの派遣等を行い、重度障がい者の意思疎通と就労準備性の向上への IT 支援を行い、障がい者のデジタルデバйдを解消するための支援を実施しました。 令和 3 年度:11 件、令和 4 年度:18 件、令和 5 年度:18 件

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅴ 「楽しむ」

(1)余暇活動や社会参加に取り組む ②障がいのある人となない人の交流、主体的な社会参加		
○スポーツ・レクリエーション、芸術・文化活動の促進(自立支援課) 障がい者理解の促進を図る観点から、以下の取組みを進めます。 ・国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)と連携した幅広い障がい者の文化芸術活動の支援、大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣等 ・障がい者スポーツの支援や振興を担う人材の養成や派遣のほか、府立支援学校や、市町村、障がい者スポーツに関わる様々なスポーツ団体や地域の障がい福祉サービス事業所等との連携等 ・府立障がい者交流促進センター・府立稲スポーツセンターの運営等 ・企業やトップアスリート等と連携した障がい者スポーツの普及啓発のほか、より多くの府民が障がい者スポーツを「ささえる」仕組みづくり ・府内のスポーツ施設において障がい者の利用が進むよう設置者の理解を深める広報・啓発		○障がい者理解の促進を図る観点から、以下の取組みを進めました。 ・国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)と連携した幅広い障がい者の文化芸術活動の支援、大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣等 ・障がい者スポーツの支援や振興を担う人材の養成や派遣のほか、府立支援学校や、市町村、障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体や地域の障がい福祉サービス事業所等との連携等 ・府立障がい者交流促進センター・府立稲スポーツセンターの運営等 ・企業やトップアスリート等と連携した障がい者スポーツの普及啓発のほか、より多くの府民が障がい者スポーツを「ささえる」仕組みづくり ・府内のスポーツ施設において障がい者の利用が進むよう設置者の理解を深める広報・啓発
(1)余暇活動や社会参加に取り組む ③ボランティア活動を活性化する		
○ボランティア活動の振興(男女参画・府民協働課) ボランティアの養成計画や参加事業等ボランティアに関する情報を幅広く収集・提供することで、ボランティア活動により多くの府民の参加や支援が得られる環境整備を図ります。		○府内や市町村のボランティアの養成計画や協働事業等について把握し、府ホームページにおいて幅広く情報提供を行いました。 ○また、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が設置する大阪府ボランティア・市民活動センター運営委員会に参画し、ボランティアを支援する関係機関との体制整備を図りました。
○福祉農園等の活用とボランティア、ボランティアリーダーの支援(環境農林水産総務課) ボランティア活動を軸とした福祉農園の環境整備と農産園芸福祉活動への支援、助言を行います。		○(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所において、以下の3点について、継続的に対応しました。 ・福祉農園を活用し、ボランティアによる地域就労支援センター利用者の体験受け入れ、障がい者施設利用者の活動支援を行いました(毎週金曜日、通年)。 ・農産園芸福祉に取り組む障がい者施設等の関係者の相談・要請に対応し、技術的なアドバイス・支援を行いました。また、活動を支えるボランティアリーダー、ボランティアに対する技術的アドバイスを行いました(随時)。 ・福祉農園を活用し、支援学校教員及び生徒、作業療法学専攻大学生に対し、花、野菜、果樹等の栽培実習を行いました(13回実施)。
(1)余暇活動や社会参加に取り組む ④ピアサポートによる支援		
○発達障がい者へのピアサポートによる支援(一部再掲)(地域生活支援課) 当事者同士やその家族等のニーズに合った、お互いの悩みの相談や情報交換を行う場等の情報提供を行います。		○生きづらさを抱える発達障がいの当事者が、それぞれの体験をもとに相互に助け合いながら、その課題に取り組む大阪府内のセルフヘルプグループの活動状況や連絡先を大阪府のホームページに掲載し、情報提供を行いました。
(2)スポーツ活動に取り組む		
○大阪府立障がい者交流促進センターの運営(自立支援課) 大阪府における障がい者スポーツ(特に競技スポーツ)の広域的中核拠点として、府立支援学校や、障がい者スポーツに関わる様々なスポーツ団体や地域の障がい福祉サービス事業所等との連携・支援の他、広域的な大会の開催・支援など、競技性の向上に資するプログラムを実施します。 障がい者スポーツの競技性や障がい者一人ひとりの競技力の向上、裾野拡大を図ることを目的としている大阪府障がい者スポーツ大会を開催するほか、大阪府障がい者スポーツ大会の成績優秀者等について、強化練習等の支援を行うとともに、全国障がい者スポーツ大会に大阪府選手団として派遣します。 また、上記大会以外の各種競技会との連携や参加者支援等を行い、障がい者スポーツの支援や振興を担う人材の育成を行います。		○大阪府における障がい者スポーツ(特に競技スポーツ)の広域的中核拠点として、府立支援学校や、障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体や地域の障がい福祉サービス事業所等との連携・支援のほか、広域的な大会の開催・支援など、競技性の向上に資するプログラムを実施した。 年間利用者数 令和3年度 110,917人 令和4年度 125,259人 令和5年度 132,797人
○大阪府立稲スポーツセンターの運営等(自立支援課) 障がい者の社会参加の促進を図るため、障がい者のスポーツや文化芸術・レクリエーション活動を支援することを目的とした大阪府立稲スポーツセンターを運営します。大阪府立障がい者交流促進センター等の障がい者スポーツに係る府立施設等と相互連携しながら、府内の障がい者スポーツ振興を図り、府域の障がい者やこれら施設を利用する障がい者にとって、より良い環境・施設とすることをめざします。 また、障がい者文化芸術についても、国際障害者交流センターと連携強化等を図ります。		○障がい者の社会参加の促進を図るため、障がい者のスポーツ及び文化・レクリエーション活動を支援した。 加えて、府立施設として求められる施設機能のあり方等の検討結果を踏まえ、利用環境の継続性の確保、広域的拠点性の確保を継続実施した。 年間利用者数 令和3年度 23,450人 令和4年度 27,265人 令和5年度 28,857人

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅴ「楽しむ」

○大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣等(再掲) (自立支援課) 障がい者スポーツの競技性や障がい者一人ひとりの競技力の向上、裾野拡大を図ることを目的としている大阪府障がい者スポーツ大会を開催するほか、大阪府障がい者スポーツ大会の成績優秀者等について、強化練習等の支援を行うとともに、全国障害者スポーツ大会に大阪府選手団として派遣します。 また、上記大会以外の各種競技会との連携や参加者支援等を行い、障がい者スポーツの支援や振興を担う人材の育成を行います。	目標値(令和5年度) 大阪府障がい者スポーツ大会参加者 1,000人以上	・大阪府障がい者スポーツ大会の開催 大阪府障がい者スポーツ大会参加者数 令和3年度 718人(コロナの影響で中止したため、参加申込者数) 令和4年度 779人 令和5年度 876人 ・強化練習会参加者数 令和3年度 846人 令和4年度 906人 令和5年度 706人 ・全国障害者スポーツ大会への選手団派遣 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で大会中止 令和4年度 140人 令和5年度 154人
○障がい者スポーツ指導者の養成事業等 (自立支援課) 障がい者スポーツの支援や振興を図るため、専門的競技を有する障がい者スポーツ指導員などの人材を養成し、府立支援学校や障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体などへ派遣します。 また、障がい者が地域でスポーツ活動により多く取り組めるよう、身近な地域における活動機会や場所の情報提供の充実に努めます。		○障がい者スポーツ指導員などの人材を、府立支援学校や障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体などへ派遣しました。また、身近な地域における活動機会として、大会や練習会等の案内を行い、情報提供の充実に努めました。 登録者数 1,316人(令和5年度末時点)
○スポーツに親しむ機会の提供 (自立支援課) 大阪府障がい者スポーツ大会など障がい者スポーツのPRを大阪府障がい者スポーツ応援団長を活用して行うほか、企業や障がい者トップアスリート等と連携した障がい者スポーツの普及啓発やスポーツに親しむ機会の提供に努めます。		○大阪府障がい者スポーツ大会など障がい者スポーツのPRを大阪府障がい者スポーツ応援団長を通じて行ったほか、これら大会等の観戦やパラリンピアン等のトップ障がい者アスリートの招聘等、スポーツに親しむ機会の提供に努めました。 ・令和5年度大阪府障がい者スポーツ応援団長 Facebook フォロワー数 213人(令和5年度末時点)
(3) 芸術・文化活動に取り組む		
○芸術・文化活動への支援と自己実現機会の提供 (自立支援課) 障がい者の個性・主体性を最大限に尊重しながら、以下の観点により施策を推進します。 ■場・機会の創出 本来、「障がい」のない世界である「文化芸術」に、誰もが参画可能な鑑賞・創造・作品の発表等の場・機会等の創出をさらに進めます。 ■市場への挑戦 「文化芸術」の分野において、アーティスト・パフォーマー及びその作品・パフォーマンスの芸術的・市場的な評価が適正に行われる環境づくりを進めます。 ■人材育成 「文化芸術」の分野で活躍するアーティスト・パフォーマーのみならず、「文化芸術」分野において障がい者が主体的に活動できる環境づくりを担う、いわば伴奏者ともいうべき人材の育成を図ります。 中間支援を展開し、府内で独自に活動する民間事業者やアーティストの有機的なネットワーク化を図るとともに、府の取組みと民間事業者等の取組みとが、「仕組み」として連携できるような環境づくりを進め、必要に応じ、国に制度改善等を求めています。		○国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)等と連携し、大阪府障がい者舞台芸術オープンカレッジの開催など舞台芸術で活躍する障がい者の育成等を行ったほか、about me への参加や ART OSAKA への出展など障がい者の創造性豊かな絵画等の作品について、「現代アートとしての評価」や「市場へのチャレンジ」につなげる等、幅広く障がい者の文化芸術活動を支援しました。 【令和3年度実績】 大阪府障がい者舞台芸術オープンカレッジ 参加者 425名 about me (YouTube ライブ配信／配信後、アーカイブ配信) 視聴回数 494回 ART OSAKA(出展) 来場者数 2,500名 など 【令和4年度実績】 大阪府障がい者舞台芸術オープンカレッジ 参加者 457名 about me 参加者 1,229名 ART OSAKA(出展) 来場者数 4,700名 など 【令和5年度実績】 大阪府障がい者舞台芸術オープンカレッジ 参加者 455名 about me 参加者 1,376名 ART OSAKA(出展) 来場者数 2,680名 など

具体的な取組み	目標	令和5年度 実施状況
(1)障がいや障がい者への正しい理解を深める ①障がいや障がい者についての広報・啓発 ○障がい者週間を中心とした啓発事業の実施(障がい福祉室) 障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別や虐待の防止、障がい理解を深めるため、障がい者週間(12月3日～9日)を中心として、市町村・障がい者団体・企業等と協働し、啓発事業を実施します。 また、事業者における合理的配慮の理解が進むよう啓発に取り組む他、障がい福祉サービス従事者等を対象にした障がい特性に応じた研修の充実・強化等、主体的な障がい理解を深める取組みの促進をめざします。 ・大阪ふれあいキャンペーン 小学生を対象とした啓発物「大阪ふれあいおりがみ」「大阪ふれあいすごろく」の作成・配布 ・「心の輪を広げる障がい者理解促進事業」作文・ポスターの募集及び表彰 ・「共に生きる障がい者展」等の啓発イベント ・「ヘルプマークの普及・啓発」 ・「心のバリアフリー推進事業」	目標値 ・障がい理解を深めるための啓発物である「大阪ふれあいおりがみ」を大阪府内すべての小学校3年生に配布 ・啓発イベントや府政だより等により、年間を通じて幅広く府民への啓発を実施	○障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別や虐待の防止、障がい理解を深めるため、障がい者週間(12月3日～9日)を中心として、府政だよりの特集記事掲載の他、市町村・障がい者団体・企業等と協働し各種啓発事業を実施しました。 ○大阪ふれあいキャンペーン 府内全市町村、当事者団体、地域福祉団体等と連携し、啓発事業を実施。主に、障がいに関する基本的な理解を深めるための「大阪ふれあいおりがみ」を作成し、府内全ての小学校3年生に配布の他、社会福祉協議会、市町村に配布するとともに、各種啓発イベント等で幅広く配布。また、障がいのある人に対する配慮や工夫などを学ぶための「大阪ふれあいすごろく」を作成し、府内全ての小学校へ配布しました。さらに、幅広い世代を対象とした啓発物「大阪ふれあいクリアファイル」の作成・配布。あわせて、SNS(X(旧Twitter),Instagram)を通し、障がいに関する様々な情報を月2回発信しました。 ○心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスター募集、入選作品の表彰、障がい者週間知事表彰の実施(12月8日(金)於:正庁の間) ○第20回共に生きる障がい者展(会場開催、Web配信)の開催 障がいのある人、ない人が一堂に会し、相互理解を深めることを目的に毎年開催。令和5年度は昨年度と同様に有観客にて会場開催するとともに、その様子の一部をWebにて配信。 ○ヘルプマークの普及・啓発 行政機関・関係団体だけでなく、民間事業者へも協力を依頼し、広く啓発活動を行った。公共交通機関へのポスター掲示、チラシ配架等の協力依頼。他にも、医療機関やコンビニ等、あらゆる場所を活用して啓発活動を実施。 ○心のバリアフリー推進事業 第20回共に生きる障がい者展において障がい者サッカーを通じて、「合理的配慮の提供」についての理解を深めていただくことを目的に、フォーラム「Football For All サッカーをもっとみんなのものに 障がい者サッカーを通じて合理的配慮について学ぶ」を開催しました。フォーラムでは障がい者サッカーを通じて法令や合理的配慮の必要性を学び、実際に障がい者スポーツを体験していただくことで、障がいへの理解促進を図りました。その様子は動画撮影し、後日大阪府ホームページにて公開しました。また、内閣府が改正法を周知するために作成したリーフレットやほんま、おおきに!!～ひろげようこころの輪～障がい理解ハンドブックなどの啓発物による啓発活動を実施しました。
○発達障がいに対する理解促進(地域生活支援課) 発達障がいの特性と特性に応じた合理的な配慮についての理解がより広く浸透し、深まっていくよう、啓発冊子の作成のほか、世界自閉症啓発デー(4月2日)における府内の主要施設のブルーライトアップや発達障がい啓発週間(4月2日から8日)における発達障がいに係る講演会等府民向けへの継続的な啓発活動を進めていきます。		○発達障がいに対する理解促進の取組み(合理的配慮を含む)として、「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障がい啓発週間」(4月2日から8日)におけるポスターの配布や府内の主要な施設のブルーライトアップや発達障がいに係るオンラインセミナーを開催するなど啓発活動を継続して実施しました。
○高次脳機能障がいに対する理解の普及啓発(地域生活支援課) 高次脳機能障がいの特性と特性に応じた合理的な配慮についての理解がより広く浸透し、深まっていくよう、府民への継続的な啓発活動を進めていきます。	目標値(令和5年度まで) 府民向けに啓発リーフレットを配布する等の啓発イベントを実施 1回/年	○啓発イベントを以下のとおり実施しました。 ■開催日及び場所 開催日:令和5年6月18日(日) 場所:イオンモール茨木
○人権教育・啓発活動の推進(人権企画課) 障がい者の人権をはじめ、様々な人権問題について府民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、効果的な情報提供を行うとともに、府民及び市町村・関係団体の職員を対象に参加・体験型の学習機会の普及を図るなど、合理的配慮が実践される環境づくりに向け、人権教育・啓発を推進します。		○大阪府人権白書「ゆまにてなにわ」の発行及びホームページへの掲載 障がい者の人権をはじめ、さまざまな人権問題や相談窓口等を掲載した啓発冊子を年1回発行しました。 (令和3年度)墨字版:40,000部、点字版:200部 (令和4年度)墨字版:30,000部、点字版:200部 (令和5年度)墨字版:30,000部、点字版:200部

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅵ「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」

		○府民や市町村職員及び人権関係団体職員等を対象とした参加・体験型講座の実施 さまざまな人権問題について気づきを促すため、参加・体験型学習の手法を取り入れた講座を市町村との共催により開催しました。 (令和 3 年度)府内 1 市 (令和 4 年度)府内 1 市 (令和 5 年度)府内 1 市 ○人権研修を実践できる人材の養成 豊かな人権感覚を醸成するとともに、地域や職場等で主体的に人権研修を実践できる人材を養成しました。 (令和 3 年度)「人権ファシリテーター養成コース」3 回 「人権ファシリテータースキルアップコース」1 回 (令和 4 年度)「人権ファシリテーター養成コース」3 回 「人権ファシリテータースキルアップコース」1 回 (令和 5 年度)「人権ファシリテーター養成コース」3 回 「人権ファシリテータースキルアップコース」1 回
○大阪府職員に対する研修(人事課) 車椅子や白杖での福祉介助の体験等により、公務員として不可欠な福祉感覚を養うこと、また、点字体験、聴覚障がい疑似体験を通じて、視覚・聴覚障がい者への理解を深めることを目的に、新規採用職員等に対する研修を実施します。 また、職場研修の推進役として、人権問題への認識を深め、職場研修の指導者を養成し、さらにその向上を図ることを目的に、新任課長補佐級職員を対象とした研修を実施します。 その他、主事・技師級職員研修Ⅲ(福祉体験)や人権研修指導者養成研修(部落解放・人権大学講座派遣)、聴覚障がい者に関する理解を深める研修(手話)及び視覚障がい者に関する理解を深める研修(点字)等を実施します。	目標値 ・新規採用職員等を対象に全職種で採用時に、公務員として不可欠な福祉感覚を養い、障がい者への理解を深める研修を実施 ・新任課長補佐級職員を対象に全職種で人権問題に関する研修を実施	○新規採用職員等(全職種)を対象に点字体験実習、聴覚障がい体験実習、障がい特性への理解・対応についての講義を実施しました。 令和 5 年度実績:(体験実習)6 月 26 日、30 日、7 月 3 日 (e ラーニング)6 月 15 日～7 月 31 日 計 425 名修了 ○新任課長補佐級職員(全職種)を対象とした人権問題研修(障がい者の人権に係るものを含む)を実施しました。 令和 5 年度実績:(集合研修)8 月 23 日、30 日 (e ラーニング)7 月 18 日～9 月 8 日 計 124 名修了 ○その他、人権研修指導者養成研修(部落解放・人権大学講座派遣)や、聴覚障がい者に関する理解を深める研修(手話)及び視覚障がい者に関する理解を深める研修(点字)等を実施しました。
○大阪府警察職員に対する研修(府警本部総務課) 障害者差別解消法の理解を深める研修の実施や関係資料の配付などを通して、障がい者や障がいに対する大阪府警察職員の理解を深めていく。		○各所属の窓口業務担当者に対し、障がいを理由とする差別の解消の推進や聴覚障がいに関する講習を実施したほか、幹部職員に対し、障がいを理由とする差別の解消等に関し幹部として求められる役割についての教養を実施しました。 また、「障がいを理由とする差別の解消に向けた取組について」をテーマとした資料を作成し各所属に配付しました。
(1)障がいや障がい者への正しい理解を深める ②障がい者理解を深める教育の推進		
○障がい理解教育の推進(小中学校課、高等学校課) 人権教育基本方針・人権教育推進プランに基づき、人権尊重の観点に立ち、障がい児(者)や障がいに対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進します。 全ての小・中学校・高校の児童生徒が、障がいや障がい児(者)に対する正しい理解と認識を深めるとともに、実践する力を育成します。 総合的な学習の時間や教科学習等の教育課程において、障がい者との交流や体験学習を推進するとともに、福祉・ボランティアにかかわる活動等を充実します。	目標値 ・全小・中学校で障がい理解教育の実施 ・全小・中学校で福祉・ボランティアにかかわる活動を実施 (小・中学校については、教育課程実施状況調査や市町村教育委員会へのヒアリングを通じて状況等を把握) ・全府立高等学校で障がい理解教育の実施 ・合同の研修会の実施(年 1 回)	○府内(政令市を除く)小中学校における障がい理解教育の実施率は、共に 100%でした。(令和 5 年度実績) ○教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向けて、市町村教育委員会指導主事及び小中高等学校教職員を対象に、「小・中・高等学校等障がい理解教育研修会」を実施し、府内教職員の障がい理解教育の充実と推進に努めました。 ・令和 5 年度実績(令和 5 年 12 月 19 日～令和 6 年 1 月 26 日オンデマンド開催)「こころの健康について考えよう」 小学校 285 名、中学校 149 名、高校 53 名、支援学校 32 名、市町村教育委員会指導主事 48 名 計 567 名参加 ○教育課程実施状況調査によると福祉・ボランティア教育に取り組む小・中学校の割合は小学校 94.1%、中学校 81.4%でした。(令和 5 年度実績) (参考) 令和 4 年度:小学校 94.6%、中学校 80.4% ○家庭科、保健体育および総合的な探究の時間などを活用し、様々な人々が共に支え合って生きることの

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅵ 「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」

		意義について理解を深められるよう、実践的、体験的な活動を中心とした障がい理解教育の取組みを全府立高等学校で実施しました。
○教員研修の充実(高等学校課) 大阪府教育センターにおいて、子どもの発達段階に応じて、障がい児(者)や障がいに対する正しい理解と認識をより一層深め、教育内容や指導方法の実践力を向上させるとともに、支援教育を推進するための研修を実施します。 高等学校においても課題である発達障がいに関する研修への参加を促し、実践的な対応力の向上に努めます。	目標値(令和8年度) 全府立高校が「高等学校における支援教育コーディネーター研修」を受講	○教育センター実施の、支援教育をテーマとするすべての総合研修や課題別研修において、障がい理解及び障がい者理解について触れています。 ○支援教育の中心となるコーディネーターの資質向上を図るため、幼稚園、こども園等や小中学校、高等学校、支援学校の教員を対象として、支援教育コーディネーター研修を実施しました。府立高等学校においては、令和5年度154校中87校が研修を受講しています。
○社会教育指導者研修の充実(地域教育振興課) 市町村等において、障がい者や障がいに対する正しい理解を推進する事業の企画立案をする人材や地域活動の核となる人材の資質向上を図るため、様々な教材を活用した参加体験型プログラム等による研修の充実に努めます。 ・大阪府および市町村の社会教育関係職員やPTAの役員など社会教育関係団体の指導者に対する研修の充実 ・参加体験型の学習に対応した教材を活用できるファシリテート(参加者の気づきを促し、学びを深める)スキルの向上		○障がい者の学習活動の支援に向けた人材を養成するため、研修として、大阪府及び市町村社会教育関係者並びに地域活動の核となる人材等を対象に、「人権教育セミナー」及び「人権教育地区別セミナー(兼地区別PTA指導者セミナー)」を実施しました。どちらのセミナーにおいてもワークショップ形式を取り入れ、学びを深め、気づきを実践につなげられるよう促進しました。
(2)障がい者の尊厳を保持する ①障がい者差別の解消		
○障がいを理由とする差別の解消に向けた取組み(障がい福祉企画課) 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを推進するために、広域支援相談員による相談への対応力の向上や大阪府障がい者差別解消協議会や合議体における相談事例等の検証を通じて、その成果を公表するなどして、障がい者差別解消の取組みの充実を図ります。 また、身近な地域で障がい者差別の解消を効果的に推進するため、市町村における相談への対応力の強化が図られるように、府における検証の成果の提供や技術的な助言等による支援を行います。 さらに、市町村の相談機関職員等を対象に、障がい者差別解消支援地域協議会の意義や役割等についての研修を行い、市町村での障がい者差別解消支援地域協議会の設置促進に取り組みます。 加えて、障害者差別解消法で具体的な取組みが求められている事業者での主体的な障がい理解を深める取組みの促進を目指します。	目標値(令和8年度) 障がい者差別解消支援地域協議会未設置全市町村への働きかけ	大阪府障がい者差別解消条例に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るために、「条例による相談等の体制整備」と「啓発活動」を両輪として以下事業に取り組みました。あわせて、これらの差別解消の取組みについて「活動報告書」として取りまとめました。 ○条例による相談等の体制整備 ・府に広域支援相談員を配置し、市町村の相談機関における相談事案(事業者における差別事象が対象)の解決を支援するとともに、相談機関では解決が困難な広域的・専門的な相談事案等に対応しました(相談件数151件(対応回数1,348回))。 ・障がい者差別解消の推進に関する事項を審議するため、障がい者差別解消協議会を開催しました(2回)。 ・合議体において、広域支援相談員等が対応した相談事例の分析等を行い、広域支援相談員への助言を行いました(助言型合議体2回)。 ・市町村の担当者とオンラインで情報交換会を行い、障がい者差別解消のための取組み、障がい者差別解消支援地域協議会を設置するうえでの工夫点や課題等を共有して、設置促進・活性化につながるよう働きかけを行いました(18自治体が参加)。 ・支援地域協議会の設置・運営の方法等について市町村担当職員が学べるよう、内閣府が開催した支援地域協議会体制整備・強化ブロック研修会への参加を呼び掛けました。 ○啓発活動 ・障がい者サッカーを通じて、「合理的配慮の提供」についての理解を深めていただくことを目的に、フォーラム「Football For All サッカーをもっとみんなのものに 障がい者サッカーを通じて合理的配慮について学ぶ」を開催しました。フォーラムでは障がい者サッカーを通じて法令や合理的配慮の必要性を学び、実際に障がい者スポーツを体験していただくことで、障がいへの理解促進を図りました。その様子は動画撮影し、後日大阪府ホームページにて公開しました。 ・内閣府が改正法を周知するために作成したリーフレットやほんま、おおきに!!～ひろげようこころの輪～障がい理解ハンドブックなどの啓発物による啓発活動を実施しました。
○人権が尊重される学校体制の整備・充実と教育の推進(小中学校課) 市町村教育委員会に対して、人権侵害を許さない学校体制の確立と人権侵害事象が生じた場合の適切な対応について徹底します。 各学校におけるセクシュアル・ハラスメント相談窓口について、周知を図ります。 福祉と教育との連携促進や学校における専門家活用によるチーム支援の充実を図るとともに、市町村教育委員会を通じ、すべての教職員が、児童虐待に対する理解を深め、迅速かつ適切な対応について徹底します。	目標値 すべての公立小・中学校で体罰防止マニュアル等を活用した研修を実施	○市町村教育委員会に対して、「指導助言事項」を通して、セクシュアル・ハラスメントの未然防止に向けた学校体制の確立及び事象が生じた場合の適切な対応について徹底しました。 ○学校園におけるセクシュアル・ハラスメントに係る相談窓口は100%設置されています(令和5年度時点)。 ○「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」(平成29年5月改訂)と、令和3年7月に作成した「教職員等による児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた取組み」リーフレット(教育委員会用及び学校園用)を、人権教育主管課長会、担当指導主事会、小

		中学校校長をはじめとした人権教育研修により周知を図りました。 ○市町村教育委員会ヒアリングにて、市町村としての「セクシャル・ハラスメント防止」研修の実施について引き続き指導助言しました。 ○福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを政令市・中核市を除く府内すべての中学校区に週 1 回配置できるよう、市町村に府から補助を行い、福祉機関等との連携促進を図りました。 ○虐待等の深刻な、もしくは深刻化する可能性のある事案については、「いじめ虐待等対応支援体制構築事業」として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等からなる緊急支援チームを、市町村教育委員会の要請に応じて派遣し、市町村及び学校への支援を行っています。 ○「令和 5 年度いじめ・児童虐待防止研修」を、市町村教育委員会指導主事やスクールソーシャルワーカーを対象に、6 月に実施しました。 ○市町村へのヒアリングを通じて、府内の全小中学校において、「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止の手引き」や同手引き「要点編」を活用して教職員対象の研修が実施されていることを確認しています。
(2)障がい者の尊厳を保持する ②障がい者虐待等の防止		
○障がい者虐待の防止に向けた大阪府障がい者権利擁護センターの取組み(障がい福祉企画課、生活基盤推進課) 市町村が設置する障がい者虐待防止センターがその機能を十分に発揮できるよう、市町村の状況を把握し、障がい者虐待の未然防止及び早期発見のための後方支援や連絡調整、専門的に従事する市町村職員等の対応力向上に取り組めます。 障害者虐待防止法に基づき、関係機関や市町村、法的観点及び福祉的観点を踏まえた専門職との連携協力体制を確保します。 また、大阪府障がい者自立支援協議会虐待防止推進部会を開催し、虐待の増減・発生要因や虐待防止に関する課題等について分析・協議を行うとともに、必要に応じて虐待事案の個別ケース検討を行い、関係機関とのネットワーク整備に努めます。 さらに、市町村及び障がい者虐待防止センター職員を対象とした虐待防止研修を実施し、職員の対応力向上に努めるとともに、障がい福祉サービス事業所の管理者等を対象とした虐待防止研修を実施し、事業所における権利擁護の取組みの充実強化を図ります。 また、事業所への集団指導や新規開設する事業所に対する指定時研修においても障がい者虐待の防止について指導等を行います。	目標値(令和8年度) ・市町村に対して、障がい当事者やその家族を対象とした障がい者虐待防止研修の実施を促す ・すべての市町村の職員を対象とした障がい者虐待防止研修の実施(2回／年) ・障がい福祉サービス事業所等を対象とした障がい者虐待防止研修の実施(1回／年)	○大阪府障がい者権利擁護センターの運営 福祉部障がい福祉室同センターにおいて、広域的な市町村間の調整や、情報収集・分析・提供等市町村の後方支援を行いました。使用者虐待の通報・相談窓口としての役割も担いました。また、市町村を訪問し虐待対応の状況等について情報収集を行ったほか、市町村職員向けの研修にて意見交換を行いました。 そのほか、近畿府県障がい者虐待防止担当者と各府県の虐待防止の研修状況など虐待対応の取り組みについて情報交換を行いました。 ○関係機関との連携協力体制 市町村の対応が困難な虐待事例について、専門職(弁護士・社会福祉士)を派遣し、助言等を受けることにより市町村の虐待対応力向上を図りました(2 件)。また、定期的に大阪労働局との会議を行い、使用者虐待における連携を図りました。 ○大阪府障がい者自立支援協議会虐待防止推進部会 虐待防止推進部会を 1 回開催し、府や市の虐待防止に関する取組みについて協議を行ったほか、各参画委員の所属機関での取組みについて情報共有を行いました。 ○障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施 障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の防止や対応に携わる市町村職員が、虐待を受けた障がい者等に対する支援を専門的知識をもって適切に行えるよう、研修を実施しました。また、その研修において障がい当事者やその家族を対象とした障がい者虐待防止研修の実施を促しました。 また、障がい福祉サービス事業所等において、法の趣旨の周知や虐待防止への取組みが適切に行えるよう、管理者等に対し研修を実施しました。 ・市町村・虐待防止センター職員対象研修 基礎研修…講義動画配信、集合形式での演習(出席者 81 名) 現任研修(管理職向け)…集合形式での講義、意見交換(出席者 62 名) 現任研修…講義動画配信、集合形式での演習(出席者 77 名) ・障がい福祉サービス事業所等職員向け研修 講義動画配信、集合形式での演習実施(受講決定者 947 名) ○市町村が「虐待あり」と判断した府管事業所に対して、実地指導を行いました(随時)。 ○大阪府管の障がい児・者の指定事業所を対象として集団指導を実施し、権利擁護・虐待防止について制度の周知と未然防止に向けた指導を実施しました。(児・者それぞれ年 1 回ずつ)。また、新規開設の事業所に対する指定時研修においても、権利擁護・虐待防止に関する内容を盛り込んで実施しました。

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅵ「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」

○被措置児童等虐待防止と権利擁護に向けた取組み(生活基盤推進課) 障がい児入所施設における権利擁護の取組みや虐待の防止・通報義務について集団指導や実地指導等で周知徹底します。また、被措置児童等虐待事案についても、施設指導等を通して再発防止に努めます。		○被措置児童等援助専門部会(家庭支援課共管)において通報等に伴う人権侵害案件を検証しました。 (年 3 回実施) ○集団指導の機会を通じて、権利擁護・虐待防止について制度の周知と未然防止に向けた指導を実施しました(年 1 回実施)。また、実地指導を行い、権利擁護・虐待防止についても指導を行いました。 ○児童が意見表明をできる手段の一つとして、虐待防止リーフレットとはがきを作成し、入所時に児童に配布しました。
○地域における児童虐待防止ネットワークの推進(家庭支援課) 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応につなげるため、身近な地域の福祉・保健・医療・教育など子どもに関する機関が連携した取組みが必要なことから、市町村ごとに設置する要保護児童対策地域協議会の充実強化に努めます。		○要保護児童対策地域協議会の充実強化を図るため、市町村児童家庭相談担当職員の研修等を年 11 回 23 講座実施しました。
(2)障がい者の尊厳を保持する ③権利擁護の充実		
○権利擁護施策の充実(地域福祉課、障がい福祉企画課、地域生活支援課) 自己の判断のみでは日常生活を営むのに支障のある障がい者の権利擁護や福祉サービスなどの利用援助、日常的な金銭管理などを支援するため、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の運営を支援します。 成年後見制度における市長申立が実施されるよう申立研修を実施するとともに、成年後見制度の利用促進に関する取組みを推進するよう、市町村への周知を図ります。 また、制度の担い手として身近な住民による「市民後見人」の養成や地域における公益的な取組みとしての社会福祉法人による法人後見の確保及びその活動を支える仕組みづくりに取り組む市町村を支援します。		○大阪府社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業に対し、補助を行いました。 補助額 319,257,000 円 利用契約者数 2,922 人(令和 5 年度末) ○市町村長申立に係る研修を実施するとともに、各市町村における権利擁護意識向上のため、実務研修及び事例検討及び成年後見制度利用促進における意思決定支援研修を実施しました。 (各研修の出席者数)市町村長申立研修 82 人、実務研修 165 人、事例検討 55 人、 成年後見制度利用促進における意思決定支援研修 83 人 計 385 人 ○市民後見人の養成支援実施 23 市町村に対し、補助を行いました。また、地域における公益的な取組としての法人後見の専門職員養成研修を実施しました。 (市民後見人) バンク登録者延数 1,299 人、受任延件数 508 人(令和 6 年 4 月 1 日) (法人後見人) 養成研修修了者数 127 人、バンク登録者法人数 9 法人(令和 5 年度末) ○市町村障がい者虐待防止担当者に向けて、市町村での成年後見制度利用支援事業の利用促進に関する周知を行いました。 ○相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修において、「障がい福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要を説明するなど、意思決定支援の重要性について理解を促しました。
○福祉サービスに関する苦情解決制度の推進(地域福祉課) 福祉サービスの利用者が、サービス提供事業者に対する苦情等について、話し合い等で解決できない場合に、学識経験者や専門家等で構成する運営適正化委員会(社会福祉法に基づき、大阪府社会福祉協議会に設置)が相談、助言、事情調査又はあっせん等を行います。 大阪府ではこの取組みの周知と事業の実施を支援します。		○福祉サービスに関する苦情について、中立・公正な立場からの解決に向けての相談、助言、あっせんに取り組む大阪府社会福祉協議会の「運営適正化委員会」の運営をはじめ、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員等を対象とする苦情解決に関する研修実施及び事業の周知・啓発について支援しました。 令和 5 年度実績 ・延べ相談件数 1,589 件 ・実施研修参加者数 苦情解決第三者委員研修会 51 人
○福祉サービス第三者評価事業の推進(地域福祉課) 福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その結果を公表することにより、福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資することを目的とする福祉サービス第三者評価事業を推進します。		○福祉サービスの質の向上を促し、併せて福祉サービスの質に関する情報を利用者に提供するため、評価結果の公表を行うとともに、評価調査者の養成に取り組みました。 令和 5 年度実績 ・障がい福祉分野の評価結果公表件数 18 件 ・障がい福祉分野の評価調査者養成人数 14 人 ・総認証機関数 23 件

○障がい者110番事業の実施（自立支援課） 障がい者の権利擁護を図り、自立と社会参加を促進するため、障がい者からの様々な相談に対し、専門機関との連携を図りながら、障がい者が主体的に問題の解決を図ることができるよう、適切な情報の提供や助言等を行います。 常設の相談窓口の設置だけでなく、FAX や留守番電話、電子メールによる受付も行い、また、事業の一層の広報に努めるなど、利用の促進を図ります。		○障がい者の権利擁護を図り、自立と社会参加を促進するため、障がい者からのさまざまな相談に対し、専門機関との連携を図りながら、障がい者が主体的に問題の解決を図ることができるよう、相談内容に応じた情報提供を行い、他に適切な専門機関がある場合はその専門機関を案内するなど、適切な情報提供や助言を行いました。 ○常設の相談窓口の設置だけでなく、FAX や留守番電話、電子メールによる受付も行い、また、事業の一層の広報に努めるなど、利用の促進を図りました。 【実績】相談受付件数 461 件
○消費生活情報の提供の充実（消費生活センター） 悪質商法による被害の未然防止等に向けて、大阪府・大阪市消費生活情報「くらしす」と掲載記事の点字版発行、メールマガジン『大阪府消費生活センター便り』、公式ツイッターの配信等により、最近の消費生活相談の内容、悪質商法とその対策等の情報提供を行い、障がい者の消費生活を支援します。 また、消費者被害防止に向け、地域住民や地域の関係団体で構成される消費者安全確保地域協議会等の見守りネットワークの市町村における設置を支援します。		○生活情報「くらしす」と掲載記事の点字版発行や、メールマガジン「大阪府消費生活センター便り」を配信し、障がい者の消費生活を支援しました。 【実績】 ■生活情報「くらしす」と掲載記事 点字版作成 令和5年度 年4回 各200部 ■メールマガジン「大阪府消費生活センター便り」配信 令和5年度 毎月1回 ■大阪府消費生活センター公式 X アカウント「大阪府消費生活センター」 令和5年度 年間ツイート数 79 件(毎週1ツイート程度) 令和5年度 3月末時点フォロワー数 607 名 ■消費者安全確保地域協議会 令和5年度 3月末時点設置数 14
(2)障がい者の尊厳を保持する ④発達障がい児者の司法関係における支援		
○発達障がい児者の司法関係における支援（地域生活支援課） 発達障がい児者の刑事事件等に係る司法手続の場面において、医療や福祉、行政など他の関係各機関と連携し、その人の特性や状態に応じた意思疎通の手段の確保等の配慮など適切な手続きが進められるよう、司法機関や弁護士等の関係者に実践に結びつくような研修や啓発の取組みについて関係機関等へ働きかけていきます。		○「世界自閉症啓発デー」や「発達障がい啓発週間」など、発達障がいに対する理解促進のための取組みを、継続して実施しました。また、大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）主催の発達障がいの特性を理解していただくため、支援者や行政関係者等を対象とした公開講座を開催しました。
○意思決定支援の質の向上（地域生活支援課） 意思決定支援ガイドライン等を踏まえた障がい者の自己決定の尊重に基づく支援について、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて普及を図ります。		○相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修において、「障がい福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要を説明するなど、意思決定支援の重要性について理解を促しました。
(3)安全・安心を確保する ①防災の推進		
○福祉避難所の必要数の確保等に関する市町村への働きかけ（災害対策課） 要配慮者の避難生活を支援するため、市町村に対し、福祉避難所の必要数の確保や障がい種別に応じた施設の確保等について働きかけます。	目標値(令和8年度) 福祉避難所について必要な数と種類の検討	○福祉避難所については、さらなる必要数の確保等のために、令和5年9月に府内市町村との会議を通じて情報を共有する等、福祉避難所確保のための働きかけを行いました。
○災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の整備・促進（防災企画課、障がい福祉企画課） 自宅の災害リスクを把握し、災害時に適切な避難行動がとれるよう、本府及び市町村の防災部局・福祉部局、福祉関係者等が連携し、ハザードマップ等を活用して、避難行動要支援者等の避難の理解力向上に取り組みます。 また、避難行動要支援者を支援する人材の育成に取り組みます。		○府ホームページや府政だより、防災講演により、避難行動要支援者等の避難の理解力向上に取り組みました。 ○避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進に資するため、福祉部局、健康医療部局等と連携して、以下による人材育成を行いました。 ・市町村のマネジメントを行う副首長、部局長等を対象とした個別避難計画作成に係る研修の実施しました。 ・自主防災組織リーダー育成研修において、避難行動要支援者の支援に関する講義を実施しました。 ・個別避難計画を作成するための人材育成研修や先行事例を共有した市町村職員や個別避難計画作成関係者を対象とした研修の実施しました。 ・府内市町村が個別避難計画の効率的な作成の参考にすることを目的に、府内の先進事例をまとめた「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」の事例追加しました。

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅵ 「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」

○市町村における避難所運営マニュアル策定の促進(災害対策課、障がい福祉企画課) 避難所の適切な QOL の確保に向け、府が作成した「避難所運営マニュアル作成指針」に基づき、地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」の策定と避難所開設訓練等が実施されるよう、市町村に働きかけます。 また、必要に応じ市町村担当者を交えた検討会を設置し、様々な障がい特性への対応方法等を含め、更なるマニュアルの充実に努めます。	目標値(令和8年度) すべての市町村が、平成26年度末までに避難所運営マニュアルを作成しているが、当該マニュアルに基づく避難所開設訓練とその検証の促進を行う	○令和 6 年能登半島地震を受け、障がい特性への対応方法等を含め、マニュアルを充実させるべく、市町村及び関係部局と意見交換を実施。引き続き市町村等と連携し、令和6年度末に避難所運営マニュアル作成指針を改定予定です。
○市町村における福祉避難所(二次的な避難施設)の指定の促進(災害対策課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課) 福祉避難所について、障がい者等の障がい特性に応じた避難所がより一層確保されるよう、関係部局と連携して市町村や事業所に対して働きかけます。 また、民間福祉関係者等の協力も得て、福祉避難所に必要となる要配慮者の利用に配慮した設備等や介護職員等の確保を働きかけます。 さらに、福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者等の協力も得て、社会福祉施設等における緊急一時的な受け入れ態勢の整備に働きかけます。	目標値(令和8年度) 福祉避難所指定のさらなる促進を行い、量的・質的確保をめざす	○関係部局と連携して、令和5年9月に府内市町村との会議を通じて情報を共有する等、福祉避難所確保のための働きかけを行いました。 ○令和 2 年から高齢者等の特段の配慮が必要な方の避難のため、府において、避難所としての多様な施設の活用として、市町村が府内ホテルを活用できるようホテル事業者等と基本協定を締結し、令和 5 年度も継続して働きかけを行いました。
○緊急放送等における配慮の要請(災害対策課、障がい福祉企画課) 緊急放送等において災害情報が確実に障がい者に伝わるよう、要配慮者に配慮した放送がなされるよう、各放送局に対する要請に取り組みます。	目標値(令和8年度) さまざまな障がい者に対し、必要な情報を伝えられるよう努めていく	○協力の得られたマスメディアに対し、テロップに関するアンケート調査をおこない、現在の状況把握に努めました。
○社会福祉施設における災害・避難対策の促進(福祉総務課) 社会福祉施設の集団指導等において、ガイドラインの周知・啓発を実施し、各施設間での応援協定締結を促していきます。	目標値 ガイドラインに基づいた応援協定の締結促進	○府が作成した「社会福祉施設における災害時の施設間相互応援協定締結のためのガイドライン」について、社会福祉施設の集団指導等において、本ガイドラインの周知・啓発を実施し、各施設間での応援協定締結を促しました。また、「防災とボランティアの日」などの機会を捉えた防災訓練の実施及び非常災害対策計画の策定・見直しについて働きかけを行いました。
○災害時における福祉専門職等の確保体制の充実・強化(地域福祉課) 災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、避難所で災害時要配慮者(高齢者や障がい者、子ども等)に対する福祉的支援を行う民間の福祉専門職で構成する大阪DWATの充実・強化を進めます。	目標値(令和5年度) 大阪DWATのメンバーを対象に知識向上を目的とした研修の実施や派遣に向けた想定訓練の実施	○大阪府災害派遣福祉チーム(大阪DWAT)の更なるチーム力の向上を図るため、京都府、奈良県との合同養成研修による新たなチーム員の養成、ステップアップ研修、災害対応訓練及び災害福祉支援ネットワーク会議の開催等を通じて、災害時における福祉支援体制の充実・強化を進めました。 ○令和 6 年能登半島地震に伴い、石川県へ大阪 DWAT チーム員(延べ 38 名)を派遣しました。
○新型コロナウイルス感染症における社会福祉施設等のクラスター対策の促進(社会援護課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課、介護事業者課、子育て支援課、家庭支援課) 新型コロナウイルス感染症について、障がい福祉サービスを提供する施設・事業所などの社会福祉施設等においてクラスターが発生し、事業継続が困難となった場合、衛生資材の調達、応援職員の派遣やゾーニング等の技術指導などの対策を支援していきます。		○救護施設について 保護施設等の感染防止対策に必要な衛生物品の購入や事業継続に必要な経費に対する補助等の支援を実施しました。 ○障がい福祉サービスを提供する施設・事業所などの社会福祉施設等において義務化される業務継続計画(BCP)の策定を支援するため研修を実施しました。また、感染が発生した事業所に対し、いわゆるかかり増し経費の補助を行いました。 ○介護サービス事業所・施設等において感染者が発生した場合においても、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供では想定されない、かかり増し経費等に対応して支援することを目的として、介護サービス事業所等における衛生用品の購入費用等に対する補助や、感染予防に要する衛生用品及び備品の購入費用に対する補助を実施しました。 ○衛生資材等の提供 児童養護施設に検査キット等の衛生資材の提供を実施しました。
(3)安全・安心を確保する ②防犯の推進		
○地域防犯力の向上(治安対策課) 誰もが安全かつ安心して地域社会で過ごせるよう、地域・学校・警察・行政等が連携して、地域の防犯力を高めるための活動を行う地域安全センター(府内全小学校区に設置)を中心に、合同見守り活動や防犯教室の実施などによる防犯ボランティア活動の活性化を図るなど地域防犯力のさらなる向上に取り組めます。		○各警察署のランニングパトロールや、こどもの見守り活動に赴き、その活動を機関紙で紹介するなどして、ボランティア団体の活性化を図りました。また、昨年の 8 月には、ららぽーと堺において、こども 110 番イベントを実施し、約 800 人の観客に向けて、防犯教室を行ってこども 110 番事業の参加や、地域の防犯力を高めるため協力を仰いだほか、海遊館、天王寺動物園、キッズプラザ大阪、堺市立ビックパン

		等大阪府の各地で啓発物品の配布を行って、防犯ボランティア活動への参加を呼び掛けました。 更に、昨年の 11 月 9 日に府庁において、自治体から推薦を受けたボランティア活動優良団体に対し、知事から表彰を行い、表彰の様子をホームページに掲載して、ボランティア活動へ参加や協力を発信しました。
○大阪府警察 ホームページ のユニバーサルデザイン化（ 府警本部広報課 ） ホームページ の新規作成や更新等にあたって、JIS規格に準拠したアクセシビリティに配慮したページ作りを実施するなど常時ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。		○ウェブサイトの新規作成や更新等にあたって、JIS規格に準拠したアクセシビリティに配慮したページ作りを実施したほか、令和 6 年 2 月に府警ウェブサイトを全面的にリニューアルし、利用頻度の高いページのショートカットをトップページに配置したほか、項目の内容が一目でわかるようピクトグラムで表示する等、さらなるユニバーサルデザイン化を推進しました。 ※ 府警では、令和 6 年 2 月 1 日にホームページをリニューアルした際、それまでの呼称であった「ホームページ」から世界的な標準名称である「ウェブサイト」に呼称を統一することとした。
○緊急時における 110 番通報手段の広報（ 府警本部広報課、府警本部通信指令室 ） 「広報コーナー」や「コミュニティープラザ」の施設見学者や一般来場者に対して、「ファックス 110 番」「メール 110 番」の使用方法を説明の上、広報します。 また、大阪府警察 ホームページ の中に「聴覚や言語に障がいのある方のための 110 番」の項目を設け、「ファックス 110 番」や「メール 110 番」の使用方法・注意点等を含め、具体的にわかりやすく広報します。		○「広報コーナー」や「コミュニティープラザ」の施設見学者や一般来場者に対して、「ファックス 110 番」「メール 110 番」の使用方法を説明の上、広報しました。 なお、コミュニティープラザについては、令和 5 年 12 月 22 日に閉鎖しました。 また、大阪府警察ウェブサイトの中に「聴覚や言語に障がいのある方のための 110 番」の項目を設け、「ファックス 110 番」や「メール 110 番」の使用方法・注意点等を含め、具体的にわかりやすく広報しています。 ※ 府警では、令和 6 年 2 月 1 日にホームページをリニューアルした際、それまでの呼称であった「ホームページ」から世界的な標準名称である「ウェブサイト」に呼称を統一することとした。
（4）十分な情報・コミュニケーションを確保する		
○支給決定に係るコミュニケーション支援（ 障がい福祉企画課 ） コミュニケーションに支援が必要な人に対し、障がい福祉サービス等に係る支給決定の際に市町村が行う勘案事項の聞き取り等が円滑に行えるようにするため、手話通訳者等のコミュニケーション支援が行える者の確保に努めるよう、市町村に対し助言等の支援を行います。		○市町村指導において、支給決定の際に実施する認定調査に関しコミュニケーション支援が必要な人について手話通訳者等のコミュニケーション支援を行い、適正な支給決定が行われるよう、助言しています。 ※障がい者自立支援給付支給事務等市町村指導等を実施しました。
○府政情報の提供の充実（ 障がい福祉企画課・府政情報室 ） 府政に関する情報について、障がい特性に配慮して府民に提供するとともに、必要に応じて府政情報の点字化や音声化、テロップ、手話の導入の他、使いやすいホームページづくりに努めます。 災害時等においては、関係部局とも連携しながら、府ホームページやSNS等の広報媒体を活用して、正確でわかりやすい情報発信に努めます。		○府政だよりについて、点字版、拡大版、声のテープ版及びデジジー版を提供するなど、府政に関する情報を障がい特性に配慮して提供しています。
○大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターの運営（ 自立支援課 ） 府立福祉情報コミュニケーションセンターを中核拠点として、盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者や失語症者などの意思疎通支援等に取り組んでいきます。		○府立福祉情報コミュニケーションセンターを中核拠点として、障がい者の相談支援や社会生活支援、意思疎通支援等の各支援事業を実施し、障がい者等の自立と社会参加の促進に努めました。

第 5 次大阪府障がい者計画 具体的な取組みの実施状況

生活場面Ⅵ「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」

○視聴覚障がい者等に対するコミュニケーション支援等の充実等（自立支援課、地域教育振興課） 令和2年6月に運営を開始した「府立福祉情報コミュニケーションセンター」を中核拠点として、盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者及び失語症者などの意思疎通支援等に取り組んでいきます。 障がい者への情報保障機会を確保するため、視聴覚障がい者情報提供施設において、点字や映像コンテンツによる情報提供を行います。 また、府内の公立図書館等と連携した読書バリアフリー法への対応も行っています。 意思疎通支援の必要な障がい者にとって、盲ろう者通訳・介助や手話、要約筆記、点訳・朗読などの意思疎通支援や情報保障を展開します。	目標値 点訳奉仕員（中級）45 人 朗読奉仕員（中級）45 人 特に専門性の高い手話通訳者（※）の養成（令和5年度末）60 人 特に専門性の高い手話通訳者（※）の派遣（利用件数／年）125 件 特に専門性の高い要約筆記者（※）の養成（令和5年度末）15 人 特に専門性の高い要約筆記者（※）の派遣（利用件数／年）65 件 盲ろう者通訳・介助者（※）の養成（令和5年度末）90 人 盲ろう者通訳・介助者（※）の派遣（利用登録者数）118 人 失語症者支援者（※）の養成（令和5年度末）30 人 （※）障害者総合支援法第 78 条に基づく意思疎通支援者	○盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者等に対して、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣を行い、また、相談支援や日常・社会生活支援、障がい者向け媒体の制作・提供・普及、情報機器の貸出、手話言語条例に基づく施策を展開しました。 【実績】 ・点訳奉仕員（中級） 令和 3 年度 13 人、令和 4 年度 20 人、令和 5 年度 10 人 ・朗読奉仕員（中級） 令和 3 年度 27 人、令和 4 年度 15 人、令和 5 年度 13 人 ・特に専門性の高い手話通訳者の養成 令和 3 年度 6 人、令和 4 年度 4 人、令和 5 年度 10 人 ・特に専門性の高い手話通訳者の派遣（利用件数/ 年） 令和 3 年度 58 件、令和 4 年度 106 件、令和 5 年度 83 件 ・特に専門性の高い要約筆記者の養成 令和 3 年度 20 人、令和 4 年度 22 人、令和 5 年度 23 人 ・特に専門性の高い要約筆記者の派遣（利用件数/ 年） 令和 3 年度 44 件、令和 4 年度 56 件、令和 5 年度 75 件 ・盲ろう者通訳・介助者の養成 令和 3 年度 27 人、令和 4 年度 14 人、令和 5 年度 19 人 ・盲ろう者通訳・介助者の派遣（利用登録者数） 令和 3 年度 110 人、令和 4 年度 110 人、令和 5 年度 112 人 ・失語症者支援者の養成 令和 3 年度 6 人、令和 4 年度 0 人（スキームの変更により令和 4 年度は修了者なし（参考：受講者 10 人））、令和 5 年度 28 人 ○府立図書館等で開催されたイベントや研修会等において、読書支援機器での読書体験や府立図書館における利用サービスやさまざまな読書の方法等を紹介するリーフレットの配布による周知を行いました。また、地域教育振興課のホームページにおいて、府内公立図書館が開催する読書バリアフリーに係るイベント情報を提供しました。
○大阪府 IT ステーションを拠点とした取組み（自立支援課） 市町村等が実施する基礎的な IT 講習会について、必要に応じて大阪府が養成した IT サポーターを派遣し、市町村での開催を支援します。 さらに、移動が困難で、かつ各種 IT 支援機器を利用することにより、意思疎通が可能となる重度の障がい児者に対して、IT サポーターを派遣し、IT 支援機器を活用した意思疎通と就労準備性（働くことについての理解・生活習慣・作業遂行能力や対人関係のスキルなど基礎的な能力）の向上を支援します。		○大阪府 IT ステーションにて、福祉情報コミュニケーションセンターの IT 等を活用した就労支援機能として、各種事業を実施しました。 【実績】 ■ITサポーター養成研修修了者数 障がい者のデジタルデバйд解消のための支援をサポートする、IT サポーター養成研修を実施しました。 令和 3 年度：21 人、令和 4 年度：26 人、令和 5 年度：16 人 ■IT講習会実施市町村数 府内市町村において基礎的な IT 講習会が開催される際に、市町村からサポーター派遣の要請があった場合、町村と連携のもと、IT サポーターを派遣しました。 令和 3 年度：18 市町村、令和 4 年度：17 市町村、令和 5 年度：17 市町村 ■重度障がい者に対する IT 支援機器利用等の支援 移動が困難でかつ最新の支援機器を利用することにより意思疎通が可能となる重度障がい者に対して、IT 支援機器利用等の相談や体験、支援機器などの検証や調整と IT サポーターの派遣等を行い、重度障がい者の意思疎通と就労準備性の向上への IT 支援を行い、障がい者のデジタルデバйдを解消するための支援を実施しました。 令和 3 年度：11 件、令和 4 年度：18 件、令和 5 年度：18 件